

神武後記

洋学文庫  
 文庫8  
 J236  
 3

皇后陛下廣嶋行啓  
 兵士彼我傷亡錄  
 朝鮮軍隊勞回使  
 征清大總督，余  
 謀和大使李鴻章渡東  
 六人清使，傷  
 澎湖鳴占領  
 休戰條約  
 占領地總督部余例  
 南征，惡疫  
 大總督宣出征  
 講和條約調印  
 李俊鎔，獄  
 伊藤陸奧西全權，初語  
 平和交復，大詔  
 京都御移營  
 備和条約批准文換  
 甘肅總督，任命  
 遼東還舟，大詔  
 即功審查，任命  
 陸海軍人，賜勅諭

大總督府，凱旋  
 出征軍隊，歸期  
 大毒病東還  
 甚洩叛民，征討  
 平和条約，由李鴻章  
 朝鮮回獨立，謝辭  
 鷄籠港占領  
 臺灣，文附  
 出征軍人死之總數  
 總督臺北入  
 金鶴勳章年金改正  
 授勳賞功  
 金鶴勳章佩用武改正  
 陸海上官叙勳  
 捕虜送還  
 陸海將校叙勳  
 十月八日京城之變  
 後軍記章余例  
 陸海軍人叙勳  
 刘永福，降，推終不  
 陸海軍人，叙勳



神武後記三



皇后陛下廣山鳥行啓

皇后陛下八月十七日御祭廣鳴行啓

の吉昨日御祭系割少左

十七日午前七時

御正門

同日午後六時

名吉屋中忌

市泊東中殿寺別院

十八日午前九時

名吉屋中祭

同日午後五時

神戶中忌

同日午後五時 御指 神戶御用邸

十九日午前十時  
午後五時五十分  
神戶市  
廣島市

大本營内申書

田庄量營口の戦利品

大銃六門 小銃六千餘  
小銃彈 三萬四千餘

砲彈四百等ハ兵變ト罹リ  
(要ハ少クモ之ニ倍モ多ク)

其他押収セザル  
砲 十二門 小銃若干之

營口の戦利品  
大銃各種 五十六門

小銃 二百四十三  
小銃彈 三拾三萬餘

砲彈 一萬五千餘  
砲 一隻

小銃氣船 二隻  
小銃 百餘隻



兵士傷亡録 中報二月十日刊

成歡 清兵 死約二百人 傷約三百人  
日兵 死三十五人 傷六十人

平壤 全 死約二十人 傷約三十人  
死百八十人 傷五百〇二人

九連城 全 死約五百人 傷約千人  
死三十三人 傷百十一人

全州 全 死約四百人 傷約五十人  
死約七十人 傷約五十人

旅順 全 死約千五百人 傷約三千人  
死四十人 傷約三百七十人

豊嶋 全 死約千三百人 傷未詳  
死未詳 傷三人

大孤山沖 全 死約六百人 傷約三百人  
死約八十人 傷百八十六人

草河口 全 死二十人 傷約百人  
死十人 傷四十一人

金家 全 死約百人 傷三百人  
河 全 死五人 傷二十五人

海城 全

死四十人 傷 百人

尾鉦墓 全

死約百人 傷約五百人  
死十二人 傷三百五十七人

總計最初より旅順迄大戦十七回  
清兵死約六千六百六十人

日兵死四百十三人  
清兵傷約九千六百人

日兵傷 千七百十三人  
此外清兵の捕虜とありし者

一此表より清人の計集より正確を望む可き  
こと之を録りて以て参考を備ふ

### 長岡義綱の後報

九連塔入江少佐より左の電報あり  
長岡に於て三月十二日午後西島大佐より情  
報あり  
本日花樹旬子土城子楊木崗に於て士官

復察の後告十款ハ敵ハ昨日の戦鬪後表々  
實向の方向を潰走せり其他異状あり

大孤山 長岡兵站系謀長

三月十四日午後八時五十分野津第一軍司令官より  
左の報あり  
去る十一日ラカテニ兵站司令部の東北二里半の  
処に敗兵約三百集合同じも守備隊を以て撃  
退せし者あり

十二日午後長岡西島大佐の報ハ花樹子土城子  
楊木崗に於て復察士官の報ハ九款ハ昨日の  
戦鬪後東家實向の方向に潰走せし者あり

### 参問使一行

朝鮮より我々軍隊参問使正使趙義尚副使  
嚴世永の一行ハ十五日甲子四日大連港に於て

大君王殿下の勅語ハ左の如し

大日本帝國皇太子高宗陛下の御清陸海軍に  
隊に於ては後推しハ長きよ大日本帝國皇太子

陛下、王國の獨立、東洋大局の平和を維持  
せらるゝ為、清國に向て宣戦を布告せられ  
後、御等、大日本帝國皇帝陛下の陸海軍の  
陸上海上大捷の武功を、羨も是國より大日本  
帝國皇帝陛下の威徳に由ると、皇を仰せ、亦  
御等、大日本帝國皇帝陛下の陸海軍  
將校下士卒の忠勇義烈、出づれば、茲に特  
に、信任を蒙り、軍務大臣、趙義淵を以て、後  
及、後、臣民の誠功を、慰問し、謝意を、御  
等に宣知せしむ

征清大總督の命 三月十七日於  
廣島

今般大總督府を、戦地に進出せしむるに、茲に、其日  
參謀総長、小松宮殿下より、勅語を、御沙汰せられ

勅語

朕、征清の陸海軍、其歩を進め、其

作戦第一期を、経過し、今將に、第二期の作

戦を開始せんとす、又、方々、征清大總督を

命じ、戦地に進出せしむるの必要を、認む

因て、後、今、御等、進出せしむるに、征、全團の指

揮を、以て、假し、配下將官以下、任、是、補

叙の権を、以て、御等、其、此、後、意、を、體

得、て、進、出、せ、し、む、に、以、て、我、國、威、を、宣、揚、せ、し、む

御沙汰書

征清大總督 彰仁親王

今般大總督府を、戦地に進出せしむるに、

命大本營中作戦必要を措機関  
の一部を従属せしむ

三月十七日 親任 於大本營

任近衛院議長 近衛大臣 後二位 勳一等伯爵 黒田清隆

任大藏大臣 後二位 勳一等伯爵 松方正義

任逓信大臣 大藏大臣 三位 勳二等 渡邊國武

任近衛院議長 黒田清隆

任内閣外列せしむ

任牛莊附近の捕虜

三月十六日 午後三時五十分 大本營

三月十七日 午後九時三十分 大本營

捕虜及び其附近に於て獲らる捕虜の多く

は威軍に属す 湖南湖北の多きを能く其の

規則に復従し 将校中隊長以下七名 文官

十九名 下士兵二百二十名 将校の階級は

大中佐 相當者三名 大中尉 相當者三名

各一名 少尉 相當者一名 兵士 五十名

文官は 爲く 文庫軍に属す 幕僚及書記

計 天州縣官候補者七名 以下者三名

此段報告す

昨十八日の 勅語を黒田松平院議長より賜ふ

朕惟る清使現に東朝の年より其會商

の結果未だ逆如く知るべからざる也

一と云戦局を收るに應ずるに特に松府

の諷謀を待つに多からん卿丈に能く

松府院議長に重責を委す以て贊襄

の任を命ずるに御意に承りて可なり

同日松方大蔵大臣より賜ふ 勅語

朕惟る異日戦を收るに應ずるに財政を

整理するに事尤も重要なり属し候

日夕艱念を所し候今卿丈に委する

に地重任を以て松府院議長に委す

且て副官に候に望み副官より承りて

西國入主勅の御意

李鴻章東朝 三月十九日午前十時

李鴻章一行を乗せし汽船二艘

只今着せり

三月十九日午前十時馬関港

李鴻章一行の乗せし汽船二艘の二船は急

秋期より二連馬関港に用形戸二太湖及び

午前十時半入港せり二汽船は共檣旗より

鼓一艦六独逸國旗を掲げ居り入港向ふ

三氏は其旅船にて同船を訪問し、フオスター一名  
の外人及陶大均亦一名の支那人を伴ひ午前十時上陸  
せり  
前々上陸せしフオスター、ベネツク、伍廷芳、陶大均の四名  
ありて旅館を檢ふの後、伍廷芳、陶大均ハ李鴻章ヲ  
凌余の爲め舟に乗り歸れり、李鴻章ハ少く風邪の  
様子にて陸上の旅館より船中の方致から暖あへんとて  
自らハ船中より先づ伍廷芳を引上陸せしむる由  
昨日電報より外を以て左の通し公示されしなり  
清國使節末朝、付内閣総理大臣伯爵伊藤  
博文、外務大臣子爵陸奥宗光ハ全權辦理  
大臣仰付けられしなり

### 西國全權の初討面

馬関三月二十日發

西國全權の會見ハ一時同條あり、本六今日  
昨二十五日談判あり、及び歸船ありしなり  
西國全權會見の席より列強より日本の方致  
ハ伊藤、伍廷芳、陸奥、外務の支大臣と外ハ伊藤  
書記官長井上中田の西書記官長なる横原

陳政の七氏ありて支那方ありてハ李鴻章、李及  
李廷芳、羅豐三、孫馬建忠、伍廷芳、羅康、陸  
序永銘の七氏あり  
明廿一日午退、双方の全權再度の會見を為  
す事あり

### 李使節旅館入

三月廿一日午前十時、馬関發  
李鴻章、李廷芳、馬建忠、羅豐三、孫伍廷芳  
外七名、今日午前十時上陸、旅館引接あり  
あり

### 才二の會見

馬関三月廿一日午後五時  
ハ分發  
西國全權の會見二時間あり、及び午後六時、伊藤  
書記官長、孫馬建忠、伍廷芳、羅康、陸序永銘、  
外七名、今日午前十時上陸、旅館引接あり

### 須徳表



昨々衆議院より決せらるる上奏案ハ何レ

衆議院議長臣楠本正隆本院の決議を具し誠

懇誠惶謹々奏す

伏して惟々 陛下御さす六師を誓ひ大毒翳を

進め給ひしより烈暑初寒艱苦を士卒と同く

以て軍國の機務を親裁し給ふ前後一日の如

く 列聖の威靈 陛下の神武に頼り民心内々

奮ふ兵氣外々震ふ 皇師の向ふ雷聲乎電制乎

水陸風靡を今や陸海各軍愈其歩を進め

才二期作戦を開始せしむるを勅し給へり中外

馳心 聖意の遠大なるを欽仰せざる者あり

んや我武雄揚り 皇威其れ八紘に榮揚せ

ん臣等感激の至し堪へず謹て奏す

戦功表彰書

本院ハ前上臨時帝國議會に於て國民を代表

し遠征軍隊の功勞を感謝せり爾來我軍隊の

雪嶺を踏み東海を凌ぎ奮戦勇闘を以て

回成並京を風靡し山東を席捲し北洋飛隊を

殄滅し日章の光輝を以て山海に照耀せしむ抑

志誠義烈國に報い憤り敵をうちあらしむるに

絶矢の偉功あり奏す此の功を以て得んや今や我

局を懸張り足す其の作戦を開始するの機会に際

して進ん全局面の大捷あり收むるに於て其勞苦念ん大

なるものあり其國に感謝する所なり爰に

特ニ議決し誠實に國民の意思を表彰す

第三回の會見

三月廿四日午後三時 馬場

今日四日三時李鴻章公轎が来り太子徑を

外四名ハ勅を以り談判あり其とき我全權

は第三回の會見を為せり我列席員

ハ前同し

李鴻章其人の爲に傷けり

三月廿四日午後三時馬場會  
今日午後四時中野談判を終り李鴻章公



勅使慰問

三月二十五日 午前七時  
度々発

昨夕突漢李伯を狙撃せし事電報達を  
やき地文武官の驚き一方ならず早速  
両陛下に奏問せし事ありしに

両陛下に六事敵国の使臣に問ふを以て  
痛く大御心を痛ませられ且李伯の為り又

深く憂い毒を思召され遂に侍従武官

中村大佐を、両陛下の勅使として今朝

出發馬關に赴き李伯を見舞はしめ

給ふ

詔勅

朕惟を清國に於て現に交戦中にして然るに

已に其使臣に簡派し禮ヲ具へ或は依り以て

和ヲ議せしめ朕亦全権辦理大臣ヲ命じ

之以下に閣に會同高議せしめ朕は固より國

際ノ成例ヲ踐し國家ノ名譽ヲ以テ適當

ノ待遇ト敬言衛トし清國使臣ニ与へサルハ

カラス乃特許有司ニ命じ此處に所ナカラ

シム而シテ不幸に害ヲ使臣ニ加フル者徒

ラ出ス朕深ク之ヲ憾み其犯人加キ

有司固言る法ヲ案ニ慶討ニ假借ス所  
ナカレシ百僚臣庶夫レ亦更ニ善ク保カ  
意ヲ體シ嚴ニ不逞ヲ戒メ以テ固光ヲ損  
ス勿カラシコトヲ努メヨ

御名 御印

明治三十八年三月廿五日

味 皇太后陛下 (各大臣副署)

皇太后陛下 御詔 廿二日

李似章及傷 皇太后陛下より看護婦三名看護の爲め是

御調養の編帯ニ下ツテ持来可為以古市沙汰

昨の度度川上中將より立派各大臣宛より  
左の電報が送られた

午後一ツ時石黒佐兵衛軍医佐藤馬関  
参りて左の電報が送られた

概々見よ 案下よ及んば

西宮史の進退伺

原山口縣知事及後藤村長が徳国使節  
伴立地一取降不交分り

然し防くべき事 大坂關生

自か防保く恐猶直ニ進退伺

諸名臣の診断書

三月二十五日午後二時三十分引接寺に於て軍医長  
栗本黒伏兵衛西脇技師中野陸軍三奇軍至

右田正載 李伯の侍臣トクハ林野輝 佛國公使録附  
小笠原ハハハ立會の上李中堂の欽創を授け



仰らぬ患者の國より並居る医員者獲婦執火之熱泣  
涙を袂に濡ししとく

### 勅使李鴻章を辱問す

今廿六日午前十一時中村侍後武官井上少技監共  
勅使として引接寺より李鴻章の病床よりして  
彼を辱問す。彼は答へて李鍾芳代りて答へ  
出迎へる處接所より出たり

勅使ハ 兩陛下使節の遭難を聞かれて痛く  
望望悲嘆互らせ給ふ所幕僚の爲めか官を差  
遣はれ速に手合せせんとす。李鴻章は給ふ旨を傳へ  
李鍾芳が復讐する事を許す。奉る是より一同

引取りし時午前十一時三十分  
今日廿六日李伯の定宿は昨日より能く御濕紙持とも  
同様にして食慾ハ昨日より進む

李又一行ハ治療の大苦痛を感ひ去りて廣  
睡劇を演じて居る。煙草を當初林聯輝佛國公使館  
附のタバコ屋に陸軍二等軍医正吉吉田の三氏を致  
し及出され其後同着せしむ。見送りし時  
昨日在幕軍医総監診察ありて銀丸を採取しし

易の旅術を以て消毒して他の用意を爲す。其  
中銀丸を採取ししは旅行後奈落寺より八平  
からし。且一人一行の中心あり。銀丸及其後同着  
せしむ。少しの害なきを以て當初の具は通し  
治療はしむ。其後左は三十日間より全愈  
するに及ぶ。其後八日間の静養ありて

### 伊藤総理の帰京

伊藤総理大臣は叙々秘書官陸奥義経長官を連  
れ今廿二日午後三時三十分馬車にて

### 帝國議會開院式

去廿五日帝國議會開院の知事都台者等延列  
し。尔より於今廿七日午前十一時貴族院に於て帝國  
議會開會式執行可致す。御出されし時

### 元漢の豫審終結

三月廿六日午後十一時  
三十八馬車にて  
貴族院裁判所より戻りて。元行者山山六三  
の豫審終結。重罪に於て。元行者山山六三

外一名大警部へ巡査三名付添ひ山口地方裁判所へ  
護送しし

知使再い李公を問ふ

知使中村侍從武之儀ハ多数部憲兵ヲ護衛セラ  
ル今元二日午前六時再い李伯久入拜ハ九三十分許  
りして退かせり  
中村知使ハ八ヶ山嶺より今日午後五時頃を以テ帰郷  
の途上試く

李鴻章の一言

三月廿七日  
時事新報

頃日本領事ハ信人ヲ遣りて云今面ハ信ハ戦争ハ及  
固の間ハ人命更他莫大ノ被害ヲ与テ特ニ我ハ信  
固ハ連敗連敗各要地ハ日軍ノ手ニ落テ破産軍  
糧ニ或ハ破壊スル或ハ捕獲スルニ言フニ愚ハ  
非運ニ留リしれども然レ其結果トシテ我東洋ニ  
文明ノ曙光ニ漏ラセシムルハ必ズ其ハ東洋大變  
為ルハ大ニ慮ビし不キニ非ズ

知事致三部長の慰問詞

三月廿七日

山口知事 原保大 中及同知事 部長 後益松吉  
郎ハ内務大臣ニ進呈伺ヒテ差入リし事ハ昨日西  
人共懲罰吏職ノ旨達セラレ知事 部長 於位記及上  
へき旨ヲ達セ給ハルニ至リ

徳湖島占領

三月廿九日午時頃山口 大本營  
今朝五時海軍陸戦隊ハ上陸セリ又枝隊ハ

数回大砲ヲ放シ三十分ノ後南津浦ノ北ニ東ニ上ル  
高地ハ破テ及東西北方ノ高地ヲ占領シ枝隊ハ全  
力ヲ用テ馬公嶺ニ向テ前進シ該砲臺ヲ十五班破リ  
自隊ヲ死傷スル海軍陸戦隊ハ砲臺附近ニ守  
備山頂半島ノ岨ヲ抑ヘ又飛隊ノ一部ハ山頂半  
島ノ岨ヲ占領シ居ルハ本日馬台城ヲ果テ取リ  
得ル明後日山頂半島ノ岨ヲ占領シ着手スルニ  
至ル

三月廿四日

徳湖島

出羽聯合隊隊長







談判の當初李鴻章ハ休戦を請ふ  
依りて我ハ山海関太沽の砲臺及鐵道を  
擔保として相談中彼の允諾あり此際  
特々大國の禮度を以て無條件を念  
休戦を許しし但一我兵の星節(非我)  
其濱附近の戦争ハ地限り非也

### 允漢の處刑

三月三十日午時三十分山口發  
本日は午時山口地方裁判所於て允漢小山豊  
太郎の公判及開庭裁判長ハ鶴岡操事ハ星節  
辨護士ハ小川之  
被告ハ辨護達者ナシ李伯言等ハ五個年の越え  
を述へ間ハ涙を垂り午後四時を以て無期徒刑ハ

### 休戦條約

大日本國皇帝陛下ハ今回不慮ノ變事ノ為メ情和談  
判ノ進行ヲ妨碍セシメ以テ茲ニ一時休戦ヲ承諾スル  
キコトヲ其ノ全權辦理大臣ニ命セタリ因テ大日本  
國皇帝陛下ノ全權辦理大臣ハ閣總理大臣  
後二位勳一等伯爵李鴻章全權辦理大臣ハ  
勳大臣後二位勳一等子爵陸奧宗光及大清  
國皇帝陛下ノ欽差頭等全權大臣太子太傅文  
華殿大學士北洋大臣直隸總督一等毅伯李  
鴻章ハ左ノ休戦條約ヲ締結セリ  
第一條 日清兩國政府ハ奉天省直隸省山東省地方  
ニ於テ下ニ記スル條項ニ從テ兩國海陸軍兵  
戰ヲ約ス  
第二條 本定約効力ニ依リ休戦スルキ軍隊ハ安東陸軍  
戰ヲ停止スル所當ノ所名異屯駐スル場所ヲ保持

スノ權利ヲ有スヘシ但本條約ノ期限内ハ如何  
トモ場合タリ共前記ノ場所以外ニ進出スルコトナカル  
ヘキモノトス

才三條

日清兩帝國政府ハ本定約ノ存スル間ハ攻守ノ熟  
ク同ス各其備陣ノ方面ニ於テ進撃ノ備ヲ加ヘ或ハ  
援兵ヲ以テ其他一切戰闘力ヲ增加セサルヘキコトヲ約ス  
然レ共現ニ戰地ニ於テ戰闘ニ從事スヘキ軍隊ヲ  
増加スルノ目的ニアラサル以上ハ兩帝國政府ニ於テ新  
ニ兵員ヲ配置運送スルコトヲ妨ケザルモノトス

才四條

海上ニ於テハ兵員軍需及其他一切戰時禁制品ノ  
運送ハ戰時常規ニ依リ捕獲セラルハコトアルヘキモノ  
トス

才五條

日清兩帝國政府ハ本定約調印日ヨリ二十一日間  
ヲ限リ休戦ヲ實行スルモノトス亦モ兩國軍隊ノ他  
駐スル場所ニシテ電信ノ通セザル所ハ敏速ノ方法  
ヲ以テ休戦ノ命令ヲ送スヘシ而シテ兩國軍隊司令  
官ニシテ右命令ヲ受ケタラバ相互ニ其趣ヲ通知

シ休戦ノ措置ヲナスヘキモノトス

才六條

本定約別ニ五ニ通知ヲ要スル明治二十八年四月二十  
日則光緒三十二年三月二十六日ニ於テ終了スル  
而シテ若シ右期限内ニ於テ媾和談判不調ナラバ本  
定約ハ同時ニ終了スルモノトス

右證抄トシテ日清兩帝國全權大臣ハ茲ニ記名調  
印スルモノトス

明治二十八年三月三十日則光緒三十二年三月五日  
下関ニ於テ作ル

大日本帝國全權辦理大臣 伯爵伊藤博文印

內閣總理大臣從二位兼一等 子爵陸奥宗光印

大日本帝國全權辦理大臣 外務大臣從二位兼一等 子爵陸奥宗光印

大清帝國欽差頭等全權大臣 太子太傅文華殿大學士西洋大臣 李鴻章印

直隸總督一等肅毅伯 澎湖山島各領詳叙

本日午後某湾に回航せし敵兵全く退き丁馬と城  
が修復奈兵より砲房に軍機旗を掲げ居ぬり  
之より今、澎湖列島を占領し終り目下港  
口の敷設水雷搜索中

又英船よりアミガール未決二十一発の皇礼砲を發し  
我又之に應答せり

三月廿二日午後三時伊予縣令艦隊司令長官

浪成枝隊八隻の抵抗を受けし二十四日午前十一時三十  
分今、馬公城を占領せり我員傷下士卒廿七名余  
敵の水傷十付て八名、報告を得ず敵ハ多く逃  
走せしものなりと云

同日漢船が砲を發しり時、馬公城に向て砲撃す  
せり

又田頂半島の押へて出、我陸戦隊八同日  
に村落を占領す敵兵數名を殺し我兵

一名の死傷を生ず、同夜半田頂半島の敵ハ  
我陸戦隊に降伏し申上り陸戦隊指揮官

丹治少佐の演説、昨日砲兵及降伏人を收容  
せり

降伏人の始末(彼等)の中、約一千人の事あり、其兵  
營あり、諸村落に散在し居り、故に昨日は、集

り、約五百名計し、云將校十名計ハ、石日本邦に  
送り、餘ハ支那船に載せて大陸の方へ放免せしむ

又昨日馬公城を占領砲撃し、漁船が砲撃す  
向て我兵の砲撃を為せし、彼等ハ、應答せず

又昨日浪速の復讐報告、依ハ、澎湖嶼砲台及び  
其附近の敵兵、及、兵少智砲臺より、火薬庫の爆

裂、と、恐む、煙の揚る、見ゆ、と、最早抵抗を  
見ゆ

二十日以來、昨日まで、態々、澎湖嶼附近、大軍艦を  
出せり、故に、或ハ支那船に、逃けしものあり

又、田頂半島方面に、我陸戦隊ハ、本日、混  
成、隊、隊、守備兵の、引揚、引揚、引揚

三月二十六日午後三時澎湖嶼にて

伊予縣令艦隊司令長官

澎湖嶼三月廿六日午後二時及三  
時隊ハ、午後、澎湖嶼港の入口に、漢船嶼ノ  
敵隊ハ、占領せり、是ハ、澎湖嶼の全部我

有る事

澎湖島陸軍砲兵中佐伊藤祐義

澎湖島三月廿六日午後三時癸

枝隊八二十四日二回戦闘の後空島馬公城を占

領せり

二十五日田頂半嶋の敵約千人降参戦利品大口徑砲

九門其他大砲小銃彈藥雜品夥多

敵の死者三十名捕虜五六十名我兵戦死一名負傷

吉川中尉(輕傷)下士以下十五人キョイントウの砲臺ハ  
彼等自ら火薬庫に放火し逃走しし事(如)

澎湖島陸軍中佐伊藤祐義

混成枝隊の報告

三月廿六日午後三時十五分 大正十四年

枝隊八廿三日迄占領し上陸小戦の後侯角の東北に

立敵の海岸砲臺を攻撃し之を占領し待て午後

三時三十分全馬公城を占領せり此日漢前山より敵

の砲臺二日没し五時手馬公城を砲撃せり廿五日

自らの火薬庫を爆発し何人か逃走せり

田頂半嶋より敵の將校十三名兵卒五百六十名降

伏しし事澎湖島全くと我有事好長城敵に於て我軍

傷將校一十下士十八戦死二敵の戦傷約七十捕虜四

十餘戦利品莫大に今調査中

去氏の遺、其の二三の戦利品を物取せり

澎湖島混成枝隊長 伊藤祐義

古領後の澎湖島

三月廿六日午後三時十五分 大正十四年

枝隊八二十日午後三時及二十七日早澎湖漢口砲臺の

復奪する事ハ此の通り運送砲臺馬公地方馬

公城南門外より波止場の南に砲台直中軍高島の陸

揚子江より澎湖全島の敵八五千人許を刊せり

確たる事ハ此の通り田頂半嶋を除き他は敵兵は皆

或は死傷し或は遁せり田頂半嶋の敵は降伏せず

將校を降参放還せり

各砲臺の大口徑砲を各廿五門あり砲臺概ハ

僅に修理せし加へ用ふる事堪ふ今着手中

馬公全島人民ハ好意を表し漢前山砲臺如き既に

生業を執りし事ハ此の通り

憲湖島智流松島飛陸軍使中佐

伊藤 祐義

支那兵休戦を行はせ  
我軍使を射撃せよ

四月四日午後四時 大坂宮内

青木参謀ハ一日前線偵察より支那人の書面を

齎り、敵の特校に向て自分の来意を告げ合

はし、時と所を定めて返答を乞ひ申送り又

昨日鞍山店より更に書面を送り公報に依り白旗

を立て喇叭を奏して行くは其音軍隊に布達す

置るべきことを申送り、地方の使者ハ昨日中

午又戸二の使ハ晩にも今夜返書を受取帰る未

へき、公言より、正午十五分も帰る未ら、依り是

を昨日を遠近のもの不利なるを察し、同参謀ハ鞍山

を出發し、白旗を立て喇叭を奏しつゝ前進し、

兵士十餘、野兵三名、歩兵五六名、ドロン、鞍山

店の北方約一里、が、颯川、射撃を命じ、一城、停

止り、詔書を受せしむ、彼ハ前進し、三百米突、自り

夜劇、射撃を命じ、為す連、行きて、支那人

一名重傷を負ふ、因り青木参謀ハ是を待

鞍山店に帰る

彼等の復讐無法なる斯の如く到底何事も談

話の依り、青木参謀ハ鞍山店に於て使者

を来らしむ、し、余り、

媾和使早て休戦の事を彼の政府に申出、

る者地方に於て敵の毒作ハすも、然るも、異

不

三日午後四時 野津第一軍司令部

勅令

朕占領地總督部條例ヲ裁可シ茲ニ

之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿八年三月三十日 陸軍大臣 伯爵 山縣有朋

勅令第三十八号 占領地總督部條例

第一條

占領地總督部ハ占領地ノ官署ヲ設ケルニ爲シ其本部ヲ金州ニ置ク

第二條

占領地總督ハ大將若クハ中將ヲ以テ之ニ補シ直ニ大本營ニ隷シ占領地内ニ在ル陸軍各部各隊ヲ統率シ軍事ニ關スル諸件及占領地人民ニ係ル一般民政ヲ總理ス

第三條

占領地總督ハ占領地ノ警備及防禦ノコトヲ掌リ其官轄内ノ靜謐ヲ維持シ衛戍條例ニ准拠シ衛戍勤務ヲ統轄ス

第四條

占領地ノ官轄區域ハ大本營ノ命令ヲ以テ之ニ定ム  
占領地總督ハ其官轄區域内ニ在ル陸軍各部各隊ヲ給養衛生其他風紀軍紀ヲ維持ス  
コトニ就テハ職務權限軍司令官ニ同シ

第五條

占領地總督ハ軍政上民政ニ拘ラス一ニ大本營ニ  
及陸軍豫備隊備武官進級令ハ於テ之ニ準ジ  
陸軍武官進級令ハ十六條及陸軍豫備隊  
備武官進級令ハ九條ニ準ジ特ニ進級補除ノ  
權ヲ假スコトアルヘシ(別表各)

第六條

占領地總督ハ民政上ノ必要ニ應ジ民政部ヲ  
置キ其民政區域ヲ定ムコトヲ得

第七條

占領地總督部ノ編制ハ別表ノ三ニ示ス

第八條

參謀長ハ部務ヲ整理シ參謀及副官ハ參謀  
長ヲ監視シ受ケ各自擔任ノ事務ニ依リ其責  
任ヲ負フ

第九條

砲兵部長以下各部長ハ總督ニ具申スヘキ事ニ  
就テハ先ニ參謀長ヲ美談ヲ得ヘキモノトス

占領地總督及下位任命

二月五日ハ任命あり  
在占領地總督 陸軍中將 佐々岡友馬大

任陸軍中將補 陸軍少將 乃木希典  
九二師團長

任陸軍少將補 步兵大佐 沖原光亨  
中一旅團長

李鴻章の答體

四月六日午品依蘇軍医総監創のやく李伯を往診せし上傷只殆く快愈し最早綳帯を脱ぎ去る必要なきを以て即日之を取外せしことしるがし

任命前ノ續キ

任總督部次謀長 福原 少將

任總督部民政部長 茨木 少將

日本ノ要求 倫敦新聞  
莫否未確

朝鮮の獨立を認る事

才一 臺灣及澎湖島を割譲する事

才二 盛京省の一部を割譲する事

才三 償金三億兩を、支拂ふ事

才四 但條約に於て、是れ、之也

才五 高麗上の利益を奪ふ事

軍使射撃の詰問 四月六日 馬関発

陸軍使より我軍使より射撃せしより秋分二年三月本  
本席の鞍山を引上り其後彼より軍使より休みの  
事ある人より兼おせしよりふら運て上直(伺)の上何  
分の回答及び之より許し去り其後彼軍使より再か  
たし其本席謀士向く詰問同伴を求り其言詰  
傲慢言を述べたが其謀士同伴より謝せり而して彼  
軍使ハ此時我軍使より全く休戦の事を知らるる  
云事し帰り中野津司令長官より復返あり







まゝの儘御出で奈内山軍迄に殺出た云々云々  
養病者の数ハ断く城へ入院者の数日二六七十人  
ナリ(二六)ナリ(一三)ナリ(一三)ナリ(一三)ナリ  
馬公城避難病院ナリ於三月三十一日迄調査してハ  
患者係數五百五十五人内令快三十五人死二百三十人  
現在入院者四百人ナリ

才四回の會見

四月十日午後四時  
馬関祭

本日の午後四時本館(草)橋子系李經芳  
と共に羅豐三祿馬建忠伍廷芳序永銘  
等が隨へ引接寺を去る午の山路傳ひ  
春帆樓を談判所と爲り我全權大臣  
伊藤伯と久しうの會見を爲せり(陸奥  
大臣の病氣にて欠席)本館(草)の傳へ既し上痕

跡より全會(草)顔(草)此(草)平(草)常(草)之(草)異(草)不(草)ら(草)さ(草)り

此(草)島(草)深(草)成  
枝隊張

澎湖嶋告諭

大日本帝國陸軍根拠地隊長陸軍大臣志嶋  
義輝為 出陣時軍器得本陣速送對峙伺情  
國破好濟世之罪軍國爲命交與爾等民庶無  
干涉是以能表崇順之意不抗我軍者不但免其殺戮  
而更尚且尙爾等民人疾苦加意保護爾等深察此意  
安堵執業不可徒有恐慌逃避等事更 皇軍實大  
一視同仁不分畛域是敵兵如棄武器自來投誠者亦  
有罪優禮以昭我 皇神武不殺之盛德我軍北  
伐數日勢如破竹旅順口威海衛海城營口等要地  
皆取爲我有北洋水師亦或以不智復影猶進欲陷  
北洋矣今又南征者欲欲欲欲兵護民人也本軍律  
嚴明秋毫不犯爾等躬本軍之意 俗我  
皇之恩勿迷而不悟以致有後悔爲此出遠通民人  
一體知悉毋違特示

右諭通知

吉備

伊東聯合艦隊  
司令長官 告諭

欽命大日本聯合艦隊司令長官海軍中將伊東  
為 出示曉諭事 照得本軍所部即在清  
國軍隊至於備等無辜農商民人不但秋夏  
無犯抽卸之應如慈母復更改業出有曉諭備等  
想必知悉今奉司令官細察地方情形兵亂之餘  
人苦于塗炭頗有慘不忍觀之狀誰有不哀哉茲  
將格外恩典即於我軍所管地方均免三年間租稅  
且嗣後新設行政廳節令海軍少將田中細常  
辦理一切民政備善在家者各安舊居守恒  
業遊亂流離者且速回家毋得驚動若夫我軍  
治下之人倘有無故加害者備等當即稟均皆  
秉公裁斷決不使備等民人苦矣枉也為此仰  
備等農商民人知悉備等善辦本司令官愛民  
至意共來享其保護各宜稟遵毋違特示

右諭通知

大日本明治廿八年三月 光緒二十一年

大總督官邸出立

四月十三日大總督官邸殿下大總督府

員一同を隨へて午後二時廣島公

奉向三時半官邸出立休想所へ特校

以上の奉送員の之意を賜ひて於て

半軍機護衛の馬関の如く立座

各大臣以下及廣島赤十字社員各學校

生徒の會談員一同の如く奉送せ

李經方の會見

四月十四日

本日の午後三時全權李經方ハ四維豐稜馬建  
忠伍廷芳等と共に伊東全權辨却大臣ハ梅  
の坊に訪ひ入會見せり  
兩國全權の會見ハ九時四十分の長き一巨り

点燈も高き散會せし今雨降りし  
る為の随員ハ引接寺ニ帰り雨具を取寄せり

戸五回の會見

四月十五日午後三時  
十五分馬関参

本日午後二時半李鴻章ハ例の如く

轎ニ乗リ李經芳亦其ニ春帆樓ニ到

リ我使孫全權大臣ハ會見せり此ハ

ハ陸奥全權大臣の欠席セリ外彼鐵

の列席者ハ定例の如ク

李伯の執儀者ハハハル末荷物を片付け土産  
物を買入り等近ノ帰國の用意を為す也

如)  
本日の會見ハ

談判五時間ハ渉り未ク終らざる様  
に

四月十六日午後六時十八分 馬関参

四月十六日  
時事新報の号外 四月十六日午後七時  
三分馬関参

昨日の會見于テ平和談判ハ首尾よく纏り

る模様ニ定約調印ハ今日ハ明日迄ハ

我の受取へき土地償金等ハ過日の

時事新報ニ載せしむるなり大差なき

如)

講和條約調印

四月十七日午後六時十分

馬関参 時事新報号外

本日午前十時清国全権ハ我要求  
を承諾し媾和條約ヲ調印せり

媾和條件

四月十七日午前十時四十五分  
馬関条 同上

平和条約調印の結果として  
日本の受取ルべき土地償金は左  
の如し

土地

第一 鴨緑江より遼河に至る一  
線を本として其南部の地悉皆

租其内は營口海城九連塔

等

第二 臺灣島澎湖島及び

附属の群島

償金

第三 銀貨二億兩

(六箇年賦)

此外支那人の治外法権撤去

日本人の治外法権保存及公商

賣上の利益を関する種々の項目

ありとなく

今日の會入より陸奥外務大臣の列席  
せり

李鴻章帰國

四月十七日午後三時廿分  
馬関発

李鴻章の一行は本日午後二時過り

旅館引接寺より棧橋より小蒸汽

船より公義号より帰航し船の橋頭より

黄龍旗を掲げり

李鴻章の乗船公義号は午後三時

十分進行し始め禮儀号は少し遅れて

松鑑せり孰も橋頭より黄龍旗を

掲げ國旗を掲げ徐々として漢を出入

今朝東清使の旅館引接寺より公義禮  
儀の二汽船は運川居り荷物頗る影り引

接寺の直下より川舟の旗より上り船は

積込みの並流船より上り世に重獲せり

公義禮儀の二汽船は昨日午後より汽

煙筒の煙一層短きこと見ゆ又海上に

本船より宮川丸も同様の準備をなせり

捕獲英船の審判

四月十七日午後  
長崎発

我軍より捕合手より印度支那汽船會社

汽船よりサン号は佐世保より審判より

付より為り昨日午後同地上に停まり

休戦の継続 十方馬園矣

休戦ハ來月始キ更ニ継続ス

平和定約ハ批准後三週間内ニ本

書交換の旨ニ

伊藤全権の訃詞 十七日午後五時

あり午後五時過シテ會務員亦奉津會員及重立  
會社交等春帆樓ニ集リ伊藤總理大臣ハ属僚  
共ニ座席ノ附辭ヲ述ヘテ曰市民及諸君ハ自己ハ不便  
成思ハ談判ハ為ルハ行ハハ便利ヲ求ムルハ幸ナ  
今日平和定約ヲ締結シテ調停者トシテ為リ  
此ヲ諸君ニ謝ス  
市會務員以下春帆樓ニ集リ主人トシテ今日  
西全権以下同様に招待シ會宴ヲ開ク  
あり

西全権廣嶋より歸 四月十八日

伊藤陸奥の一行ハ八ヶ山嶽ニテ字品ヲ入港  
小笠原船ヲ乗リテ伊藤全権及夫人ヲ祝賀ス  
又ハ山笠儀祝の杖持トシテ二大臣上陸ス  
徳大寺勅使旨ヲ傳メ杖持の上ニ以テケル  
所ニ入りテ暫ク休憩の後徳大寺勅使ハ馬車ニテ先  
登リ二大臣各々ハ区内省の馬車ニテ入り  
吉子迎ヘラハ午後四時十分至リ直次大布島ニ  
登リ一八回五十分ニ出立負ハ山縣西郷松方上  
の各大臣黒田根柢院議長及ハ島次兒玉の將官  
等を始メ數多の文武官等ハ天気殊ニ快晴  
ノを以テ市民の沿道而側ニ群集整列シテ歡迎  
ス其勢ノ盛ニ伊藤伯ハ北袂ウキ相親ク敬重者  
ニ黙礼シテ行ケリ陸奥子ハ厚外套襟巻の扮装  
ナリ何れも病後の様見ホルモ亦欣然ニ状アリ

平和条件餘報



諸嶋嶼の割譲 十八日馬国参

土地割譲の内六勿論海洋嶋長山列  
嶋光祿嶋ふく盛京省濱海の諸嶋  
嶼を含むものあり知るべし

償金の擔保

償金の擔保として其皆清めて威海  
清を占領する事

朝鮮の獨立

朝鮮の獨立を認む事 即朝鮮を支  
那方面對等の條約を締結せしむ

講和條件の對等

日本は收受する償金

償金八億兩即日本貨幣三億兩

三々七十年賦税の五分の利子を、利子

は二年内に完納せし其利子を、免

除するものあり

日本に收受する土地

臺灣本島及附屬諸島澎湖列  
島鴨綠江と水源の南方潮陽安平

河口より九連城鳳凰城秀山散海城  
營口等々を籠めて遼河の河口に至る  
盛京省の南部

朝鮮の独立

清國の朝鮮の独立を認むる事

日本が收受する権利

欧米各國との清國との条約中最惠  
國條款に依り各國の享受する諸利  
益及び通商上の便益均而沾し即  
ち之を詳悉するに(一)沙市重慶

杭州蘇州の市港及重慶及蘇州杭

州と五つの内地河口に日本船舶を自由

航行往復するを許す事(二)支那

領土に於て清國內地に於て貨物を購

買し又は輸入品を清國內地に輸入

するに對して税を免除する

事(三)日本人の清國に於て

自由な製造業に従事するを許

す事(四)日本人の清國に自由

に諸機械を輸入するを許す事

(一五五) 清国内地に於て日本人の製造しし貨物に對しては輸入品と同じの取扱を而し特典免除を許さしむる事

### 償金の擔保

日本に支拂ふべき償金の擔保として威海衛を占領し置る事併し駐兵費として清國より若干の費用を支拂はしむ

### 捕虜の交換

捕虜の交換をふらむにせむる日本

は返還せしむる清國の捕虜を以て清國政府

府如何なる要請を以て加へしむるに又文戦

中日軍の關係を有せし清國にても

然る何れの要請を以て加へしむるに又日中

兵士の捕虜を以て加へしむる者は無條件に

して日中と返還せしむるに

### 新通商条約

新通商条約を訂結せしむる事及び  
ハ欧米諸國と清國との現行條約と

基くして即清國ハ我治外法権在  
稅權ニ後一我ニ於てハ法権稅權共  
之を全有す

批准交換の場所

批准の期限ハ本條約調印の日より三  
週間より其批准書交換の場所清  
國芝罘と定む

李俊銘の執縛

五月十九日  
李坤泰

日中駐在全権公使を交せらるる李  
俊銘ハ昨夜捕縛せられり  
而全権公使の執縛を賜ふ

去十八日全権辦理大臣伊藤伯爵陸奥子馬関  
廣嶋ト帰京冬堂トテ款待ノ席ニ召テ度余を

問答スルハの執縛を賜ふ

清國代表ハ全権大臣を簡派し我小和を

請ふハ朕其地安んぬるを認む乃郷等

小役も全権公使を命じて清使に

会商せしむ郷等樽俎折衝數日

費ハ遂ニ善ク妥頓ニ得たり今郷等

奏事ノ所ハ概ハ朕ハ章ノ訓ヲ詢シ

而帝國ノ史策ヲ顯揚スルハ是ニ後郷

等ノ功ハ偉大ニ深ク之を嘉賞ス

昨二十日左の勅詔を下されし  
町事新(国)号外

詔勅

朕惟フニ國運ノ進張ハ治平ニ因リテ来  
ヘ必治平ヲ保持シテ克ク終始アラシムルハ  
朕カ祖宗ニ兼クテ天職ニ在リ亦即位  
以來ノ志業タリ不幸若歲積國ト豐  
端ヲ啓キ朕ハ止ムテ得スシテ是ハ予テ交  
ハ十餘月ノ久シキ結ヒテ解之能ハス而シテ  
在廷ノ臣僚ハ海陸兩軍及議會兩  
院ト共ニ威能ク朕カ昔ヲ體シテ朕カ事

ヲ朕カ内ニ在リハ春運經營ニ以テ其用ヲ給  
ニ需供ヲ豊ニシテ防備ニ力シ外ニ在リハ御  
風沐雨和寒隆暑ニ暴露シテ百難ヲ冒  
此萬死ヲ顧ミズ加旗ヲ指シ必ス全靡ヤサ  
ルナシ出征ノ師ハ仁愛カ即制ヲ聲譽ヲ  
播シ外文ノ政ハ捷敏快賜ノ能事ヲ  
尽シ以テ能ク帝國ノ威武ト光榮トヲ  
中外ニ宣揚シタリ是後カ祖宗ノ威靈  
ニ頼ハトシ出モ百僚臣庶ノ忠實勇武  
精誠天日ヲ貫クニ非サレヨリハ安ソ能ク

此に至ラシヤ後ハ深ク汝有衆ノ忠  
勇精誠ニ倚信シ汝有衆ノ悋翼ニ  
頼リ治平ノ回復ヲ圖リ國運進張ノ  
志業ヲ成サントスニ切ナリ

今ヤ朕清國ト和ヲ講シ既ニ休戦ヲ約シ  
干戈ヲ戰ハレ將ニ近ニアラントス清國渝盟ヲ  
悔ヒノ誠已ニ明ニシテ帝國全權辦理大臣  
擬定スル条件克ク朕カ旨ニ副フ治平  
大業併マテ之ヲ獲ル亦文武臣僚互  
ニ相待テ全切ヲ收メニ外ナラス祖宗大業

朕宏今ヤ方ニ其基ヲ弘華シ朕カ祖宗  
ニ對スル天職ハ斯ニ其ノ重ヲ加フ朕ハ更ニ  
朕カ志ヲ汝有衆ニ告テ汝ヲ將來ノ嚮  
フ所ヲ明ニセサルヘカラス

朕固リ今ヨリ戦捷ニ因リ帝國ヲ大輝ニ  
輝奈シタリヲ喜フト共ニ大日本帝國  
前程ハ朕カ即位以來志業ト均ク猶甚  
悠遠ナリヲ知ル朕ハ汝有衆ト共ニ奴カヲ  
驕縱ヲ戒メ謙抑ヲ旨トシ益々武備ヲ  
修メテ武ヲ漬スコトナク蓋々文教ヲ振テ

文ニ泥ムコトナク上下一致各々其事ヲ勉  
メ其業ヲ励<sup>シテ</sup>永遠富強ノ基礎ヲ成  
ムコトヲ望ム戰後軍防ノ經畫財政ノ  
整理ハ朕有司ニ信任シテ專ラ贊<sup>ス</sup>籌  
責ニ當ラシムヘシ小虫ニ積累蘊蓄  
以テ國本ヲ培<sup>ス</sup>不主トシテ億兆忠良ノ  
臣庶ニ頼ラサルヘカラス若夫勝ニ怒テ  
自ラ驕リ漫ニ他ヲ侮リ信ヲ友邦ニ失フ  
カ如キハ朕カ斷ニテ取ラサル外ナリ乃チ  
清國ニ至テハ講和条約批准交換後ハ

其ノ友交ヲ復シ以テ善鄰ノ誼愈々敦  
厚ナルヲ期スヘシ汝有衆其<sup>レ</sup>善<sup>ク</sup>  
朕カ意ヲ體セヨ

御名 御墨

明治二十八年四月二十日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

京都御移營 四月廿二日 庚鳴冬

來<sup>レ</sup>二十七日大本營<sup>ノ</sup>京都<sup>ニ</sup>移<sup>リ</sup>

天皇陛下ハ本月二十七日

皇太后陛下八月二十六日京都行幸啓  
遊さく昔本日仰出さるる

来二十七日大本宮より京都に移さる

明治二十八年四月廿二日

陸軍大臣伯爵山縣有朋  
海軍大臣伯爵西郷從道

宣内省告示第八号

来二十七日大本宮より京都に移さるる

日午前七時御出門 御發軔立上せり

明治二十八年四月二十二日 宣内大臣子爵土方久元

同日九号

皇太后陛下来二十七日廣鳴御發軔京都へ

行啓仰出さる

明治二十八年四月廿二日 前同人

二十七日午前七時御出門 七時廿分廣鳴停車場

御發軔午後七時十五分京都停車場に着

二十七日 御發着同前

京都、南駐在車

今廿七日七時御出門 西條馬場より百一渡の  
皇太后陛下往大寺待從長 市階宗土方宮

由大長尾派以五の二少将より侍從供奉

七時三十分御發車 大本宮より八幡宮同發車

去京都より

午後七時十五分京都御發車 遊さるる

皇太后陛下八月廿六日 廣鳴御發車同前

午後七時十七分京都、南駐在車 遊さるる

四月二十八日於京都

海軍大臣伯爵西郷從道

陸軍大臣臨時代理御發着

山縣陸軍大臣の臨時代理者として去る二十七日  
宇品より旅順へ向へり 總督府より命令

用向ふらんと云

五月一日 新編





休戦を同リ許す

五月九日  
外務省

清国政府より数日間休戦を得  
て其期日中の講和條約の批准交  
換を行ふ度きを依り休戦の延期  
を得る昔北京駐在米国公使  
の手を経て我々政府より請求未  
了にして我政府より五日間を  
限り休戦條約の延期を承諾  
ししを以て兩國全權辯理大臣ハ  
孰も批准済みの條約を携帶し

て改め芝罘より去り其政府より

命令を待居る事未詳

伊東全權芝罘より向ふ

伊東全權辯理大臣ハ旅順より護衛軍艦を  
七隻も汽船横濱丸を以て昨今我芝罘  
に向ふ事あり

伊東全權辯理大臣ハ昨七日芝罘より去り  
芝罘より一週向往し去り其後獨伊英各國の  
軍艦二十餘隻來集し盛んに軍容を張り

延期の取消

五月九日午後二  
時半外

清廷ハ平和條約交換迄ニ休戦  
條約の延期を請求し去りて  
我政府ハ五日間を限り之を承諾

いふに李鴻章ハ延期の不可る旨  
を清廷に上奏し、ハ清廷之を  
容れて延期の請求を(取消)直ち  
に交換を行ふべき旨其全権辦理  
大臣(命)昨日直ち交換を行ふ  
事由在芝罘米國領事の手を  
經て我外務省へ公報ありしと  
云

### 平和條約交換済

五月九日午後二時三十分  
京都發

批准の交換ハ昨夜十一時半に済  
みし由

平和條約批准交換ハ昨夜済み伊東  
全権辦理大臣ハ今朝芝罘より旅順  
向けの復せしむの確報又今更公助(達)

五月九日午後二時三十分 京都發

海軍中將樺山次良紀ハ海軍大將  
陞任せらる且臺灣總督に任せ  
らる來り十三日頃ハ奈赴任す

水師道氏ハ辨邸公使として藉る外務  
省に在り臺灣民政部長官とあり

祥山大和共主起但...

各大臣顧問官大會議

今日午白下依了作幕協定大信を依り各  
大臣及西樞密院議長各顧問官一同午後  
四時集集即ち於て大會議を開き祥山  
子爵の報告せしむ

詔 勅 五月十三日午後  
西樞密院議長大和

朕嚮き清國皇帝の請に依り全權

辦理大臣ヲ命じ其ノ簡派スル所ノ使

臣ト會商し兩國媾和ノ條約ヲ訂結

せしめたり

然る露西亞獨逸西帝國及下法朝

西共和國ノ政府皆日本帝國カ遠東

米嶋ノ據地ヲ永久ノ所領トスルヲ以テ東

洋永遠ノ平和ヲ利マスルヲ為シ又

朕カ政府ニ德意スルニ其ノ地域ヲ保有

ヲ永久ニスル勿ラムコトヲ以テしたり

顧フニ朕カ恒ニ平和ヲ眷々タルヲ以テ

シテ竟ニ清國ト兵ヲ交フルニ至リシモ

洵ニ東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固

ナラシムルノ目的ニ办ナラス而シテ三國

政府ノ友誼ヲ以テ功徳スル所其ノ意亦

茲ニ存ス朕平和為ニ計ニ素ヨリ之ヲ  
容ルニ各ナラサルミナラス更ニ事端ヲ  
滋シ時局ヲ艱シ治平ノ回復ヲ遲滯  
セシメ以テ民生ノ疾苦ヲ醸シ國運ノ  
進張ヲ沮ムハ真ニ朕カ意ニ非ス且ツ  
清國ハ媾和條約ノ訂結ニ依リ既ニ  
渝盟ヲ悔エリ誠ヲ致シ我カ之ヲ責メ  
理由及目的ヲシテ天下ニ炳焉多シム  
今ニ於テ大局ニ顧ミ實洪以テ事ヲ處スル  
ニ帝國ノ大業ト威嚴ニ於テ毀損スル所  
アルヲ見ス朕乃チ友邦ノ忠言ヲ定カレ  
朕カ政府ニ命ジテ三國政府ニ照覆  
スルニ其意ヲ以テ更シメテ若シ大率篤  
壤地ノ還附ニ関スル一切ノ措置ハ朕  
特ニ政府ヲシテ清國政府ト商定スル  
所アラシムトス今ヤ媾和條約既ニ批准  
交換ヲ了シ兩國ノ和親舊ニ復シ  
局外列國亦斯ニ文証ヲ厚ク加フ百  
僚臣庶其レ能ク朕カ意ヲ體シ深ク  
時勢ノ大局ニ復微ヲ慎ミ漸ク我メ邦

家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ期セヨ

御名 御璽

明治二十八年五月十日

文部大臣 伯爵伊藤博文

陸軍大臣 伯爵山縣有朋

大藏大臣 伯爵松方正義

海軍大臣 伯爵西郷從道

農商務大臣 子爵榎本武揚

外務大臣 子爵陸奥宗光

逓信大臣 渡邊國武

司法大臣 子爵川島正

文部大臣 侯爵西園寺公望

内務大臣 子爵野村靖

勅令

朕明治二十八年四月十七日下ノ閣ニ於テ

朕カ全權辦理大臣ト清國全權大臣ノ

記名調印シ名講和條約及別約ヲ批

准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十八年五月十日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

外務大臣 子爵陸奥宗光

### 媾和條約

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下  
 兩國及其臣民之平和幸福ヲ回復シ且將來紛  
 議ノ端ヲ除クコトヲ欲シ媾和條約ヲ訂結スル為メ  
 大日本國皇帝陛下内閣總理大臣從二位勲  
 一等伯爵伊藤博文外務大臣從二位勲一等  
 子爵陸奥宗光ヲ大清國皇帝陛下ハ太子太傅  
 文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯  
 李鴻章ニ品頂戴前出使大臣李經方ヲ各其全  
 權大臣ニ任命セリ因テ各全權大臣ハ互ニ其委任  
 狀ヲ示シ其良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條款  
 ヲ協議決定セリ

#### 第一條

清國ハ朝鮮國ノ完全無缺ナル獨立自主ノ國ナルコト  
 ヲ確認ス因テ右獨立自主ヲ損害スヘキ朝鮮國ヲ

清國ニ對スル貢獻禮ハ將來全ク之ヲ廢止スヘシ  
 第二條

清國ハ左記土地ノ主權ニ該地方ニハ城壁兵馬  
 築造所及官有物ヲ永遠日本國ニ割讓スル

一 鴨綠江口ニ在リ奉天省南部ノ地  
 二 鴨綠江口ヨリ該江ヲ溯リ安平河口ニ至リ該河

口ヨリ鳳凰城海城營口ニ亙リ遼河口ニ至ル折線  
 以南ノ地併セテ前記ノ各城市ヲ包含ス而シテ遼

河ヲ以テ界トスル外該河ノ中央ヲ以テ經界トスル  
 知ルヘシ

奉天遼東岸及黃海北岸ニ在テ奉天省ニ屬ス  
 諸島嶼

一 臺灣全島及其附屬諸島嶼  
 二 澎湖列島即英國ハリスンカイチ東經百十九度

乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度ノ  
 間ニ在ル諸島嶼

第三條  
 前條ニ掲載シ附屬地圖ニ示スル經界線ハ本約條

批准交換後直チニ日清兩國ヨリ各二名以上ノ境界  
 共同劃定委員ヲ任命シ實地ニ就テ確定スル所アル

ヘキモノトス而シテ若シ本約ニ掲記スル所ノ境界ニシテ  
地形上又ハ施設上ノ点ニ付完全ナラザルニ於テハ該境界  
劃定委員ハ之ヲ更ニスルコトニ任スヘシ

該境界劃定委員ハ成ルヘク速ニ其任務ニ從事シ  
其任余後一箇年以内ニ之ヲ終了スヘシ  
但該境界劃定委員ニ於テ更定スル所アルニ當リ  
テ其更定シタル所ニ對シ日清兩國政府ニ於テ可認ス  
ル迄ハ本約ニ掲記スル所ノ經界線ヲ維持スヘシ

第四條

清國ハ軍費賠償金トシテ庫平銀二億兩ヲ日本國ニ  
支拂フヘキコトヲ約ス右金額ハ都合八回ニ分チ初回及  
次回ハ毎回五千兩兩ヲ支拂フヘシ而シテ初回ノ拂込ハ  
本約批准交換後六箇月以内ニ次回ノ拂込ハ本約批  
准交換後十二箇月以内ニ於テスヘシ残リノ金額ハ  
六箇年賦ニ分チ其年一次ハ本約批准交換後三箇  
年以内ニ其年二次ハ本約批准交換後四箇年  
以内ニ其年四次ハ本約批准交換後五箇年以内ニ  
其年五次ハ本約批准交換後六箇年以内ニ其年  
六次ハ本約批准交換後七箇年以内ニ支拂フヘシ

又初回拂込ノ期ヨリ以後未ダ拂込ラザラシク額ニ  
對シテハ毎年夏カノ季利子ヲ支拂フヘキモノトス

但清國ハ賠償金ノ全額或ハ其幾分ヲ前以テ一時支  
拂コトヲ得ヘシ如シ本約批准交換後三箇年以内ニ

該賠償金終額ヲ皆済スルキハ總テ利子ヲ免除  
スヘシ若夫此ニ一箇年半若ハ更ニ端期ノ利子ヲ拂込  
タルモノアルトキハ之ヲ元金ニ編入スヘシ

第五條

日本國ハ割典セラレタル地方ノ住民ニシテ右割典セラ  
レタル地方ノ外ニ住居セント欲スルモノハ自由ニ其不動産  
ヲ賣却シテ退去スルコトヲ得ヘシ其ノ為メ本約批准交  
換ヨリ一箇年以内ニ猶豫スヘシ但右年限ノ滿チ  
タルトキハ未ダ該地方ヲ去ラザル住民ヲ日本國ノ都合  
ニ因リ日本國臣民ト視為スコトアルヘシ

日清兩國政府ハ本條約批准交換後直ニ各  
一名以上ノ委員ヲ臺灣省ハ派遣シ該省受渡ヲ  
為スヘシ而シテ本約批准交換後二箇月以内ニ右  
受渡ヲ完了スヘシ

第六條

日清兩國間ノ一切ノ條約ハ本條約批准交換後  
為メ消滅ス





清國に於て日本國臣民の製造に係りたる一切の貨物各  
種の内國運送税内地稅賦課金取立金に關し又清國  
内地に於て倉入上等便益に關し日本國臣民が清國へ  
輸入せしむる商品同一ノ取扱ヲ受ケ且同一ノ特典免  
除ヲ享テ有スヘキモノトス

此等ノ讓與に關し更ニ章程ヲ規定スルコトヲ要スル  
場合ハ之ヲ本條ニ規定スル所ノ通商航海條約  
中ニ具載スヘキモノトス

第十九條

現ニ清國版圖内ニ在リ日本國軍隊ノ撤回ハ本約  
批准交換後三箇月内ニ於テスヘシ但し該條約載  
スル所ノ規定ニ從フヘキモノトス

第二十條

清國ハ本約ノ規定ヲ誠實ニ施行スヘキ擔保トシテ日本  
國軍隊ノ一時山東省威海衛ヲ占領スルコトヲ承諾ス  
而シテ本約ニ規定スル軍費賠償金ノ初回交付  
拂込ヲ了ル迄通商航海條約ノ批准交換後三箇月  
時ニ當リ清國政府ニテ右賠償金ノ殘額ノ元利ニ對シ  
支分適當ニ取極メ立テ清國海關稅支分抵當トス  
ユトヲ承諾スルニ於テ日本國ハ其軍隊ヲ前記ノ場所ヲ

撤回スヘシ若又之に關シ支分適當ナル取極メ立タル場合  
云々賠償金ノ最終回拂込ヲ了ル時ニ於テハ撤  
回スルヘシ右通商航海條約ノ批准交換後三箇月  
後ニ該軍隊ヲ撤回シ行營支分抵當ノ取極メ立

本約批准交換ノ直ニ其時現ニ有ル存留カ  
還附スヘシ而シテ清國ハ日本國ヲ新ク還附セシム  
ル存留カニ應テ若シ處刑マカレヘキモノトス

日本國臣民ニシテ軍艦上ノ間諜若シハ犯罪者ト認メ  
ラレタルモノハ清國ニ於テ直ニ之ヲ解放スヘキコトヲ  
清國ハ又交戦中日本國軍隊ト種々關係ヲ有シ且清  
國臣民ニ對シ如何ニ處刑シテ為サス又之ヲ為サレシ  
ハコトヲ約ス

第二十一條

本約批准交換ノ日ヨリ攻戰ヲ止息スヘシ

本約ハ大日本國皇帝陛下及大清國自主帝陛下  
ニ於テ批准セラルヘシ而シテ右批准ハ芝罘ニ於テ

明治二十八年五月八日即光緒二十一年四月十四日ニ  
交換セラレヘシ

右邊松トヒテ而帝國全權大臣ハ茲ニ記名調印スルモノナリ

明治二十六年四月十七日即光緒三十二年三月二十三日  
下ノ関ニ於テ二通ノ作

大日本帝國全權辦理大臣  
內閣總理大臣後二位  
兼一等子爵  
伊藤博文印

大日本帝國全權辦理大臣  
外務大臣後二位  
兼一等子爵  
陸奥宗光印

大清帝國欽差頭等全權大臣  
太子太傅文華殿大學士兼洋大臣  
李鴻章印

直隸總督一等毅勇伯  
大清帝國欽差全權大臣  
李經方印

(地圖) 別約  
第一條

六十日調印之條和條約第八條ノ規定ニ依リテ  
時威海衛ヲ占領スル日本軍隊ハ一旅團ヲ超過  
セザルニシテ其ノ條約批准交換ノ日清國ハ每  
年右時占領ニ關スル費用ノ四分ハ庫平銀五十萬  
兩ヲ大拂フヘシ

第二條  
威海衛ニ於ケル一時占領地ハ刺公島及威海衛灣  
ノ全沿岸ヨリ日本里數五里ノ地以テ其ノ區域ト爲ス

右一時占領地ノ經界線ヲ距ルコト日本里數五里ノ  
地内ニ在ラハ何レノ所多クモ清國軍隊ノ之ニ近寄ル  
ハ之ヲ占領スルコトヲ許サルヘシ

第三條  
一時占領地ノ行政事務ハ仍ホ清國官吏ノ管理  
歸スルモノトス但シ清國官吏ハ皆テ日本國占領軍司  
令官ノ其ノ軍隊ノ健康安全紀律ニ関シ又ハ之カ  
維持設置上ニ必要ト認メ奉ルル處ノ命令ニ従從  
スルニ義務アルモノトス

日本國軍務官ノ裁判官長轄ニ屬スルモノトス  
此別約ハ本日調印シタル條和條約中ニ悉ク記入シ  
タルト同一ノ効力ヲ有スルモノトス

右該條トシテ而帝國全權大臣ハ之ニ記名調印スル  
モノナリ

明治二十六年四月十七日即光緒三十二年三月二十三日

下ノ関ニ於テ二通ヲ作ル  
大日本帝國全權辦理大臣

内閣總理大臣從二位  
兼一等伯爵

伊藤博文印

大日本帝國全權辦理大臣

外務大臣從二位  
兼一等子爵

陸奥宗光印

大清帝國欽差頭等全權大臣

太子太傅文華殿大學士  
直隸總督一等肅毅伯

李鴻章印

大清帝國欽差全權大臣

前二品頂戴前出使大臣

李經方印

議定書

大日本國皇帝陛下ノ政府及大清國皇帝陛下ノ政府  
ハ本日調印シテ媾和條約中ノ意義ニ付將來誤解ヲ  
生スルコトヲ辟ケムト欲スル目的ヲ以テ双方ノ全權大臣ハ  
左ノ約定ニ同意セリ

第一

本日調印セシ媾和條約ニ附スル外英譯文ハ該  
條約ノ日本文本文及漢文本文ト同一ノ意義ヲ有  
スルモノトコトヲ約ス

第二

若該條約ノ日本文本文ト漢文本文ト間ニ解釈  
ノ異ニシテトキハ前記英譯文ニ依テ決裁スヘキ  
コトヲ約ス

第三

左ニ記名スル外ノ全權大臣ハ本議定書本且  
調印シテ媾和條約ト同時ニ各兩帝國政府ニ  
提供シテ而シテ該條約批准セラハトキハ本議

定書ニ掲載スル外ノ諸約條ニ別ニ正式ノ批准  
ヲ要ヤスレテ亦兩帝國政府ノ可認セシモノト見做  
スヘキコトヲ約ス

右證抄トシテ兩帝國全權大臣ハ之ニ記名調印スル  
モノナリ

明治二十八年四月十七日即光緒三十二年三月二十三日

下ノ関ニ於テ二通ヲ作ル

大日本帝國全權辦理大臣

内閣總理大臣從二位  
兼一等伯爵

伊藤博文印

大日本帝國全權辦理大臣

外務大臣從二位  
兼一等子爵

陸奥宗光印

大清立國欽差頭等全權大臣  
太子太傅太華殿大學士武洋大臣  
直隸總督一等肅毅伯  
李鴻章印  
大清立國欽差全權大臣  
李經方印  
三品頂戴前出使大臣

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタシ

大日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニテ

朕親シク明治二十八年四月十七日下ノ諭ニ於テ

帝國全權辦理大臣大清帝國全權大臣

記名調印シタル媾和條約及別約ノ各

條目ヲ閱覽點檢シタルニ善ク朕ノ意ニ

適シ間然スル所ナキヲ以テ右條約及別約ヲ

嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百五十五年明治  
二十八年四月二十日廣嶋行在所ニ於テ親身  
名ヲ署シ蓋シテ鈐ヤシム

御名 御用玉

外務大臣 子爵陸奥宗光印

伊東全權の着京 五月十三日

伊東全權大臣ハ本日十一時半ヨリ東京直ちニ  
天皇御持謁ヲ賜ル

陸奥外相の帰京 同上

陸奥外務大臣ハ昨日帰京の途ニ上リ

聯合艦隊司令長官の文送

伊东聯合艦隊司令長官八海軍司令部  
長官有地海軍中將八其後任了て聯合  
艦隊司令長官に任せらるる

朝鮮疑獄の裁決 同上

謀反罪

朴準陽 次 李泰定 次 高宗柱 次 田東錫 次

謀殺罪

金玉善 次 崔享植 次 韓祈錫 次 許暉流

流罪

李俊鎔

其他流罪教名 十四名ト云

勅令

朕日清戦役、為陸軍將校等平  
時定員に超過せる者ニ関スル件ヲ裁可シ

茲ニ之ヲ公布セシム

陸軍大臣 伯爵 山縣有朋

明治二十八年五月十三日

勅令第六十四号

日清戦役ノ為ニ大本營軍司令部其他各部各隊  
附屬シタル陸軍將校同相違官高等文官准士官下  
士官ハ判任文官ニシテ平時定員ニ超過スル者ハ此勅令公布  
ノ日ヨリ一箇年間陸軍諸官銜及軍隊定員外、取員トシテ  
之ヲ置クコトヲ得  
日清戦役中進級シタル陸軍將校同相違官准士官及下  
士官ハ此勅令公布ノ日ヨリ三箇年間定員令規定ノ階級ニ依  
ラズ前官ノ取務ニ復セシムコトヲ得但士官ハ准士官下士ノ  
取務ニ准士官ハ下士ノ取務ニ復セシムルコトヲ得ス

告示

陸軍省告示第四号  
明治二十八年陸軍省令第六号臨時陸軍振復部検査

規則ヲ工ニ依リ左ノ各塔ニ以テ陸軍検査所ヲ置キ開庭ノ期  
左ノ通ニス

明治二十六年五月十五日 陸軍大臣 伯爵 山縣有朋

位置 名称 開庭ノ期日

廣島縣安藝郡似嶋 似嶋 陸軍検査所 明治二十六年五月  
山口縣豊浦郡赤崎 赤崎 陸軍検査所 六月五日  
大坂府西成郡梅嶋 梅嶋 陸軍検査所 六月一日

### 武功案田査任命

五月十五日

陸軍大将伯爵 山縣有朋

陸軍大将大勲位 彰仁親王

陸軍大将伯爵 大山 出厳

海軍大将伯爵 西郷從道

陸軍大将子爵 野津道貫

海軍大将子爵 樺山資紀

海軍中将 伊東祐亨

陸軍中将 川上操六

陸軍中将 岡澤 精

武功審査委員被 仰付

### 勅諭

朕カ親愛スル帝國陸海軍人ニ告ク

朕兵馬ノ大權ヲ統ヘ明治十五年陸

海軍人ノ制略立ツニ於テ汝等ニ軍人ノ

精神五箇條ヲ訓諭シ忠節禮儀

武勇信義實素貫クニ一誠ヲ以テ

スヘキコトヲ告ケタリ朕カ汝等ニ訓諭

スルノ殷切ナリシモノ洵ニ汝等ヲ以テ

朕カ股肱ト頼メハナリ

爾來治平十有餘年容歲清國

ノ興衰ヲ開クヤ汝等ハ朕カ一蹶令  
下ニ起テ降暑ニ耐ヘ祁寒ヲ冒シ内ハ  
籌畫敬言防ヲ努メ外ハ進攻出戰ニ  
燃シ陸ニ海ニ振古未ク有ラズノ偉  
勳ヲ奏シ能ク交戦ノ目的ヲ達シテ  
帝國ノ光榮ヲ四表ニ發揚セシメタ  
朕ハ帝國陸海軍ノ進歩茲ニ至リ  
タリ汝等ハ汝等カ深ク五箇條ヲ服  
膺シテ敢テ失墜セス命ヲ重シ生ヲ輕

シ以テ能ク朕カ股肱タルノ職ヲ盡シタ  
ルヲ喜茹ス獨リ鋒鏑ニ被ルレ疾病ニ死レ  
然ラザルモ病瘵トナリ死セシニ至テハ  
朕深ク其事ヲ悲トシテ其人ヲ悲マ  
スルヲ得ス

朕今清國ト和ヲ講シ汝等ト俱ニ治  
平ノ慶ニ賴ラントス顧フニ軍隊ノ名譽  
ハ帝國ノ光榮ト共ニ汝等ノ責務ヲ  
重カラシム朕ハ我武維揚リテ汝等ト  
其譽ヲ偕ニスルヲ樂ムト雖モ邦家ノ



前程ハ尚遠遠ナリ汝等其レ能ク

朕ノ訓諭ヲ遵奉シ留リテ隊伍ニ

在ルモノト散シテ御國ニ歸ルモノトニ

論ナク五事ヲ復膺シテ軍人ノ本分

ヲ恪守シ一試以テ他日ノ報効ヲ期

セヨ

明治二十八年五月十三日

御名 御璽

大總督府の凱旋

小松大佐督官殿トハ其レハ其レノ威勢ハ

其レハ其レノ威勢ハ其レハ其レノ威勢ハ

其レハ其レノ威勢ハ其レハ其レノ威勢ハ

其レハ其レノ威勢ハ其レハ其レノ威勢ハ

其レハ其レノ威勢ハ其レハ其レノ威勢ハ

其レハ其レノ威勢ハ其レハ其レノ威勢ハ

其レハ其レノ威勢ハ其レハ其レノ威勢ハ

出征軍隊の帰期

第一師團 (東京) 師團長 山本中將

右五十三連 日永中 廿五日 順大連 運送之帆

第五師團 (廣島) 師團長 奥中將

第三師團 (名古屋) 師團長 桂中將

第一師團 (二週乃至三週) 師團長 乃木中將

第二師團 (仙臺) 師團長 乃木中將

第四師團 (大坂) 師團長 山澤中將

右遠東米倉守備居残

第十一旅團 (第一師團) 旅團長 伊藤少將

右威海津擔保守備

近衛師團 司令官 岩倉川宮殿下

大山大將帰朝 五月廿五日

大山大將帰朝 五月廿五日 陸軍大臣 兼任 解任

朕監軍 議定官 陸軍大將 從二位

勲一等伯爵 山縣有朋 待

特々大臣の禮を以て 茲より勲優

遇の意思を昭せし

大本營を移さる

来り二十九日大本營を東京に移

明治二十八年五月廿七日

海軍大臣 伯爵 西郷從道

陸軍大臣 伯爵 大山 忠敬

西陞下の御東還

宮内省告示第十号  
来り二十九日大本營を東京に移さるに付てハ  
五月廿七日 御出門 御發程 互らせらるべき旨  
仰出さる

明治廿八年五月廿七日 宮内大臣子爵土方久元

同告示元正号

皇后陛下下来了三十日京都御發往東京

還御仰出

明治廿八年五月廿七日 宮内大臣子爵土方久元

御發着日割

五月廿九日午前七時 市出

同日午前七時五十分 京都停車場御發車

同日午後三時十分 靜岡停車場御着車

御泊 靜岡大東館

五月廿日午前八時 靜岡停車場御發車

同日午後二時 新橋停車場御着車

還幸市道公助

新橋停車場より二葉町通迄、幸指を渡り而幸

所通左、外務省前、栞田門より入 京城

皇后陛下

御發着日割

五月二十日午前七時 市出門

以下日附より時刻并、市場市道公助

之儀

臺灣叛民の征討

十五日二時午後四時 大和堂 掲示

同日午後二時三十分 大和堂 掲示

五月二十日三時 船角に於て

五月廿五日午前七時 偵察小の爲出

淡水河口より微弱なる敵の器械を討つに及ばず又淡水河口の諸

砲臺十八敵の旗を捉ふ

二十五日午前八時 淡水の居る地に於て

叛民共知遣ふ、組織をもと稱し、大に騷擾

をもつものなり、但其巨魁ハ未だ詳ならず

當時淡水河の上流十八英独の軍艦及び一隻あり

り而して英國軍艦より居る地ハ水兵三陸

總督ハ廿七日中城湾に於て近衛師團を一次

輸送船會合し、後廿八日午後八時淡水  
沖に居り、我艦隊は此日午後上陸地点の偵  
察を為せり

廿九日午後二時より廿一次輸送係の近衛師  
團の三船角より上陸を始す。敵は微弱な  
抵抗を試み、我先頭上陸兵は為す  
撃退せられ、又基隆の方向に退却せり。其兵  
數は五百を越へざるや、我兵は此の戦  
中若年の敵を撃退せり。上陸地附近に敵の  
地雷設置あり、我上陸隊附近に法民の志  
平穩なり

昨日自ら上陸して實見せり。上陸地の新築の  
銘字第一營の安營あり、其統領は陳キニシ  
す。既に其旗を掲げ、押取せり。

三船角に於て  
臺灣總督府陸軍局長  
大島少将

大寺  
陸軍少将 謀川上中將殿

### 日清平和條約の申表

左の一書は北京天津より入るに掲載せしもの  
す。日清平和条約談判の海軍次官の詳記の行程  
李鴻章の苦いせしむる願真無智外交の何  
物もを諒解せざる反対を示し、以て敵愾の  
氣燄を殺すまで、其敵愾を外人に表章せし  
為す李鴻章の態、公にせざるものなり。

### 最新日本への提出せる條約

今批准公布せられし條約と異なる点の中行要  
あるもののみを挙ぐん。

償金 清國の軍費賠償金として庫平銀  
三億兩を日本に支拂せしむる約、此金額は五回

に分ち初回十一億兩を支拂せしむる條約。交換後  
六箇月間に拂込み銀り、八五千萬兩。其れより四個  
年以内十四回に順次拂込む。而して利子ハ年一回  
拂込の期日より以後未だ、拂込を終らざる額に

對してハ毎年百分の五を支拂ふ。其の額は  
開放市場 清國に於て現に諸外國に向て開



して不完全の点あり其要を尽さざるものあり夏  
傷に依りてこそ有免せり人々を切ら希すも数日  
を過ぎし後再び詳細を扱ふを得んと余の  
確信する所之而して條を遂下一く調査せんと  
欲せハ混雜を重ねるのみして却て要点を看見  
するの慮あるを以て條約中最大切之と思はる  
まのを四個に分ちて研究せり即ち一朝鮮の獨立  
才二土地の割讓才三償金才四商業上の特許  
之也

才一朝鮮の獨立

朝鮮の獨立才一 然る數箇月以前は之を以て兼  
認し完全なる中立國と爲し其を平和條約中  
に挿入せんことを申出りしを以て今更彼是云  
ふの要なき如くありし日本も亦同様其獨  
立を兼認する事を約せられんと申出之  
才二土地割讓

清國を以て土地を割讓せしめたるの理由は是に依り  
將來日清兩國の間に紛争の起らんとするありと云  
ふを以て此の大向違はせ彼は土地の割讓を主張し其  
目的を達し得んとす及て平和を繼續するを得ざる

のゆゑに其後百年来の衝突紛争を蘇すの原  
因となり得る西國全權大臣の任務を慮り聰明な

る政治家の爲すに措置を考へては此東洋の二大  
帝國を相反目するの決り果すを得ざるものな  
り非其に三歴史學藝工商業に於て相似る所多  
き國柄ありし故に善鄰の道を尽し合の同盟を結  
ぶるべしと然るに歴代其版圖を領地を割りし  
之は清國民の歎憤心を喚起し此志百年忘ら

るべき必耻辱を雪ぐんとす其隙を以てありし  
は西國に取ら玉極不利を爲し平和を維持する  
に方法ありしなり(一)特に遼東半島の割讓し以て  
ハ一層不利ありし蓋日本は此半島を以て領地とし  
る真意ハ爰に陸海軍の根據地を設け清國を  
嚇かんとししなり(二)或ハ日本ハ永久清國を敵と

取ら心得え若一相協會の味もなきもあらハハ三男  
往會進北京に推挙せ城下の盟を爲さし之を  
且遼東半島ハ清帝墳墓の地方の一部分あり  
し之を我有して清帝に耻を与人とせんと云  
ふも往々ありしなり及へり思ふに其志なきもあらハ  
其上兩國互に土壤を密接し居ら其境を守護す

之西國各兵を具へ其大の費用を擲さるべ  
 かりし南のさうも今回戦端を開く初とて朝  
 鮮の独立を計るを以て其目的にて宣言し又改米の  
 駐在する日本の公使達と本國政府の清國と于て  
 之の中より強ち戦端の利を收めしむる意も出  
 るも非もく表白せし處に依て見れば本條約第二條の  
 土地割譲一件ハ終心を加ふるも美しき不都合を  
 感するところありし事にして終心を許し讓歩せし  
 諾さるる清國ハ申す迄なく南米東洋二大國の結  
 核強固なるり外國の覬覦を拒くを得へけれ  
 と是より及りて戦端の勢を傲り申分を貫徹せし  
 故せんが故に述べたる通り清國の人民は憤激復  
 讐の念を起さしむ西國諸國の争に耽り南外  
 國の乘る所ありし所謂漢文の利を占めたること  
 之を言ふ本全權大臣は猛省せんを祈り然らば  
 非もく三償金を取らば南米東洋二大國の  
 折清國ハ政界の地位ありし日本に領土を侵入し  
 たるが故に戦費を償ふは償金を拂ふべき理  
 由ありし併し南米清國政府ハ六箇月一割も早く平和  
 の句を結ぶ度願ふを以て去年十月米國公使の

并く短く償金を拂ふべきを約し復本年二月  
 十七日と物りし米駐劄の米國公使より平和條約中  
 三償金の中三償金を人名を以てする旨を日本  
 政府に申すも其相違の金額を拂ふは既に  
 用意せしありし一注意も（さ）日本は戦端を  
 開き目的は朝鮮の独立にして昨年五月二十二日  
 清國政府は是を承認し併せて是迄の戦費を  
 償金中ト包含せしむる可なり其後の戦費もも賠  
 償するに迫らるし於ては不承なるを以て拒絶せし  
 と諸外國に向て云言せしむる但償金の額ハ清國  
 其支拂に應ずるを得ざる限り（さ）北方の要求を  
 為さるるに支拂はるるは其意非し巨額を請  
 求され国力不都合なるも是らに到底義務を  
 果し其期限を延びし又も戦端を開くこと  
 けられし如く其條約の要求する三償金ハ清國現  
 在の徴租組織を以ては支拂ふに困難なり強て内  
 國に於て一取立人として設けし清國民ハ不名譽軍  
 政府を諫し一接反逆を企てるべしと云ふは内  
 國に於て増徴せざるを得ざるも斯うわくも上は

頼む一、海關稅あり、此ハ外國ノ條約ニ結ぶ十  
年前ニ其諸國ノ教知し、後ニ非ハ稅五ノ高カ  
能ハス、依テ今日ノ急ナリ、難ク、久シク信ヲ加フ  
海關稅ハ稅多ク、外債ヲ募ル、清國唯一ノ財源  
アリ、既ニ軍事公債ヲ募集ス、為抵當ト入ル  
ハ、債金ヲ拂テ使用ス、餘地ヲ残セ、安人ニ位  
少シ、今其安人ヲ去ル、三月一日上野ノ稅関調  
査委員ノ報告、依ルハ、本年ハ三百九十三萬七千四百  
二十兩ノ軍事公債ヲ任拂テ抵當トシ、明年ハ六百  
二十八萬千六百二十兩ノ抵當トシ、千八百八十七年ハ  
五百十四萬二千三百三十八兩ノ抵當ト成居ル、即  
二十年間、千七百八十一萬七千三百三兩、海關稅ヲ  
以テ支拂ハス、可ラカス事情ナリ、高三月以降公債ノ  
額非テ増加シ、是頃、注意ス、所ナリ、  
清國財政ノ困難ヲ察ス、不足ナリ、  
収メ、千八百九十年より九十二年、海關稅ノ平均一年  
ノ收入額ハ、所々厘金稅及運搬稅ヲ共ニ包含シ、二  
千三百五十五萬八千五百五十五兩、而シテ、此中十分ノ六  
ハ地方官ニ對シ、支出ス、此ノ餘額ヲ、此金額ヲ  
轉シ、債金トシ、美向人ト欲セ、新稅ヲ課

セ、可ラカス其結果、人民ノ不平等感ヲ移シ、  
此ハ外債ヲ去ル、云々、清國政府ノ信用  
地ニ、此等戰爭ノ為、利勢ヲ失フ、以テ外  
債ヲ去ル、此等機會ハ、七分ノ五、八分ニ至ル、  
利子ヲ拂ハス、偶々、此等事情ノあり、此  
ハ稀有ナリ、公債額面ヲ、割引セ、以上ノ應  
ル、其、如シ、現ニ金融ノ衝、經濟界ノ不安  
ト通シ、人ノ怯、清國ノ外債ヲ去ル、其、時利子  
五、六分半、此、起、利、益、一、其、以下ノ利子  
ト、此、應、者、故、止、得、日本、要  
求、後、以テ、債金ヲ、拂、外債、依、賴、五、六、分  
半、利子、二十年、間、債、却、も、終、額、六、億  
九、千、萬、兩、ノ、巨、額、達、ス、斯、巨、額、ハ、今日、清國、政  
府、ノ、力、及、ハ、ス、又、如何、増、稅、も、金、債、却、も、不  
得、見、込、ス、不、清國、事情、更、者、ハ、此、債、金  
事件、之、意、清國、財政、之、恐慌、甚、甚、ス、之、  
り、更、子、代、ノ、困難、ヲ、現、ス、知、其、ハ、而、  
ト、本、日、本、又、投、此、條、約、同意、公、人  
人民、之、激昂、騷、亂、制、度、主、術、清國  
ノ、運、命、頗、危、險、ナリ、其、上、當時、戰場、駐、也、





戦事費用の安費類へ総計一億五千萬圓  
を起すも、あつて見て不可なる。加うて日本の  
戦費の計算も、あつて、債務を博し、結果  
として軍機兵器も、数多の高價なる戦利品  
あり、ふれ、此等をも債金中より差引へ、あ  
つて一言注意して、度々利子の一事をして債金類  
莫大を加へて、支滞<sup>滞</sup>を延滞せ、利子を附せ、  
と請求せ、れと餘り、残酷なるやを終ら、

才四商業上の特許

本條約を調査し、爲す入られる時、商戦の極  
きを以て、商業上の特許及び、之に關する條約のわざ  
複雑な在る問題も、交り、研究、餘蘊なく、あ  
つて、到底、一得へ、事、あつても、依て、詳細の模様  
は、他日、附加、件、に、あつて、上、後、道、を、あつて、今、唯、其  
要、点、の、を、要、求、せ、し、め、し、た、を、諒、せ、し、め、し、た、を、中  
志、を、此、答、辨、に、り、清、國、政、府、の、日、本、の、中、心、に、應、答、し、  
を、止、め、し、た、條、件、も、修、正、を、欲、し、た、條、件、も、区、別、し、日、本  
の、全、權、大、臣、に、知、ら、し、め、し、た、於、て、其、効、あ、つ、た、信、き、  
後、前、の、通、商、條、約、の、合、同、の、戦、争、に、依、り、効、力、を、失、し、し、  
ハ、新、條、約、を、訂、結、し、し、た、と、論、じ、り、清、國、ハ、既、に、其、用

意、を、あ、つ、て、現、に、諸、外、國、の、間、に、存、在、し、た、條、約、を、基、礎、  
せ、し、た、と、し、し、た、日、本、ハ、此、後、酬、答、し、た、本、條、約、(六、條)の、初  
め、に、あ、つ、た、布、置、の、場、に、あ、つ、て、通、商、に、關、し、た、條  
項、分、六、條、中、一、項、(市、港、開、放、の、件)の、二、項、(航、空、の、  
通、行、を、許、す、河、江、の、件)の、二、ハ、暫、く、諒、し、た、三、項、に、就、て、  
論、文、に、抑、本、項、ハ、日、本、人、の、手、で、清、國、に、輸、入、し、た、物、品、に、  
對、し、子、口、税、を、二、分、に、減、す、し、た、と、し、た、も、の、ち、に、即、實、際、五  
條、五、條、の、輕、減、に、又、清、國、に、於、て、産、出、せ、た、物、品、に、對、し、日、本  
人、購、買、し、輸、出、し、た、吉、吉、を、公、告、せ、し、た、其、時、に、諸、税、の、課  
税、を、免、除、し、し、た、と、し、た、も、の、ち、に、既、に、本、條、約、中、に、あ、つ、た、債、金、の、  
類、ハ、今、日、の、清、國、財、政、に、取、り、負、担、し、切、れ、な、い、程、に、過、重  
な、り、し、た、徴、税、を、廢、し、財、源、を、減、せ、し、た、不、幸、な、甚、き、も、あ  
つ、た、也、と、し、た、も、の、ち、に、日、本、ハ、此、年、條、約、改、正、を、行、い、  
海、關、税、を、高、く、し、し、た、在、り、し、た、清、國、に、對、し、  
既、に、交、分、輕、き、海、關、税、を、減、せ、し、た、と、し、た、も、の、ち、に、矛盾、の、  
所、爲、し、た、其、蓋、右、三、項、の、目、的、ハ、外、國、人、の、手、で、通、商、  
し、し、た、外、國、品、を、し、た、厘、金、税、其、他、の、諸、税、を、免、除、し、  
せ、し、た、と、し、た、も、の、ち、に、日、本、ハ、是、迄、屢、北京、駐、在、の、  
外、國、公、使、の、間、に、起、り、し、た、問、題、を、り、し、た、結、局、斯、か、し、

清東の料理として其後黙して其の英國の外國貿易に重  
を置き他國を排擠して之を商業上の特許を得んと  
又清國貿易に従事する英國人の厘金税を除かざる  
や清國政府の談判ありて再び其公使を迫りて  
之を拘りて遂に成功せしめて止みしむ

此外往年エドギン卿英兵を引率して北京を侵入し之を  
占領して後清國の富強を妨げしむることを信じて其の  
有らざる商業上の特許を得しむるも尚卿の一旦清國人  
の手を遣ひて物産の輸入品を減らすれば其の課税を免除  
せしむるに餘りなきなり清國政府は請求なき理由を  
見出さずして英商人の請願を拒絶ししむる次は英

國の商務局へ外務省の本編に依りて此事件を研究し  
ししる未輸入品最後の消費者の許すに達し得ん決して  
課税の爲に其價を騰貴せしむることを恐るるに  
無事と過ちて英國政府の爲に其の處にありて其の事  
から横道の請求を辯護せしむるに口を閉ぢしむるを信する

其は清國內の物品に内地税を課せしむるは独外國品に限  
るは税を納むるの條項を條約中に加入し不相違ふが論  
外品の之別を爲すに非ざる不便混雜を醸成すべしと  
將又久しく英國公使を以て北京に駐在し清國貿易を精

通せしむるに努めしむるに當りて厘金税を課せしむる論  
曰此税の性質は我英國の所得税と同様にして排他性なき  
のちあるものなり清國のわきまは財政の不安定を感ぜし  
國に在りてハリスの教訓するに財源を以て其の應に其税を徵集  
するに於て是も美支支分りて更に同様の言ふ本條約に三  
項の製造物を以て之を強ひしむるを以て之を引用せしむ

外國品に限り課税を免せしむるは頗る困難なるものなり  
夫那人の自國産の物品を運搬せしむるは外國品に課税を  
免し受けざるを指して外國品に課税ししむるは地方官に  
何らしむるに依りて徵税なきに似たりしや當りて混雜を增加す

るものなり以上列挙する諸説は皆道理に叶ひ事實  
の真相を看破せしむるは日本全權大臣の呈請に當り  
輸入品の課税を免せしむるは其の外國の草中存する時  
止むるに修正讓歩ありしむるに依りて此特許の最惠

國條款を以て相違なく日本に讓與せしむる事ありしむる  
之を以て満足せんことを得ざるなり  
第四項の日本に於りて清國內地に於りて物品を製造ししむるは買  
入れ或は輸入品を賣捌くとして内地に運送ししむるは徵税せ  
らるるに依りて倉庫を借入れ貸物を貯蔵ししむるに依りて  
之を以て課税ししむるなきに似たりしや當りて混雜を減少し

注上意周到するもの云ふを得ざるを以て外國商人の條  
約港を離れ領事の保護行届がらぬ内地に入り商業を営ま  
んとせらば一治外法権の趣意よりして清國の官吏が勘  
定する迷惑を蒙らざらんことを以て英國商人の如く同様の  
事を請願せしむる除く英公使サトームスウエート氏ハ之を  
拒絶して曰かり請願を断絶せざるを得ず我輩も今や  
治外法権の下に在りて地を相應しる事あり清國政府より  
裁判せしむる承諾をへり然らざるものハ一切取合難し  
且試し一考せし若し我商内地に侵入し商業を営みし  
事ハ必其土地を割讓せしむるの要を感するものなり  
明るる事非ざる我輩が取らざる所なり  
第六項ハ清國內に於て未製品を製造するもの機械を  
輸入せしむの特許あり是亦後未外國公使の屢論せしむ  
る所なり毎度其意を達せざりし抑外國人の清國の内地に  
於て製造業に従事せしむる禁止も八年來の規定固是  
より外國政府は地種の制禁ハ一國主權の意中存り客  
隊を以てし非ざるを以て之を承諾せしむる第四項の  
要未を以て合し外國人よりして後年清國內に製造業  
を営ましむるハ是を誠し申しし事あり清國の商工業に  
大害あり到底支那人自ら起つる氣力ありしを以て新  
災難を除き自國の商工業を保護せしむるハ海軍政府の  
ものなり分ちて獨り清國のみならず他國皆然の針を取  
居らばハ之を廢し機械の輸入を自中せしむる無理の  
甚しき事あり其や其外亦之項の未之を清國內に於て  
日本人の製造せしむる物品を日本人の輸入せしむる同様諸  
税を免せしむる事ありハ特許なきよりして一旦之を日本  
許ししむるハ他の外國人より許さざるよりして清國の商工業  
に何よりして存するものを得べき多量額を以てしむる  
最後ハ第六條の條文を以てハ第六條（前項未より數項  
ハ此條中にありしもの）の商業上の特許を以て條約相濟にハ  
威海衛を奉天府を占領せしむるものハ亦不き且  
必要ならん信を以て第六條の條項を以て以上を以て日本  
ハ取重の國條款を以て待遇せらるるべきを以て諸外國人と  
同等の地位にありしハ故ら此條文を改むる要ならん  
以上ハ日本より提出しし條約中の特許大切なるものを撰み其  
考調査ししものありし余（李鴻章）ハ現今の事情の許し  
限り於て全力を以て熟考研究ししハ復遺憾なきを以て  
自ら確信を其他二三の未だ熟考を要するものありし此等ハ  
左程行要らざるもの非ざるを以て他日譲り先右に掲げし四箇  
題に就き日本全權大臣の意見を以て一致せる後於て條

是れを研究せしむるに於ては、我々の意見は一言一置度さへ  
余に殆ど五十年の間我清國の爲に力を尽し、今や餘喘幾許も  
あけられ、此度の大臣の別余の國家の爲に努力せし最良の  
人として清帝初め諸臣の美譽あらしめ、是を以て余が最  
希望する所は目出度平和條約を結ぶ、日清兩國の政府人  
民の間に友誼平和の継続せしめ、これを以て苟くも理の  
存する所を以て耳を傾け政治家の爲に振奮せしめ、  
最高の主義を堅持し、將來幾百年の間兩國の幸福を増  
進せしむる工夫を以て、日夜焦心苦慮せし、但日本の繁  
榮進歩の著しく人亦多ければ、今日清國も受取らば、  
債金の多少割讓せしむる土地の廣狭ハ敢て日本の富  
強に影響する所なき、(きよ)及び清國を友邦とせし  
め、敵國とせしむる二点の日本に偉大な利益を及ぼし、  
亦て必熱心して日本全權大臣の夙に諒解する所を以て、  
山濱の事務局を結ぶ、兩國相調和し和氣藹藹とせし、  
之を信せしむる。

清國皇帝陛下の欽差全權大臣  
木子鴻章

清國全權大臣其意見を發表せしむるに、  
左に記す、日本の全權大臣條約の逐條に抗議せしむるに、  
條約の款に諾否を決し、(きよ)及び清國全權大臣は其  
意見を尋ねぬ、(きよ)及び清國全權大臣は其  
本國に其無効を返せしむるに、  
明治二十八年四月一日兩國全權の會合、即日日本全權陛下  
の全權大臣の平和條約八條を返して示し、依て清國全權大臣  
八條毎に、諾否を答へ、(きよ)及び清國全權大臣は  
條約全文全部を示し、(きよ)及び清國全權大臣は其  
大臣の終に其諾否を答へ、全文を授け、六日間之を調査し、  
其諾否を答へ、但の不承諾の点のみを表明せし、其孰れも  
條約の款に、(きよ)及び清國全權大臣の意見あり、其答辯書に  
(きよ)及び清國全權大臣の意見あり、其答辯書に  
(きよ)及び清國全權大臣の意見あり、其答辯書に  
(きよ)及び清國全權大臣の意見あり、其答辯書に

大臣の希望も表明せしむるに、(きよ)及び清國全權大臣は其  
清國の改の困難何程なりとせし、其ハ此談判の範圍外に、  
の結果益清國をして困難の境地に陥らしめし、(きよ)及び清國全權大臣  
亦條約以外の事あり、我の爲に、(きよ)及び清國全權大臣  
ハ躊躇せし、此條約の全部へ、(きよ)及び清國全權大臣は其  
(きよ)及び清國全權大臣の意見あり、其答辯書に

右の要末に應じて清國全權大臣の答辨

大子記に清國全權大臣の前記の款全權の要求は後い各辨

せるものなりとあり四月九日馬関より清廷へ復しし所記

本月五日に余を送りし手書の日本全權大臣の意を乞ふも能は

ざりし余の深く嘆惜する所は彼手書ハ單に清國內政の困難を

述べしに止るも余は示しし條約中の要點に就き委細に意見を

表すべしと積りし然る日本全權大臣より首肯するも待たず

云々としてハ其所望より亦更に其書に共し日本全權大臣の提

出せる條約文に依り條を添へて答へし一條約文を添へし其中心

新條項及附加のハ此ハ必同意するべしと信を而し今

爰に余の提したる條約文ハ全權大臣より余の有せる権限中

於て作らざるハ其書に責任を負ふ之に若し其條約に滿

足せしハ兩國全權一堂に會し親しく口舌を以て商議せし方事

の纏り早しと信を休戦の日限迫り迫り来り餘も所我

行はせしハ其降條令せし一則し其は合議の日を決定せし

ハ其條約に於て希望せし也

清國全權大臣の呈出せる條約文

大清國皇帝陛下及び大日本國皇帝陛下ハ兩國

及其臣民は平和の幸福を回復し且將來紛議の

端を除き友邦の誼を結ぶ人々を欲し備和條約を

朝鮮獨立の詔勅 五月五日 京城發

朕惟ち開國五百三年五月十日乙未宗社に御誓

告りて後來の清國の干渉を劃斷し大朝鮮

國固有の獨立の基礎を確定し又茲に馬

関條約に依り益々世界に表彰するの光を添

へし我臣民は樂を同し今より我國の蒼生業

を祝する為め通じし方法を設けしを我

諸大臣に命ぜり我臣民は能く我意を俾り

永久に獨立の實績を紀念し我國の爲に

應駕あの上意を副し若其例年の獨立祭を定め

以て永久に我國の一大慶事とし我臣民は其

祝賀せしめよ我臣民は我意を我臣民に添

出せよ

朝鮮の獨立の詔勅

朝鮮内閣の文達 二月三日 京城發

軍務大臣 申喜善 内閣總辦 李重夏  
學務大臣 李完用 同僚總辦 尹致昊

内閣總書 權在衡 内閣總辦 俞吉濬  
外部總辦 徐載賓 外職 李鳴善

日本駐在公使 高永喜

臺灣上陸の公夜 六月二日 鹿耳門發

臺灣現況ハ人民兵士ハ結合シ假夫  
和政府ヲ設ケ頗シ擾亂スルモノ如シ淡

水ニ於テ高千穂ト蒸汽射撃ヲ受ク

故ニ兵力ヲ用ヒテハ鎮壓出来難キヲ

以テ三貂角を上陸地ト定メ二十九日

同地ニ着セテ運送船ハ三十日迄ハ不殘

到着師團ハ二十九日より上陸を始メ今

猶陸揚中ニ敵ハ一營ヨリテ僅ク抵

抗アリモ難ク撃退セテ目下師

團ハ雞籠ノ方向ニ前進ス

三貂角 樺山臺灣總督

大本營

朝鮮國獨立の謝詞

五月廿一日  
京城發

大朝鮮國外部大臣金

照會事茲者面奉奉我

大君主陛下勅旨此次芝罘和約已准其第一條  
明認朝鮮國獨立自主事也苟非

大日本國

大皇帝詔焉友邦念切同盟保持東洋大局之弘議  
遠畧何以至此朕心感涕不知收用外部其即致書  
于日本公使道朕感謝之意俾為轉達于

大日本國

大皇帝可也等因欽此相應備文照會請煩

貴伯爵公使查照我

大君主陛下聖旨轉達于

貴國

大皇帝陛下至為禱切須至照會者

右照會

大日本特命全權公使井上

奇倍を為り大清國皇帝陛下其大日本國自皇帝  
陛下其其各々全權大臣を任命し依り各々全權  
大臣を互に更迭し任状を示し其長短を互に認め  
以て互の諸條款を協議決定せしむる事を得たる  
日全條 第一條 朝鮮國は其の領土を以て  
清國及日本國の朝鮮國の完全無缺なる獨立自主の  
國となし其の承認も故に兩國共に朝鮮の内政に干渉  
を爲すことなき事とし其の承認も故に兩國共に朝鮮の  
右の獨立自主を尊重し其の承認も故に兩國共に朝鮮の  
廢すことなき事とし其の承認も故に兩國共に朝鮮の

第一條

清國ハ友誼の土地の主權並ニ該地ノ方チあるニ中街兵

營倉庫及ハ官有建築物ヲ永久日本國ニ割讓ス

第一 奉天省の南に在り一府二縣二縣

一 安東縣

二 寬甸縣

三 鳳凰府

四 岫巖縣

但右ノ記載スル府縣廳ハ境界ハ嚴シ清國

官吏の調査せし地圖に依り定むべきものとす

第二 澎湖列島即英國グレートブリテン東經百十



九度乃至百二十度及以北緯二十三度乃至二十四度の間を以て諸嶋嶼

第三條

本條ハ日本の請求ニ應ず（公布せらるる條約文と同（五）ハ略ス）

第四條

清國ハ軍費賠償として庫平銀一億兩を日本國ニ支拂ふ（五）ハ約モ此金額ハ都合五回ニ分ち初回ハ二千八百萬兩とし本條約批准交換後六箇月間内ニ支拂ふ（一）強シの金額ハ毎回庫平銀千八百萬兩宛とし本條約批准交換後六箇月を以て（五）年々順次年々逐つて支拂ふ（五）キ支拂ふ（五）但清國ハ何時ありとも該賠償金の全額或ハ其幾分を前以て一時ニ支拂ふことを得（一）

第五條

日本ハ對シせらるる地方の人民ハ右割とせらるる地方の外ニ住せんと欲するものハ自由ニ其動産不動産を賣却し諸稅課役等ヲ賦せらるるものとて退去せらるるを得（一）其為メ本條約批准交換の日より二箇年間に於ては（一）但右年限の満了する時ニ至る

尚該地方を去らざる住民ハ日本國の都合ニ依り日本國臣民として視做さるる（一）

右割とせらるる地方ニ於て其地方ニ住居せざる清國臣民の所有する動産不動産ヲ就テハ日本政府ハ重シ取扱公且日本國臣民ニ屬する財産と同様なる保護を受くべきものとす（一）

第六條

日清兩國間の一切の條約ハ之を裁減し（一）ハ清國及日本國ハ本條約批准交換の後速ニ全權委員ヲ任命し通商航海及陸路交通貿易ニ關する約定を締結せしむるを得（一）而して現今清國ハ歐洲各國との間に存する諸條約章程を以て該日清兩國間諸條約の基礎と為さる（一）又開港場航海課稅貸物の倉入及課稅の方法其他の事ヲ就テハ日本國ハ最惠國の待遇を受く（一）且又本條約批准交換の日より該條約の實施に至る迄ハ清國ハ日本國政府官吏商業航海陸路交通貿易工業船舶及び臣民ニ對し（一）從て最惠國待遇を以て（一）

此報則とし（一）本條約批准交換の日より該條約の實施に至る迄（一）日本國ハ清國政府官吏商業航海陸路

文運貿易工業船舶及臣民に對して從て最惠國待遇を享受すべし

亦七條

現に清國版圖内日本國軍隊の撤回に本條批准交換の後一箇月内日本に於ては但次條に載る所の規定に従ふべし

亦八條

清國に本條の規定を誠實に履行せしむる擔保として日本國軍隊の一時山東省威海衛を占領せしむるを承諾せしむる本條の規定より軍費賠償金の中初回及次回に拂入せしむる時日本國に其軍隊の半數を右の場所より撤回せしむる又償金を悉く拂済ししむる時其餘の軍隊を全く撤回せしむる前條に於てハ

亦九條

本條に清國に要求する承諾は長きと公布せしむるものと異なるを以て署名ししむるは其の條に於ては

亦十條

兩國の全權大臣本條約を調印せしむる日日本に對して其の意を

亦十一條

此平和條約の解脫實施に就き又ハ亦六條に於ける通商航海條約及陸路交通貿易の條約を以て談判解脫實施に就き今以後並に亦八條に於ける通商の通信に依るを調和せしむるは其の條に於てハ日本國の同意を得たる後其の條約を履行すべし

亦十二條

本條に公布せしむる條約の亦十一條に同一にして唯交換の場所を明記せしむるのみを以て之を略す

清國全權大臣の提出せる條約又對して日本全權大臣の答及讓歩せる點

此は去る四月十二日日本全權の申す所の條約にして即ち同日公布せしむる條約の概同一なるを以て詳細に記載せしむる全權は最初提出せる條約の中より譲りしむる事なきを以て之を略す

権の提出せる條約中の不平等條ハ全ク之を除くこと  
せり

土地割讓 原條約ハ奉天省南部の地の割讓ヲ  
就キ、鴨綠江を起點トシ、三叉子ヲ溯リ之ヲ北榆  
樹底下ニ至ルヲ轉リテ平遼河ヲ走リ其れヲ北緯四十度  
の南正北河ヲ沿テ下リ更ニダリニツイテ東經一百二  
十二度ヲ達スル迄西方ヲ行キ、右經緯兩度の五十度  
斷リ合フ迄ヲ南遼東灣トスルヲ境界トスルニ  
公布スルニ現條約ハ三叉子ヲ安平河口ニ榆樹底下  
ニ鳳凰城トシテ讓ルニ

償金 〇額ハ原條約ハ三億兩トありテ拂込  
回数五回あり、一ニ億兩ト減シ、拂込回數ヲ八回ト  
又初回の拂込ハ一億兩トスルニ初回及次回を五千  
萬兩ト改メ

開放市港 〇北京及湖南省湘潭の二箇所開放の  
事ヲ讓リ外ニ開放市港の事ヲ關スル條文(亦三條)  
中ノ亦三項並ニ日本人の手ヲ清國ニ輸入スル船隻ハ貨  
物ヲ對シテ口稅を二分減シ、其他一切課稅せらるルニ  
免ルルニ、亦三項及清國物ヲ對テ日本人の購買ノ事  
ハ貨物ノ一且輸入スルニ免ルルニ、亦三項及清國物  
ノ對テ諸稅の課稅を免除セらるルニ、亦三項の條件  
及三港の割讓は後述の精意ヲ撤回スルニ

土地割讓 〇償金の拂込額並ニ奉天省南部  
の二箇所ヲ割讓スルニ條約ハ、亦三項及清國物ヲ對  
テ奉天省ハ除キ、亦三項及清國物ノ對テ日本人  
ノ購買ノ事ハ貨物ノ一且輸入スルニ免ルルニ、亦三項  
及清國物ノ對テ諸稅の課稅を免除セらるルニ、亦三項  
の條件及三港の割讓は後述の精意ヲ撤回スルニ

### 日本且取後の促答書

左ノ如キニ、亦三項及清國物ノ對テ奉天省ハ除キ、亦三項  
及清國物ノ對テ諸稅の課稅を免除セらるルニ、亦三項  
の條件及三港の割讓は後述の精意ヲ撤回スルニ

清國欽差全權大臣李鴻章閣下昨日會見

節閣下ヲ示シ、亦三項及清國物ノ對テ奉天省ハ除キ、亦三項  
及清國物ノ對テ諸稅の課稅を免除セらるルニ、亦三項  
の條件及三港の割讓は後述の精意ヲ撤回スルニ

日本帝國政府

予て欲違之を固執し聊て共謀るを義知せざらんが假令之を従いしとせむも種々の困難續て清國に到底履行し得ざる一と閣下の注意を下さりて觀察熟慮し出来得ざる大譲りし即償金額の二分を減り條約を實施せしむる為の擔保として占領すべき土地を一箇所として償金の初次二回分を拂込み後清國政府其残額の本金利子二對し五分償金あるを取極むる為を以上の清國海關稅を以て抵當とせしむるを許して土地の占領を免るの餘地を以て内地稅と關稅の項及莫浦口(吳淞港のある所)の淺瀬を浚渫せしむる請ふを全數撤回せしむるに閣下は日本の要求の俟たざるに之を清國の財政非常を察し收拾せしむるに之を以て之を要し除くを得ざる一と信し加ふるに割讓せしむる土地を減らし以て余の復原を以て閣下の注意に従ふことの證ふることを諒解せしむるに布ふる摺筆も亦臨みて特に余の一言せんともその所のものハ並て屢忠告せる如く今や戰爭日子益進み其結果自然に益を大とする一と故法此も亦之を顧み日本は提出せる條約を採用せざることを

得策之と云ふ事よして若し是迄躊躇して我ら要求に應ずるに否まれば日悔中にも及べしとせむ余の赤心を吐露して閣下の猛直を望む處に頓首敬白

日本立派國全權大臣 伊藤 博文  
一千八百九十五年四月十日

清國欽差全權大臣伯爵李鴻章 啟

清國全權最後の抗訴

右日本全權大臣の書に對し翌十二日産て李鴻章の要求條件を一層輕減せしむるを許し其書狀ハ左の如し

日本全權大臣伊藤伯爵閣下昨日平和條約談判の成行其他の事と款を贈与せらるるを貴書に對し清國政府の爲め且余一身の爲め亦かく答ふる所ありしを余が初め閣下と會見せし時未だ何等の辨論を爲さざりしに拘りも直に日本國の最後の申込を以て受領し今又會談して逐一條項の是非を論せんことを以て此申込を確然と答ふ

為まへし通らざる餘り早急なる沙汰にして我の  
政府の意見を得ざるハ實に余の遺憾也  
る処に扱最初日本の要求する債金の額ハ意外  
莫大なり清國の財政之を支拂ふに計するに  
未へし今更ハ聊減せらるる然れ共此類ハ尚實際  
日本の費せし戦費より遙に大なりして清國の巨額  
切小なる所あるのみならず為め多年未希望  
せる諸般の改良を行ふを得ざる一に次々閣下類  
土地割譲に就き大に譲る所ありしを以て余ハ甚  
大に遺憾を感ずる何れも此の好い裁分の儀ありし  
せよ左程著しき事ありし日本ハ當時其軍隊の  
占領し居る盛京省の殆んど全部を得入るも其  
して其上土地膏腴人口多き甚深に其要求する年  
く普通平和條約を談判するに同様の先例に相違せざるに於  
て其要求の中二三項は原案よりして余の感附するに  
此等陸路支那の貿易及通商條約を締結する  
に於て土地を占領せし又仲裁國を擇み其判断に  
依て右等の條約の疑問を去せんと欲するに拒絶し  
通商條約の定まりたる間ハ清國に於ける日本人の最

素因待馬く受くる日本とあり清國人に向て此等  
の一次日本ハ清國に於ける倉庫を借入れ貨物  
を輸入購買し又此條約漢口の地を譲渡するに  
も干渉を受くるにあり清國に於ける自由業製造業  
も之に其素志は中々内地に及ぶ深き哀れ諸般  
を拂ふ事を表侵し依り日本銀貨を以て支拂ふを  
得し一但此の公布條約の中に入らば後及て彼等  
譲りまらるる一等の條項に於てハ毎年一國此の  
体面を傷むる者余ハ此言を為すに更に辯論を執  
らざるにても意思ありしにありし唯閣下、最後の  
要求を余ハ示ししに漸く一回の會見の即余の  
條を陳述せる所を録し以上列挙せる諸点を  
能く観念し今後會見の時更結果を伺き併せて  
我ハ皇帝陛下より余に附せられし権内を於て  
之を各辯せんとも之を諒せよ

清國皇帝陛下の欽差全權大臣  
李鴻章  
日本皇帝陛下の全權大臣  
李鴻章

伯士訶伊藤博文殿

我全權大臣最後の答書

清國全權大臣閣下昨日惠投せられたる復書ハ其前  
日全權閣下より呈せられたる書状に對する返書として  
上日の思慮を呈し合見し、時未だ、其の條を繰返  
し目下の形勢に注意せらるるを望まざるを得ず、  
閣下の言ひに於て精細に熟考し、其の後彼に修訂  
を加へる條約を最良のものとして呈し、これを諒  
せられんことを切に祈る。但余の特に思ふは閣下の  
真意を誤解せしやあり、其故ハ閣下自ら辯論を  
戦はざるを希はるるに云ひ下り條約の勿論、談判の成  
行に就て批評を呈せし且批評せしを再考せ  
られんことを以て、復書に對する答としてハ  
去る十日に閣下は條約の條約として最終のものとして  
最早辯論を其の要するに云ふのみならず、是を不  
信とせ、蓋し戦争の結果より生ずる要求を其の  
通商の所謂要求を其の意に異にするを知ら  
ざる可らざる。又日本全權大臣は此要求を執て充分  
辯論せしむるに許し、平和を回復せしむる為め、其の限  
を越すことなきを信せられ、復て其の意に異するに  
あらず、其の意に異するに於て、其の如何なる結果を生ずる  
にあらざるも、其の責任を負はざるべし、而して誤解を  
解人爲め、爰に一言を置きて、日本の要求を更けて  
調査せしむる拒否せしむるも、其の決して閣下の批評せし  
所のものを懸念せしむるものあらざることを是の煩首  
敬白

日本皇帝陛下の全權大臣  
一千八百九十五年四月十三日 伊藤博文

清國皇帝陛下の欽差全權大臣  
伯奇 李鴻章 殿 (完)

前日... 六月八日午後... 陸軍省... 皇太子... 皇太后...

海陸兵隊手難敵の古領

六月八日午後... 陸軍省... 皇太子... 皇太后...

近頃師團の常備兵隊の増強... 六月三日... 陸海軍の攻勢...

月一日より運動を始り... 途中屢々抵抗を... 受け天候の非常悪く...

大雨あり道路は甚不良... 山砲の威力を以て運搬... 困難を極め...

豫期の如く三日午後... 五時過ぎ難敵を... 奪取せり右に...

師團の六月二日... ツーホウ... 全隊...

敵の位置あり... 敵を攻めたり...

百名の死者を... 退却し我軍も亦十名の...

死者を生じたり...

二 六月三日師團、雞籠に向ふに進むを  
 續け、午前十時の頃雞籠の西方(東方)約一里  
 の処に達し、攻撃の準備を移し、敵の北斗及  
 雞籠市街の周圍にある諸堡塁を占領し、  
 抵抗せしむるに及ばず能はるゝて退却せし  
 三 同日二時廿五分、雞籠の西方(東方)約一里の  
 方(東方)及南方堡塁を占領し、攻撃せしむ  
 四 此攻撃の極めて激烈なり、敵の全力を尽  
 して抵抗せしむるに及ばず、敵は全く撤去し、暖  
 六月八日午前十時、陸軍師團は、  
 街の西方(東方)に退却せし、目下雞籠市街及

其周圍の諸堡塁を占領し、攻撃せしむるに及ばず、敵は全く撤去し、暖

暖、街に進む

五 兵器彈藥及捕虜降伏人等夥多

あり、師團は目下雞籠及其附近に宿営せし

六 我々對て、敵の兵力情、さらにも上人の言

十、約ハ六千名許、之と云、又敵將子ヨウ(張)

ハ負傷して、口北に走らるゝ

六月五日 雞籠に於て 樺山 總督

大本營參謀長

六月八日午前十時、陸軍師團は、



將隊の師兵と協議の上六月二三日南を突き難  
全港沖上り三日師團と共に難全港を破砕する午  
後雷雨あり難隊は尽彼を淡水の沖合に避く四日朝  
難全港上りし敵は逃走し我陸軍同港を占領  
せり港口の水雷をきき港内は水雷敷多あり今取  
除き中二師團の戦況は陸軍に詳細報知あり本官ハ  
五日午前難全港上りし以後此地を以て上陸点を為  
も混成部隊を搭載せしむ昨日は今日陸揚  
中二隻後舟列拉ハ二三名ありも難全の兆候あり  
難全港横濱也

大山 甚良 港 總督  
大本營

六月八日午後二時五分 又次難全港  
陸軍省迄

六月三日の戦況ハ概略左の如し  
西様山麓の砲臺ハ降旗を掲げしむ  
難全港附近の戦ハ於て我兵ハ死傷三十名以下  
敵の死傷八十名許あり近傍師團ハ先一部隊  
を水邊脚にまき前進せしめしむ  
難全の敵兵ハ頑強に抵抗し

六月五日 甚良 港 總督  
大山 少將

大山 甚良 港 謀次長

六月十日午後六時五分 又次難全港  
陸軍省迄  
難全港附近の敵の統領張月樓ハ鉄傷を復た  
又事を辨せしむの難全ハ得しむ多亡死せしむ  
難全の馬鎧嶺及其基地に入し道路ハ敵兵あり  
先攻ししむ敵ハ新竹の方向に進ましむ之ハ為り英

國水兵三十名強固水兵二十五名先攻し上陸ししむ  
淡水の情況ハ亦、當らむも、無失其破砕の火某  
庫爆れしむしハ確ありしむ又同所ありしむ  
ハ皆道進ししむ

難全の難全の外國人及土民ハ頗り我軍隊の到着を  
清へり故に近傍師團の先頭一大隊ハ本日先攻し他の  
一大隊ハ河村少將之を率て淡水辺に前進せしむ  
又今先頭大隊の一部ハ先攻し到着し同所ありしむ  
場内車二輛を損傷し人民ハ敵隊を受けしむ  
電信及鉄道の線路ハ大に破壊ありしむ

軍隊ハ至極健全ニ

鶏籠ニ於テ

六月七日午後 臺灣總督子爵樺山資紀

大本營

參謀總長 彰仁親王殿下

死傷者兵捕獲物

六月十日午後  
九時迄陸軍百五

- 一 六月二日不イホウの戦に傷 歩兵大尉大野 保宣 同守津木岩吉 捕獲者 負傷 歩兵少尉佐藤 内作 即死 下士卒 三員 傷 十三
- 二 三日雞籠の戦に即死 下士卒 三員 傷 破兵少尉 大久保 伴徳 二 同 下士卒 二十五名
- 三 五日雞籠市街に於て 敵の銃聲 爆発 藥爆 奏し 即死 歩兵中尉 田中 三郎 兵卒 六人 負傷 下士卒 以下 十五名
- 四 今日迄捕虜 下士卒 四十名 小銃 今 二百零二 大口徑の砲 十四 小口徑の砲 二十九 小銃 彈 今 五丁四 万 余 砲 彈 四千七百 十二 火藥 箱 二十二 火藥 桶 林 代 負 帶 若 干 外 下 降 者 八 將 校 二 下 士 卒 七 十 名

五 六 奉 天 砲 臺 六 枝 火 藥 庫 あり 其 中 甚 多 塊 得 へ ず しく 裝 備 一 各 砲 臺 の 火 藥 庫 一 支 塞 中 但 漢 洋 砲 一 個 未 だ 砲 臺 敷 設 中 未 だ 敷 設 中 砲 臺 敷 設 中 難 儀 砲 臺 敷 設 中 難 儀 砲 臺 敷 設 中 難 儀

六月七日午後 大鳴 少將

大本營

川上陸軍参謀

臺灣の引渡

六月八日午後  
義興鳴奈

六月一日午後四時 李經方ハ独逸汽船  
公義より來り 首二日午前十時横濱  
丸より會合 午前十一時二十分 本島を訪問  
先午後二時水野嶋村に彼の船を遣り  
引渡手續を商議せしむ 翌午後九時

引渡物件の関する文書の交換を終  
り臺灣授受の手續全く終了せり  
彼の船日本に於て零時三十分上海へ  
向て出帆せり

基隆に於て  
樺山甚清總督

伊藤内閣総理大臣宛

司戰獲

六月十日午後二時  
基隆に於て

六月六日基隆へ上陸元投關内、総督府  
を以て意州府の文武官皆逃走し一兵も  
故に土匪等燃焼の官衙を焼き、掠奪を擅し  
又該地居留外人の改作團を前導し来り速に進軍  
ありて之を捕らへり

之を以て又彼地を英獨兩國の水兵が其の水兵  
ハ不日引揚のい苦に淡水の支那兵破る所の大軍庫  
を焼き、逃けしを戻後あれれ島の南部よりハ多  
少の戦事ありてハ

樺山甚清總督  
別件為内閣総理大臣閣下

六月十三日、十四日、十五日、基隆に於て  
甚清ハ既に全軍を平穩に歸し、田中總督等々  
して民政事務を是手せり、淡水は亦  
己十一兵も居らぬ、同様にして平穩に歸し、  
其後、今期福嶋大佐、嶋村久野村  
亦二等を遣ひ、六月八日午後、ハ民政事務  
を執るを得り

上陸の独立水兵もあり引揚け居る地の保護  
を我々兵に依頼せり、台湾海軍將校より川  
村少將に申出

鷗籠  
樺山甚清總督  
六月十三日、十四日、十五日、基隆に於て  
馬関宛  
陸軍省宛

一昨七日近傍の戦術部隊は其一小部隊を以て  
 頭上派遣し人民の歓待を受けたり又其歩兵二  
 中隊騎兵一中隊を昨日淡水に派遣す目下高水  
 附近に交つる我兵力は兵歩兵二大隊之而して近  
 傍の残餘八哨十日当地を發し甚北に前進す  
 敵は甚北より遁走命散し今や淡水新竹に至る迄  
 敵の集團せしめなきなり

淡水に英國水兵若干上陸あり又甚北に喜  
 英獨の水兵八隊其地を徹去るも其義諾せり  
 我の医務及稅務官買ハ本自淡水に至る  
 電信ハ雞籠臺北間全く通じ又檳榔嶼二處  
 貨車二十餘隻を分捕せり  
 近傍に六哨以東少くコレを發生の兆あり二日七日の  
 新旧患者十六名死亡二名あり

混成隊昨八日午後より上陸を始め失くす  
 守備を任じ

終督ハ来り土日出發十二日高北に到着す陸定之  
 雞籠

二月九日午前十時  
 大本營陸軍本部

川上操六克

出征陸軍患者及  
 死亡總數  
 二月五日奉新報

昨年六月出征最初より本年六月迄即日清  
 戰爭一箇年間に陸軍患者及死亡總數ハ左  
 の如し  
 患者總數 六萬九百七十九名

此内  
 第一軍 三萬九千九十七名

第二軍 一萬九千九百十七名  
 混成隊 一千九百六十三名

傷者 三千九名  
 病者 五萬三千八百五十三名

此内  
 原列刺患者 二千六百八十九名  
 其他の諸病 五萬一千一百六十四名

死者 四千一百十七名  
 此内

戦死 七百三十九名  
 傷死 二百三十三名

病死 三千一百四十八名

城内

乍列刺病 一千六百二名

其他諸病 一千五百四十六名

右の表ハ出征最初ヨリ本年六月八日迄ノ各出征地ヨリ其他  
来タリシ諸種ノ報告ヲ採リ調査シテモウケル表中  
傷死トシテハ又傷ノ為メ受療中死亡シタル者又戦死  
トシテハ戦場ニ於テ即死シタル者ヲ謂テ候令些少  
ノヤ救護員等ノ手ヲ掛リテ後死セザルハ傷死ノ  
部類ニ算入ナリ

此表ヲ採テ又ウケルハ死者四千百十七名ノ中戦死及ハ  
傷死者ノ合モルモ僅ク九百二十九名ナリ病死者ノ  
三分二ニモ達ラセテ而シテ其病死者ノ中過半ハ原則刺  
病トシテ死スルモノニ即戦中ノ取モテ死スルハ敵兵ト  
アルモノトス流行病トシテモ重傷ヲ受テ是レ又野  
戦衛生事務ノ為何ト以テ重要ナルモノト想像スル者  
出云 對東 對西 對南 對北 對中 對外 對内 對上 對下 對左 對右 對前 對後 對東 對西 對南 對北 對中 對外 對内 對上 對下 對左 對右 對前 對後

戒嚴令解止

朕在密顧問ノ諮詢ヲ經テ戒嚴令解止

ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十八年六月八日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文  
陸軍大臣 伯爵 大山岩

勅令 第七十六号

廣嶋縣下廣嶋市全部及宇品ノ戒嚴ハ明治二十八年

六月二十日限リ解止ス

總督 直島北ノ入

六月廿六日午後六時四十分 廣嶋市  
同日午後十四分 大本營

十四日 樺山總督ハ台北ノ入同地ニ駐在ス

二十一日 雞籠ノ支隊 混成杖隊 二中队 且

蘭ノ鎮壓ニテ守備スルニ艦隊所用ノ運送船ヲ以テ  
該地ニ送ル

十九日步兵五中队野兵二十小队山砲一中隊機砲隊一隊衛生隊半部より成り一校隊（坂井大佐の指揮せし）台北を出發し新竹に向け行進せり此校隊は廿日崩坡附近に於て小戦闘の後大湖口の西方に達し我員傷十名許敵の死傷ハ未詳二十一日六新竹を攻めも苦し

六月廿二日 台湾に於て 大嶋 少将

大本營 川上 参謀

七月二十日午後二時 淡水發 同三十日午後一時廿分 大本營に電

敵將林ハ二十二日兵士を率て新竹を彰化に走り二十五日苗栗の方向より新竹に未敵をせし敵兵九千の隊長ハコナンケンニ  
香山附近に敵兵四百人現立る大姑隘新竹の中間に新募隊あり此附近の村落ハ元義民兵一ト各家（一ト哈喀ト云）人煙ハ云々義民を害せし集合地ハ云々同く此ハ新竹附近に二千人の義民兵あり又苗栗附近にも義民兵の集團あり其の數多あり此等の兵ハ壯丁を募り物商に義民と託せし敵軍を討つ此敵軍は早急なる交通行止の或ハ殺戮せし此巨野を以てテライト云外高ニ名あり苗栗附近に住居せし義民團の根拠ハ新市苗栗附近なり此兵站線を以て其の根拠ハ此敵軍ハ村落に於て防戦し苗栗附近にハ劉永福ハ一萬余の兵を有し或三年の組織を以て除却するの布告あり人々を投じし手取らんとし事防衛を計るも如し

大山 参謀 總督

七月二十日午後八時廿分 台湾發 同三十日午後十時廿分 陸軍省に電

昨日敵兵九七百新竹に未敵を 坂井大佐大上三を以て討つ 敵兵九二百を殺し其百十三を虜にす 我員傷下士以下八即死三

参謀 總長

金鷄勲章年令改正

朕金鷄勲章年令改正ノ件ヲ裁

可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御爵

明治三十八年七月十五日

内閣総理大臣伯爵齋藤實

勅令ノ百十号

二十七年十月三日官報

明治二十七年勅令ノ百七十三号金鷄勲章年令改正ノ件

二條左ノ通改正ス

功一級 功二級 功三級 功四級 功五級 功六級

功一級

功二級

功三級

功四級

功五級

功六級

功七級

功八級

功九級

功十級

功十一級

功十二級

豊清十戦闘

七月十八日豊清十戦闘 豊清十は豊清十の

山根少将の部下は歩兵一大隊山根一中隊の隊定み

て二百の敵を撃退せり敵の死傷百名我死傷十名

十五日同枝隊ハ就津城附近の敵を撃退し同地十名

サツカエニ達し十五日前進中大姑隘河の東方に於て敵の

大姑隘河の右岸に於て敵の死傷百名我死傷十名

不意に襲撃され今日迄は退却し者僅に三名に

不意に襲撃され今日迄は退却し者僅に三名に

十六日山根枝隊八坊城大隊を救援せしむる大姑隘  
子向の前進し同所を攻撃して遂に坊城大隊を連絡  
を断ちてを待たし

十五の夜及十六日朝敵兵五百名桃仔園兵站部を  
来襲せしむるを撃退せし

前面の敵八十五日正午全掃撲し今八城兵站部

線路稍々安全とあり

七月十八日

樺山総督

大本營  
兼謀佐長

### 大姑隘の陥落

七月十九日午後一時に於て、山根少將の率  
同二十日午後には二十時、大本營に

十六日坊城攻勢の後山根少將八坊城大隊の来  
るを待たし、同二十日正午、八坊城大隊の来

襲せし、坊城大隊の不退を知らしむ、然るに  
十五日桃仔園方面の軍急を知らしむ、前面

深谷の敵兵あり、撃退せしむる、然るに、珠子  
の敵兵あり、防壁陣地を破り、一千餘の敵兵あり

是亦撃退せしむる、要す、因り、十六日黎明、先之を攻撃  
し、同所を奪取せし、故に、大姑隘の方面を轉

旅澤坡十五、坊城大隊の退却を急使し、會  
始、軍の急を知らし、猛進して大姑隘を、午後二

時坊城大隊を、扶撃、遂に大姑隘を陥れ、敵日（原文  
不明）の向叛、漸く奪取せし、該大隊は、退却し、

得、是迄の向坊城大隊の死者五傷者二、山根  
支隊の死傷二十名、此外に、城役敵を殺し、百名を

下らし

以上の結果、山根支隊の不捷の愈々あり

### 大姑隘の勦滅

大本營  
兼謀佐長

七月二十七日午後、空時三十五分、大  
東京七月二十八日午後九時三十分、是

近は、師団大姑隘河の南岸に、五、土兵掃撲の目  
的を以て、三、山根枝隊の主力を、大姑隘に、及、大  
隊、大姑隘河左岸に、集令し、又、歩兵一中隊を、  
大姑隘の首部に、他の歩兵一中隊を、大姑隘の西方



河の左岸に置き、中隊の取置戒備に任じ、且歩兵四  
隊隊の一中隊を執舟園の西南に置けり

二十日、内森枝隊、海山口の附近に、松原枝隊へハ  
シイウ附近に集合せり

二十一日、諸枝隊ハ運動を起し、山根枝隊ハ東方  
に内森及松原枝隊の西方に向ひ、土兵を撃退せり

其村を燒きつゝ前進せり、此日、尾北より山砲  
二門、松原枝隊を増加し、騎兵大隊の残餘(三小隊  
も、松原枝隊の左側より派遣せり)

二十三日、尾北守備隊より、歩兵一中隊をバシクイタ  
ウより、松原枝隊の意投を備ふ

廿三日及二十四日、諸枝隊ハ運動を繼續し、二十四日  
より、各枝隊ハツツカエシ附近に於て相連絡せり、此

連日の戦闘に於て、敵を却退せし、其五百名、我軍傷兵  
二十名に、而して土兵の大部分ハ山地に向ひ、敗走せり、

雖も彼の根拠は、村を燒き、其大部分及び、松原、隱匿  
あり、銃聲、彈聲を燒き、

二十五日、午前、敵兵、凡そ二百名、新竹城に集合せ  
り、新竹枝隊ハ、午前八時、敵を攻撃し、其百餘名を  
殺し、而して、我軍傷兵、僅に三名に

敵兵を掃蕩せ、我軍、新竹城に、

合戦、遠く糧食及び、彈薬を、補給し、更に、新竹東南の  
敵兵を掃蕩せ、我軍、新竹城に、

二十六日、午前、新竹城に、

大日本軍、参謀総長、

臺灣、征士、勅諭、

勅使、中村侍従、去る、七月二十日、淡水より、台北、

の、勅語を、捧讀せ、

遠隔、未開の、風土、起居、飲食、想ふに、困難、計、

ら、自ら、病を、醸し、易く、衛生、上、殊に、注意、を、要  
す、茲に、侍従、武官、を、遣ひ、監督、及、陸海軍

將校、以下、積日、の、労苦、を、慰問、せ、む、

様山、監督、亦、其、の、奉答、文、を、讀、上、り、

陛下の、思召、優渥、あり、感激、甚、き、事、を、表、し、

本、書、を、呈、上、し、開、け、し、時、其、天、下、に、除、く、冬、威、酷、烈、

陛下臣等の衛生を幹念し復に臣等も聖詔を  
共々給ふ所也感歎の至り臣等も  
衛生に注意し以て聖旨に奉答せむを謹  
て奉答す

明治二十八年七月二十一日 子爵樺山大資

### 告諭

臺灣總督海軍大將 子爵樺山大資

新政復仁蜀支租稅事 照得臺灣各地既經全  
部

大日本帝國所屬土民收服承領昇平詎料不法之徒  
嘯集匪類煽動愚民獲悍負隅以抗我軍惟是  
烏合羣賊不難殲滅爾等順良民眾恐悸驚惶  
未能安堵孰業矣哉

大皇帝至仁至德軫念爾等民瘼俾深特沛恩

詔命年匪資賦除海關釐金徵諸稅賦暨官租之外  
合蠲免本年全年度澎湖各地民間錢糧及諸稅厘

誠是 帝德及爾等行出示曉諭爾等

士民一體知悉奉奉 嚴旨勵精盡瘁以圖一  
致功本終皆有厚賞焉切切特示

右諭通知 明治二十八年七月 日給二號

欽命台灣總督海軍大將子爵樺山大資 訓諭  
諭旨照得此次發布台灣人民軍事戒嚴令令着  
即旅行全台諸邑人等一體凜遵莫敢干犯法規  
自取罪戾為切特諭

一 戒嚴人民軍事戒嚴令令  
一 戒嚴大日本帝國之陸海各軍及有反抗之行為  
者

二 毀壞鐵道水陸電線 道路橋梁 軍械庫  
森林柵柵 水道火車船船廠以及衙署軍  
用之土地房屋物件等者

三 帶導寇賊及為其奸細或隱匿之並幫助抗  
敵大日本國者之行為或使作屠戮之或劫奪  
之者

四 將大日本國軍隊軍艦軍用船舶之所在動靜  
及軍用物件之所在數量密報于敵者

五 為大日本國軍隊軍樂軍用船宿之在尚導有詐欺之行為者

六 捏造謠言或喧嘩吵鬧擾大日本國軍隊軍用船宿之靜穩者

七 投毒藥于井泉河流或污穢之使不堪其用者

八 將鴉片並其吸烟用什器交附大日本國軍人軍屬及役軍者或給与吃烟所者

九 前条所揭之罪不問其教唆者及從犯主

遂或均原諒情狀酌量減刑

十 前条所載之虞劣於軍法會議所或台灣

後督府民政部新之

十一 本令發布之日着即施行

明治廿八年七月 日

八月五日於宮中

授爵賞功

大勲位 彰仁親王

特賜菊花章頸飾

特叙功二級賜金鷄勳章

特叙功二級賜金鷄勳章

依勳功特授侯爵

陸軍大臣從三位 野津道貫

海軍大臣從三位 樺山資紀

特叙功二級賜金鷄勳章

賜旭日大綬章

依勲功特授伯爵

海軍中将 伊東 祐亨  
勲二等

陸軍中将 川上 操  
勲二等

特叙功二級賜金鷄勲章  
勲一等賜旭日大綬章

依勲功特授子爵

新竹附近の掃蕩

八月九日午後九時四十分より台北発

同十一日午前九時四十分

大田原発

新竹

昨八日より近衛師団の新竹方面の敵を掃蕩せしむるため  
同日午前五時右翼隊(歩兵一大隊兼夜叉一中隊)は河  
村少佐の指揮を屬し、テントウ山(新竹の西南約  
一里)の敵を大翼隊(歩兵一大隊砲兵一中隊)ハ  
内益大佐の指揮を屬し、ケイラン山(新竹の東南約一  
里)の敵を攻撃す。飛龍隊(歩兵一大隊騎兵一大隊)

八兩隊の中央より山根隊(歩兵一大隊砲兵一中隊)ハ  
テントウ山の南より敵の右側を攻撃す。而して午前七時

山にありし敵の大砲を奪取せしむ。敵の陣地を基隆  
より戦線まで奪取す。我軍隊の軍旗二旗ハ若干の

砲撃を以て敵を苦しめしむ。ケイラン山、テントウ山及び  
テントウ山の敵を撃破ししむ。後師団ハ敵を追撃す。午後

六時、竹林山の東南に於て連日此に至る迄に捕虜の三  
十餘人、敵の遺骸ハ三十ありし。我軍砲及若干の戦利

品ありし。九日午後六時師団ハ竹林山に向ひ攻撃す。是れを以て敵ハ昨

日不志気大に沮喪し僅かに抵抗をす。この夕方には午  
前八時全く竹林山を奪取せし。師団を隊ハ午後七時

中港に到着し此に宿営す。但右翼ありし諸隊ハ河村  
少将之を率わば後進せし。敵の一部ハ西方に一部ハ

苗栗方面に潰走せし。中港に於て敵の遺骸ありし。八兩隊  
以兩所に陸揚を為すの便あり。又混成旅團ハ四八の

を以て善く到着せし。八月九日 台北 檉山 後叙目

朝鮮内閣の更迭

京城八月十五日

軍務大臣 安綱壽司  
同根辨 權在衡

度支大臣 沈相薰  
同根辨 李昇煥

内閣總書 木子聖烈  
警務使 李久用

中根院副議長 魚久中  
同議長 申真善

女李昇煥、度支部司稅局長又李聖烈、  
中根院二等議官了了人

金右集、總理大臣、朴定陽、内務大臣、尹  
致昊、學務根辨、任命所、(以上内三)

### 金鷄勳章佩用式改正

朕金鷄勳章佩用式改正、件、款、可、以、茲、  
之、公、布、也、

御名 御用玉

明治二十八年八月十七日内閣總理大臣侯爵石井謙三  
勅令、百二十号  
金鷄勳章佩用式

一、功一級章、大段、以、左、肩、右、綴、其、副、章、  
左、肋、佩、

一、功二級章、右、肋、佩、其、副、章、中、段、以、左、  
下、佩、

一、功三級章、中、段、以、左、下、佩、  
一、功四級章、以下、左、下、佩、

### 寄贈品及軍資是献納金、受領

陸軍省告示、百十号、  
臺灣(澎湖列島等)其他在外各部隊、  
当分、内寄贈品及軍資献納金、受領、其、  
手續、明治二十七年陸軍省告示、百八号、依、

明治二十八年八月十九日  
陸軍大臣 侯爵大山久

今、陸軍省告示、百十号、依、当部、  
受納、寄贈品、(当分、左、物、品、限、)

### 軍隊用

梅干 酒 醬油 食塩 茶 砂糖 烟草  
ビスケット類 手拭及白木棉類 爪着類  
筆紙墨類 白木綿 綿紗

患者用  
白木綿 綿紗

明治二十八年八月十九日 陸軍恤兵部

同 署之 海軍省經理局

八月二十日於宮中 第二次

授爵叙勳

依勳功特陞授伯爵後二位勳一等子爵 外務大臣 陸奧宗光

同特授子爵三位勳二等 通信大臣 渡邊 國武

依勳功特授男爵後三位勳二等 西德次郎  
四位勳二等 伊東 巳代治

授旭日大綬章 陸奧 宗光  
叙勳一等授瑞寶章 伊東 巳代治

依軍功特陞授子爵後三位勳二等男爵 佐久間 左馬太  
山沼 元治

同授子爵後三位勳二等 桂 太郎

依軍功特授男爵四位勳二等 黑木 維模  
奧 保弘  
岡澤 精

同後三位勳二等 乃木 希典  
伊藤 高吉

同四位勳二等 相浦 純道  
長谷川 好道

同四位勳二等 西 寬二郎  
見玉 源太郎

同四位勳二等 山口 素臣  
茨木 惟昭

同四位勳二等 小川 又次  
黒田 久孝

同四位勳二等 大島 義昌  
五位勳二等 大島 久直

同四位勳三等 大迫 尚敏  
五位勳三等 立見 尚文

同四位勳三等 坪井 航三  
五位勳三等 野田 詔通

同四位勳三等 石黒 忠憲  
五位勳三等 川口 武定

依入家叙軍功 大寺 千代田郎

軍功

叙切三級授 陸軍中將 山地 元治  
金鷄勳章 曰 桂 大 郎

曰 里木 維復  
曰 奧 保 瓜 華

曰 乃木 希典  
海軍少將 伊藤 雋吉

曰 相浦 純道  
陸軍少將 長谷川 好道

曰 西 實三郎  
曰 児玉 源太郎

曰 小川 又次  
曰 黒田 久孝

曰 大嶋 義昌  
曰 大嶋 久直

曰 大迫 尚敏  
曰 立見 尚文

曰 寺内 正毅  
曰 塩谷 方國

曰 矢吹 秀一  
曰 井上 光

陸軍少將 坂井 祐三  
陸軍少將 野田 裕通

陸軍少將 石黒 忠憲  
陸軍少將 川口 武定

海軍少將 紫山 久八  
海軍少將 鮫嶋 貞規

叙勳一等授旭日 大綬章  
叙勳一等授旭日 大綬章 加賜紫金

叙勳一等授 山地 元治  
叙勳一等授 山口 素臣

瑞寶章 桂 太郎  
瑞寶章 野崎 貞澄

授旭日重光章 滋野 清彦  
授旭日重光章 黒木 維復

曰 奥 保 瓜 華  
曰 乃木 希典

曰 伊藤 雋吉  
曰 相浦 純道  
曰 永山 武四郎  
曰 長谷川 好道

西 寬二郎  
兒玉 源太郎

小川 又次  
黒田 久孝

大鶴 義昌  
大鶴 久直

大迫 尚敏  
野田 詔魚

石黒 忠真  
岡澤 精

林 清康  
川口 武定

茨木 惟昭  
實吉 安純

坪井 振三  
矢吹 秀一

穀嶋 貞規  
黒瀬 義門

紫山 次八  
中村 宗則

吉沢 (直) 行  
石坂 惟寛

土岐 頼徳  
依野 定務

井 (上) 次  
佐藤 進

授旭日中綬章  
立見 尚文  
寺内 正毅

叙功四級授金鷲意章  
依田 四方流  
伊瀬 知好成

沖原 光字  
黒瀬 義門

東 御平八郎  
山本 権兵衛

授旭日重夫章  
岡本 平四郎  
大沼 涉

叙勲二等授瑞寶章  
別役 成義  
土屋 可成  
阿武 素行

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同



授旭日桐花大綬章 後二位 實一守伯爵 黑田 清隆

叙實二等賜 伊太利國全權公使 旭日重火章 高平小五郎

叙實一等 魯西亞全權公使 授瑞寶章 西 德二郎

新華族母別 八月廿二日 每朝 長州

伊奈博文 山縣有朋 (侯)

依久間左馬太 桂太郎 (子) 田代精 長谷川好道 乃木希典 山口素臣 兒玉源太郎 坪井航三 大島義昌 (男)

大山巖 西御後道 (侯) 長州

野津道貫 榊山實紀 (伯) 川上操六 伊東祐亨 (子)

西德三郎 黑木維模 西實三郎 大迫忠敦 大寺千代田郎 (男)

陸奥宗元 (伯) 茨木惟昭 (男) 長州

川口成定 (男) 信州

渡邊國武 (子) 新華族母別

山地八治 (子) 京都

伊東島吉 (男) 福岳

奧保弘華 小川又次 (男) 依賀

相浦紘道 (男) 長崎

伊東巳代治 (男) 新華

石黒忠真 (男) 靜岡

里田久孝 (男) 熊本

岩田齋通 (男) 秋田

大駕久直 (一男)

三童 (姓名)

立見尚文 (一男)

計長州工 茂州土

陸軍中將 陸軍三位 陸軍一等子爵 高嶋 鞆之助

陸軍中将 陸軍三位 陸軍一等子爵 高嶋 鞆之助  
任臺灣 副總督 九月一日出奔 同日土曜 廿日

叙勲二等 旭日章 支車 福原 豊之助

叙勲二等 瑞寶章 塩谷 方国

叙勲二等 瑞寶章 沖原 夫字 大築 尚志

叙勲二等 瑞寶章 伊瀬 知好 成 東郷 平八郎

授双天旭日章 山本 権兵衛

捕虜送還委員 青木 敏吉 伊藤 金三郎

同 同 以留間 金三郎 磯崎 茂忠

同 同 陸軍一等 軍医 土居 宗明 本多 鏡二

同 同 陸軍一等 軍医 平山 直方 陸軍歩兵中尉 中尉 駒山 槐

同 同 太田 直樹 幡野 作太郎

同 同 寺田 隆 陸軍歩兵少尉 新村 敏行

同 同 源内 威美 御用有之 清国 被差遣

八月廿三日 西幸 新坂 長三村山送還 委員 長以下 護送 清国 捕虜

日林公使より 其の節 夫のめき 電報 達し 八月十八日 清国 新城 小松 於て 双方 極めて 満員 上

清国 捕虜 の 引渡 を 了し 李鴻章 年 八月 二十日 天津 於て 将校 を 飭 養 應 せり

因に 記す 新坂 太治 の 近所 昨 十日 捕虜 の 引渡 済し 又 取 委員 後 兵 羅 栄 光

朝鮮公使任命 八月十七日

特命全權公使陸軍中將後三位子爵前  
朝鮮國駐劄使仰台 三浦梧株

九月一日仁川安恙即日入京

戦利品整理委員

本月六日陸軍大臣ハ陸軍戦利品委員ヲ  
左ニ命ジ任命ス

陸軍戦利品整理委員長 黒瀬義門

同委員

軍務局附工兵中佐 河野武成  
軍務局附歩兵少佐 伏見東洋久  
歩兵少佐 山田義三郎

陸軍戦利品整理委員 黒柳忠次  
軍務局附歩兵少佐 竹尾 孝

陸軍戦利品整理規程

第一条 日清戦役ニ関シ陸軍ニ於テ函獲シタル  
戦利品ヲ整理スル為メ左ノ委員ヲ置ク

委員長

委員

書記

中ニテ

亦ニテ

保官ニ属シ

使用ノ必要アリ

ニ納メ

場或ハ

又以上ノ

委員ハ

亦ニテ

亦ニテ

亦ニテ

亦ニテ

亦ニテ

亦ニテ

官衙ノ保官ニ属スルモノハ其ノ具ニ陸軍大臣ノ  
指揮ヲ請ク其他適宜處分シテ報告スヘシ  
亦五条 亦三条ニ関シ運搬ノ為ニ要スル費用  
ハ臨時軍事費ノ支辨ニ属ス

但陸軍部内ニ送附スルモノト是モ亦同シ  
亦二条 委員及書記ハ委員長ノ指揮ヲ受  
右其事務ニ従スヘシ

### 其大灣海陸軍の聯合

八月廿二日午後零時五十分 大甲發  
同廿三日 大甲發

八月廿一日其他ハ淡水ト史體ヲ以テ八月十三日  
早朝雞籠港ニ至リ中港航路ノ沿岸ニ遊覽  
陸兵の応援ヲ受テ翌日四日端艇ヲ叩シ大  
安ニ上陸セんとセリ敵兵抵抗セリ因リ之ヲ  
破砕シ又其兵舎ヲ燒拂ヘリ大甲大甲十八千程  
の敵兵ありも尽ク牛馬頭を往ク戦役の方向ニ  
退却セリ八月十六日川村枝隊ハ敵兵の抵抗ニ  
通霄を台領セリ苗栗附近ハ其後ニ於テ

八月廿七日午後零時五十分 大甲發  
八月廿八日伊東冬謀官  
八月廿九日伊東冬謀官  
八月三十日伊東冬謀官

近江師團ハ其ノ抵抗ヲ受テ其ノ結果を以  
領ヘ其前鋒ヲ通霄ト大側枝隊ヲ以テ後境附近ニ  
達シ之を清存及戰化ト向テ警戒セリ前鋒の一部ハ二日  
大甲ヨリ牛馬頭ト向テ前進シ左側枝隊ハ昨日大甲ヲ  
達セリ師團司令部本日本日大甲ヲ進シ師團ハ漸次運動  
ス起リ其後備部隊ハ未ダ廿五日大甲ヲ達セリ  
八月廿三日午前十一時迄

大甲營長 樺山 總督

### 出征軍人死之及負傷患者

石黒衛生長官の報告ニテ本年九月廿七日  
分本年四月三十日迄の死之合計三二八四(戰

死六百二十三 傷死二百七十二 病死二千四百八十九  
(負傷者二八九一)

患者合計四四一三七 (コレラ二千四百八 其他四万  
千七百二十九) (毎日新聞八月廿五日)

兵相更迭

八月廿七日

依欽支大臣大臣 樞方正義

兼任大臣大臣 渡辺 國武

基隆湾存及 彰代の占領

八月二十九日 基隆湾 七五分 基隆北 癸  
同三十日 午前九時 大本營迄

二十四日大甲を占領し、近傍師團の前進ハ  
二十六日大肚溪後の大岩を本隊ハ大肚溪及ハ  
牛馬頭を達せり又大側枝隊ハ同日東大墩即  
基隆湾を攻撃し、之を奪取せり我死傷十五名

廿八日早朝師團ハ(川村大將)を以て  
正面に存頭隊ハ(大野隊)ハ(山根少將)を以てハ

卦山に向い攻撃を開始し、午前七時半全ハ八卦  
山及び彰代を占領せり、我死傷九名敵の死傷未

詳ならず敵の兵力ハ約五千に於て其大部分ハ嘉義  
の方向に一部の基隆湾の方向に敗走せり、戦利品は重

多し、又ハ新舊の大砲約四百門あり、師團ハ歩兵一大  
隊騎兵大隊を以て嘉義の方向に又混成技隊を

以て基隆湾方向に敵を追撃せしむ、師團本隊ハ本日  
彰代を占領せり、午後近傍師團を彰代附近に

留めしり、南方の前進を停止し、専ら諸兵の休養  
を期し、但諸隊の人員殆ど半減し、是より先

近傍師團ハ敵を以て賊兵の掃蕩を終り、八月八日を  
以て新竹以南への前進運動を開始し、地形の困難と

糧食の欠乏を顧み、主要な子甚酷なる炎熱を侵  
し、非事の奮勵を以て前進せし、而して是は能く駆逐

して遠く南下し、殊に大甲溪以南の前進に於ける給  
養ハ地方徴発に拠り、終に僅十の時日を以て緊要

なす彰代及基隆湾を占領し、基隆湾北部の戡定を完  
了せり、此間我艦隊ハ沿海を巡航し、屢有利なる戰

闘を奏せり、大に近傍師團の南進を容易なりし

意北に於て

八月廿八日午後十一時 祥山大将

八月三十一日午後十一時 〇〇北兵  
九月一日午後五時 大本營迄

非弟の困苦と欠乏を冒し前進して彰化を渡り奪  
取し近衛師團を去る二十八日一隊を鹿港に派遣  
し同地を占領せり又騎兵大隊歩兵一大隊を後援  
し同日敵を追撃し途中数々の敵兵を斬殺し  
あつち斗六門附近に達せり

彰化の戦國に於て敵の死傷約六百五十名捕虜男  
若干あり彈藥四十萬発以上電信器械一式を占  
取せり

又彰化控仔埔(控仔庄)間の電信ハ破壊し  
あつち攻撃の猛烈なるも其進撃の急なるも  
退路を失ひ多数の敵兵を捕獲せり為め師  
團ハ昨日一部隊を以て彰化附近に廻せり

大本營 川上中将

九月一日午後二時 〇〇北兵  
九月二日午後八時 大本營迄

彰化に於てあり敵の電報及土民の言に依り

一 彰化南に前進せし敵兵ハ彰化縣知事黎景  
惇の急を請求せり劉永福の漸次を派遣せり  
もあつち我軍の前進斯く速くと思はせり

其援兵ハ未だ彰化に達せざる多し

二 彰化に在り敵兵の糧食困難せりハ黎知事

の日に於て電報を以て明し

三 黎知事ハ我軍ハ卦山攻撃の砲声を聞くや

狼狽徒歩かて彰化南方向に逃走せり又府廳内  
ハ多くの兵器ハ破壊の存あり

四 彰化に在り鹿港河までハ最早一の敵兵あり

五 騎兵大隊の追撃が速く是以て敵兵ハ急

く武器兵隊も棄て逃れ去り

六 彰化城内の人民追々帰來し又物貨も漸次集

合せ

一日午後二時 〇〇北兵 大島少将

大本營 川上中将迄

初語 令音

天皇皇后西陛下より去月三十日樺山臺灣  
總督一丸の如く勅語并令旨を賜ふ

勅語 及令旨

其部下諸團隊炎熱ヲ冒シ百艱

ヲ排シ能ク僅少時日ヲ以テ臺灣府及

彰化縣ノ賊徒ヲ掃蕩シ甚<sup>甚</sup>北部ノ賊

定ヲ完了ス後深ク其忠勇ヲ嘉尚ス

殊暑尚酷シ其各々自愛セヨ

其臺灣總督ノ部下諸團隊甚<sup>甚</sup>有

及彰化縣ノ賊徒ヲ掃蕩シ之趣

自皇后陛下同レ旨之類ニ仰滿悦將校以

下士卒ノ忠勇ヲ深ク仰感賞殊ニ冬暑

ノ候吏勤務ヲ甚勞ニ思召サレ旨御沙汰

アリ之ニタリ

朝鮮の特赦

後更張の時キテ維新の故ニ酌量スル無クハハルキ  
開國五百ニ年四月一日以前の罪状中謀反殺人凶劫盜強盜  
再奸竊劫を犯シテ其も除クハ外一切赦放シテ廢蕩  
の罪を不ス

同日五百四年六月廿七日  
總理大臣 朴正陽  
法部大臣 徐文範

捕虜交換濟

本月一日捕虜交換の爲め參謀及副官を  
載線保小美遣一正午より午後二時に十故陣  
あり交換を結了せり我々受領せし人員八歩  
兵才十二隊隊一等卒郷田愛吉及小才一師團

の人夫一名元五師團の人夫九名之右元四師團長より通知あり此旨報告す

佐久間中将

元三次授爵賞功 九月廿日

陸軍歩兵大佐後五位勲三等 隱岐 重郎

一等監督後五位勲三等 川俣 国傳

歩兵大佐 山田 保永

歩兵中佐 木村 有恒

明治十六年戦役ノ功ニ依リ功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章

同上勲三等旭日中後章及年全三百二十圓 成澤 知行

功四級金鷄勲章並年全五百圓及勲三等瑞寶章 齊藤 太郎

歩兵大佐後五位勲三等 三好 成行

歩兵大佐後五位勲三等 河野 通好

功四級金鷄勲章及年全五百圓 今津 孝則

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 古川 宣登

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 菊池 吉三郎

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 小林 孫太郎

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 伊知地 幸介

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 山根 武亮

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 内山 小二郎

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 田村 義一

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 豊島 陽藏

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 神尾 光臣

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 井口 省吾

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 秋所 萬文

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 落合 豊三郎

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 藤井 茂太

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 永領 源吉

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 秋山 好吉

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 賀吉 鶴所

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 竹中 安太郎

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 奇藤 徳明

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 岸 用和

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 今村 信敬

功四級金鷄勲章並年全五百圓及旭日中後章 大久保 直道







同叙功四級金鷄章授 及夫旭日章

同 同 櫻井規矩之左右  
上村亮之丞

同 同 出羽重遠  
上村正之丞

同 同 伊藤常作  
鹿野勇之進

同 同 朝倉俊一郎  
早崎源吾

同 同 吉見直養  
梨羽時起

同 同 飯原平二  
石井猪太郎

同 同 東郷正路  
橋元正明

同 同 細谷資氏  
酒井忠利

同 同 深見鐘三郎  
小倉鉄一郎

同 同 新治實治  
中溝徳太郎

同 同 山田亮八

叙功四級授金鷄章授 及夫旭日章  
海軍大佐後五位勳四等  
同 同 三善克巳  
小田正吉

同 同 相原長盤  
高木英次郎

同 同 藤田幸右衛門  
池田録太郎

叙功四級授金鷄章 旭日小授章  
海軍大佐後六位勳六等  
同 同 舟木録太郎

同 同 世良田亮  
伊東義五郎

同 同 山本景行  
井上良智

同 同 向山慎吉  
富田定茶

同 同 大塚暢雄  
山本安次郎

同 同 海軍大佐  
海軍少佐



叙勲五等授及次旭日章

海軍少佐

同

武井久成

同

森井毅一

授单支旭日章

海軍大佐

有栖川威仁親王

### 近衛師團の南進

十月六日午後二時五十分、西武全  
同 七日午前八時三十分、大布置点

近衛師團は本日南進を始末之、為カ此五日  
川村少将の率中、茶臼を以て斗六門南方の  
河を沿り、刺桐港へ向ふ前進せし、此處傍  
ハ十四御(刺桐港の北約二清里)附近に於て七百  
乃至八百の敵を撃退し、同所を占領し、其一部ハ  
刺桐港へ入れり

此戰の後師團の得たる積穀ハ約八十四御、刺桐  
港へ退却せし敵ハ四百余に於て多くの負傷者ヲ  
混し居たり、又其他ハ西螺街雲林方向へ退却せり、又  
豫り刺桐港へ入り、千餘の敵ハ西御殿敗り、同所へ

南方より退却せり、  
榊山終戦報

大布置点謀終長死

昨七日於宣中、大布置点授子或あり

侍従長、大正二位勲一等侯爵

徳大寺實則

特命全権公使、従二位勲一等伯爵

井上馨

明治二十七八年事件の功に依り、旭日桐花大綬  
章を授け賜ふ

従二位勲一等子爵土方 久元

依勲功特授伯爵

### 債金の金貨兌換

十月七日於  
北京

清國の我國に支拂ふ債金の億兩を金貨に換  
算し、其高

三千二百九十萬九百八十磅七先七片、彼我  
双方の相換一決し、

(目下の相場より、我銀貨二億九千九百三十八  
萬三千三百二十八圓餘あり)

近衛師團の進軍

百三十八

十月八日午前八時四十分 壬辰北祭

同日午後 大本營召集

七日前傷ハ使里務シ約三千の敵ヲ斬ル  
該地ヲ占領シ一聯隊中尉士卒十名  
負傷立名戦死左側枝隊ハ十四御附近一  
子の敵ヲ戦ハ撃退シ菊池化田歩兵中尉士四  
聯隊下士卒十二名負傷上里特務曹長の外二名  
戦死ス

朝鮮変報

京城十月八日午前  
十一時發

今朝大隈君訓練隊を率いて王宮へ入

王妃の身息既ニ危シの噂頻リ之

後報

同日午後三時十分  
京師發

訓練隊大隈の兵ハ今朝二十五十を領兵官を  
優テ孔德里ヲ大隈君の邸トスリ直リ居を擁

王城ニ到リ此際信務隊ニテの指批アリ日祭  
飲僅ト二三声ヲテ居難ク王城入りテ國王ヲ示シ  
世子ハ無事ニ成ルモ王妃ハ可立詳ナリ  
事の起リハ昨日京中トテ訓練隊の兵團ヲ取上リ  
且支隊長ヲ嚴討スルとの議アル由洩レテ  
斯ク始末及ハルコト云  
大隈君入城の際訓練隊第一大隊の啓式ヲ守衛  
シ居ルコト云

王城の裏札ハ今午十二時正ニ鎮定セリ  
王妃ハ大隈君入城後直チ上座セラレテ庶人ニ成リ  
侍ルコト不明ナリ或ハ殺シ死セリ云々ト云  
王妃は僅チテ訓練隊長アル洪啓薫ハ強擾の際ニ於  
テ斬殺セラル宮内大臣李珥植ニ亦宮中ニ於テ取セリ云  
大隈君ハ宮内の事務ヲ冬ニ其のめりテ政務ヲ國務  
セリ云

大官

軍部大臣 安駟壽

内

宮内大臣 李珥植

内

警務使 李久用

内

農商工部大臣 李載晋

位宮内大臣

李載昊

任宮内協辦

任軍部大臣兼任警務使

金宗漢  
趙美淵

兼任任學部大臣

徐大範

任署理農工商部大臣

鄭秉夏

三浦公使村書武官、今朝六時半頃召上、  
宣中、冬、内也。

朝鮮國王の詔勅

十月九日  
京城發

今後内閣、宮内府、其、其權域、恪  
守、大小の政令、先内閣大臣より議せむ。

才一回償金の授受期日

十月十日

馬漢条約に基き、清國より我國に拂むべき才一回償  
金五千萬兩即八百二十二萬五千二百五十五磅、係  
來、十月八日、期、英國倫敦に於て授受せむ。

總領大臣兼大藏大臣  
從三位兼一等子爵  
專任大藏大臣

渡邊 國武

宮中顧問官兼西藏頭  
從三位兼三等子爵  
任通信大臣

白根 專一

從軍記章條例

朕明治二十七八年從軍記章條例ヲ款可ト茲  
之ヲ公布セム

御名 清南玉

明治二十八年十月八日

內閣總理大臣侯爵伊藤博文  
勅令才百四十三号

明治二十八年從軍記章條例

才一条 明治二十七年二十八年ノ戰役ヲ表彰ス  
為特ニ從軍記章ヲ設ク

才二条 從軍記章ハ敵軍ヲ奪獲シタル大敵  
ノ地名ヲ以テ製造ス其ノ圖式左ノ如シ

章 銅 寶珠ノ形 直径一寸一分 横一寸 表面ニ  
菊御紋及陸軍聯隊旗ト海軍ノ艦旗ト

又又ニ先圖裏面ニ明治二十七八年從軍記章  
ノ文字ヲ識ス

綬 銅 飾板ヲ附ス

綬 織地 幅一寸二分 中央白兩縁綠

才三条 從軍記章ハ左ニ掲クニ者ニ授テス

一 明治二十七年二十八年の戦役ニ於テ大本營ニ後属シ不出征軍ニ編入セラレ戦地ニ在リ

二 同役ニ於テ出征軍ニ編入セラレモ戦地ニ在テ

軍務ニ従事シタル陸海軍人軍属若クハ官但備役人夫ノ類ハ授与ノ限ニ在ラス

才四条 才三条ニ掲之者ニ該當セズト雖同役ノ軍務ニ従事シ若クハ之ヲ勲助トシ之者ハ特ニ從

才五条 才三条才四条ニ該當スル者ト雖開戦以後

才六条 後軍記章ノ稱奪及佩用停止ニ関シ

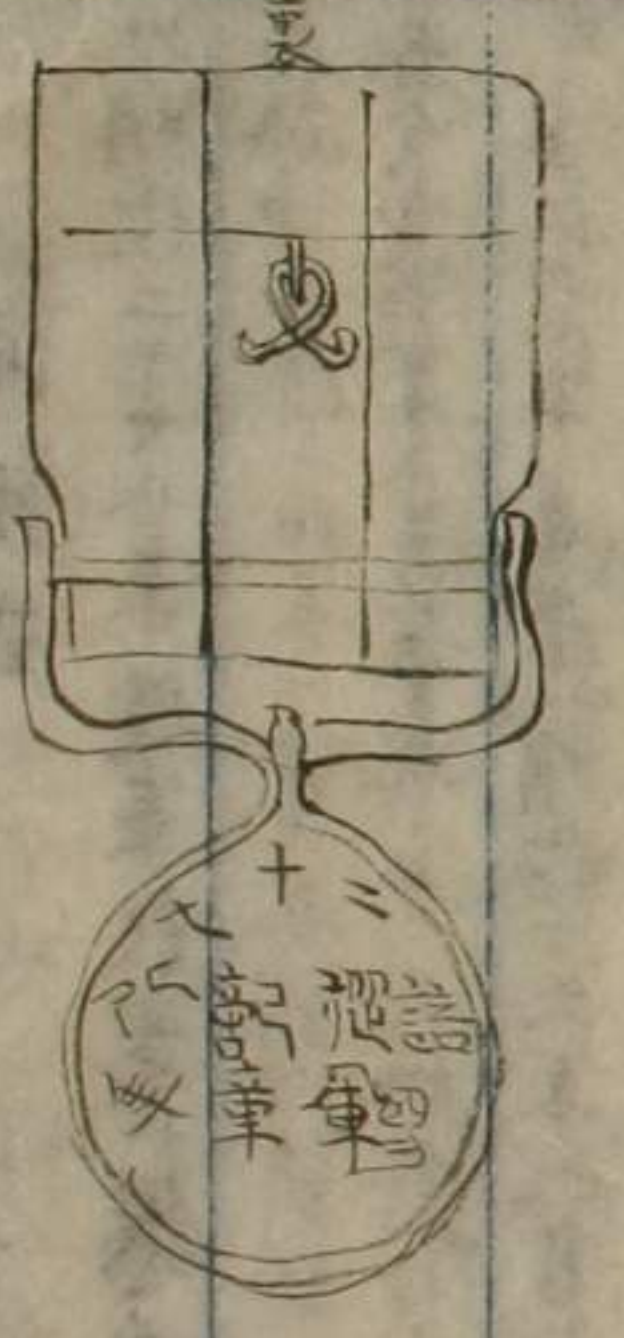
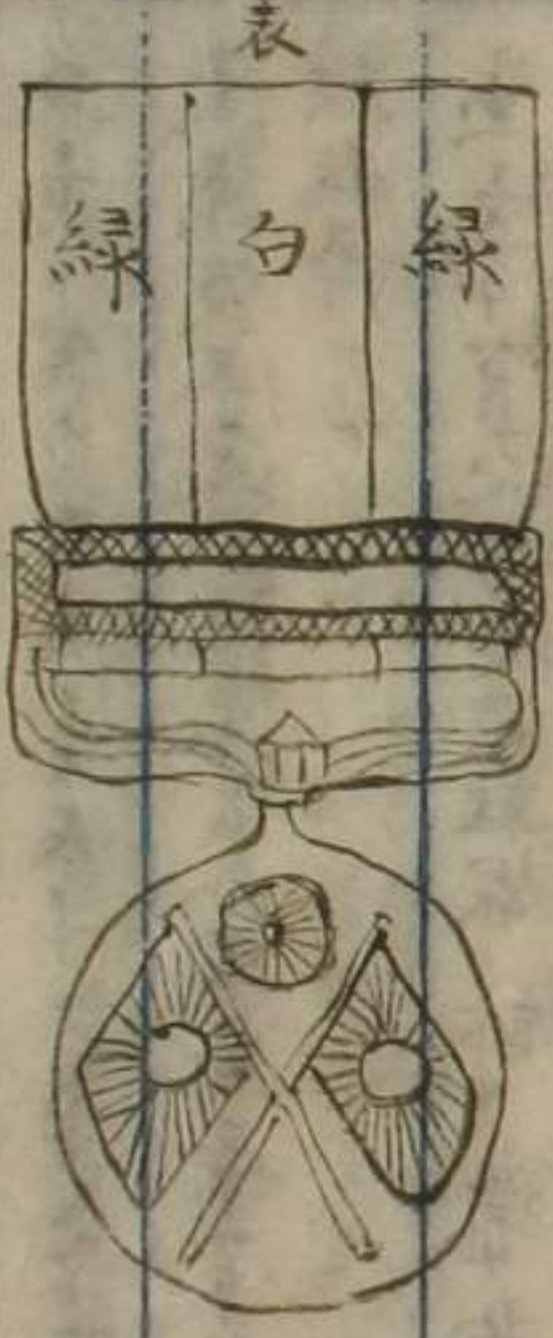
才七条 後軍記章ハ本人ニ限リ終身之ヲ佩用ス

才八条 後軍記章ヲ授与セザルニハキ資格ナク有

才九条 後軍記章ヲ授与セザル者ノ名簿ハ其ノ

才十条 後軍記章ノ奏請及授与ノ規程ハ別ニ

明治二十七年後軍記章ノ圖





佩用式

一明治二十七八年従軍勳章ハ綬ヲ用井テ友助ニ  
佩フ

勅令百四十三号奉照

九月二十二号布告(明治十二年六月二十九日)

勳章ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スルノ所為凡レキハ  
勳章及年金ヲ褫奪ス外國勳章ハ其佩用免許状ヲ  
没收ス

勳章ヲ有スル者重罪輕罪ノ許ヲ受ケ拘留若クハ保釈  
責付セラレタル時ハ勳章ヲ佩用スルコトヲ得ヌ又之ニ屬スル  
礼遇特権及年金ヲ受クルコトヲ得ヌ

仁皇(軍)の南進

十月十日午後十時十分 大車出立

六日近衛師軍ハ前日東の運和を續行シテ西  
螺街刺相港及樹仔脚の線ヲ達ス

七日師軍ハ土庫他里務及雲林の線ヲ達ス

八日師軍ハハニシヨウ(吉野の西方)及赤猫の線ヲ達ス

九日師軍ハ嘉義を攻撃シテ之ヲ占領セリ

十日師軍ハ嘉義を下加冬仔子右側支隊ヲ塩水港畔ヲ

攻奪セリ

五日九日五箇師軍ハ二十八名の死傷數多ク困難

を以テ以上の土地ヲ購得ス

今朝味嘉義ヲ於テ布衣兵隊方尙攻撃スルコト蓋

秋海軍の同處ヲ於テ陸軍の上陸準備もなされらん

本月一日以来天候好

十月十日午後十時 大車出立

朝鮮廢妃の詔勅 十月十一日京城發

朕臨御三十二年治代洽からさる内王后(閔氏)其  
親黨ヲ引狼の聰明を教ひ人民を割キ後

政令を文系ノ官爵を賣リ貪虐地方ノ普盜賊

四起宗社危レ後其惡極るを知リ之を罰セザリハ

後不明ノ依りも亦其罪共ニ呼起シ依リ後之を

壓抑せん為メ昨年十二月辛酉上誓告レ后權宗戚の

國政ヲ干渉スルヲ許サズ閔氏の悔悟を望み

閔氏旧惡を悛め其受典ノ群小輩を私兵

進、朕の同姓を美辭、故國務大臣の引接を防遏、  
 又朕の軍隊を解散せしめ、朕の旨を矯め、故を  
 激し、事変起り、朕を離れ、其身を避け、壬午の往  
 幸を踏襲し、尋ねても出て、是王后の爵徳を過  
 へるのみならず、其罪悪を益し、朕已むを得ず、朕  
 の家の故事を謹み、依りて王后、朕を廢して、廢人  
 とす。

第五回の戦功叙勲 十月十二日

陸軍歩兵中佐五位勲五等 田村怡共造  
 叙功四級授金鷄勲章及双光旭日章  
 陸軍歩兵少佐六位勲四等 倉橋愛橋  
 叙功五級授金鷄勲章及旭日章  
 陸軍歩兵大尉六位勲四等 津田教脩  
 叙功四級授金鷄勲章  
 陸軍歩兵少佐六位勲四等 片野友雄  
 叙功四級授金鷄勲章  
 陸軍歩兵少佐六位勲四等 横山軍治  
 叙功四級授金鷄勲章  
 陸軍歩兵少佐六位勲五等 吉田百三  
 叙功四級授金鷄勲章  
 陸軍歩兵少佐六位勲五等 土俣原良永

叙功五級授金鷄勲章並叙勲四等授瑞宝章  
 叙功五級授金鷄勲章並叙勲四等授瑞宝章  
 叙功五級授金鷄勲章並叙勲四等授瑞宝章

叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章

叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章

叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章

叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章

叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章

叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章

叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章

叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章

叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章

叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章  
 叙功五級授金鷄勲章及双光旭日章

陸軍歩兵大尉正七位勲五等 吉松直枝

同 破兵大尉 同 木村丑徳

同 二兵大尉 同 中嶋久敬

同 歩兵大尉 同 豊崎 信

同 歩兵大尉 同 塚田清市

同 歩兵大尉 同 佐々居 貞

同 歩兵大尉 同 坂井源八

同 歩兵大尉 同 菊池義鄰

同 歩兵大尉 同 合川政義

同 歩兵大尉 同 石上文次郎

同 歩兵大尉 同 板橋直虎

同 歩兵大尉 同 草司良恭

同 歩兵大尉 同 及川恒昌

同 歩兵大尉 同 叙功五級授金鷄勲章及草尖旭日章

同 歩兵大尉 同 由比光衛

同 歩兵大尉 同 川畑平吉

同 歩兵大尉 同 野津鎮武

同 歩兵大尉 同 子葉胤恭

同 歩兵大尉 同 突戸辰輔

同 歩兵大尉 同 太田米丸

同 後七位 同 高村成存

同 二兵大尉 同 西川 勇

同 歩兵大尉 同 藤田複次郎

同 二兵大尉 同 正七位 同 中村武一

同 歩兵大尉 同 茂木 幸

同 歩兵大尉 同 森 川 武

同 歩兵大尉 同 岡沢彦三郎

同 歩兵大尉 同 栗野陽二郎

同 歩兵大尉 同 瀧田徳四郎

同 歩兵中尉 同 平井保平

同 歩兵中尉 同 山田雅信

同 歩兵中尉 同 吉田銀一郎

同 歩兵中尉 同 隈部親信

同 歩兵中尉 同 嶋田由五郎

同 歩兵中尉 同 坂川美太郎

同 騎兵中尉 同 内野辰次郎

同 騎兵中尉 同 青木敏行

同 騎兵中尉 同 稻垣三郎

同 工部中尉 同 嘉悦 敏

同 工部中尉 同 天野目孫一

同歩兵中尉 同  
小田切改純  
蟻川五郎作

同歩兵中尉 同  
瀬沢兵七  
永田十寸穂

同騎兵中尉 同  
浅野火支  
中嶋 操

同破兵大尉 同  
藤堂松次郎  
菅 孝

同破兵大尉 同  
野口 坤之

同騎兵大尉 同  
浅川敏靖  
山出重壽

同歩兵大尉 同  
莊司平三郎  
依田昌兮

同歩兵大尉 同  
花田仲之助  
伊豆 凡史

同破兵大尉 同  
中川文太郎  
石井忠利

同歩兵大尉 同  
山田 誠  
田中 義一

同歩兵大尉 同  
高橋義幸  
太田 朗

同二等軍医 同  
生田目 新  
福田雅太郎

同歩兵大尉 同  
飯嶋 兼  
中村 邦平

同新軍医 同  
馬場 幹之助  
古立春藏

同歩兵大尉 同  
大嶋 新  
田村 沖之甫

同歩兵中尉 同  
渡辺 滿太郎  
上田 孝臣

同破兵中尉 同  
渡辺 小太郎  
小林 鍾八郎

同一等軍医 同  
市橋 乙吉  
森波 繁

同歩兵中尉 同  
松前 心義  
三原 三郎

同歩兵中尉 同  
貞松 森太  
平出 八郎

高嶋友武  
伊藤祐武

叙功五級授金鷄勳章並叙勳六等授瑞寶章  
金竹彌三亮

陸軍三等軍医  
山崎 惟一

叙勳六等授羊火旭日章(十月三日)  
陸軍歩兵中尉  
竹尾十作

叙功五級授金鷄勳章叙勳六等瑞寶章(十月十日)  
陸軍騎兵一等卒  
高林福太郎

叙功七級授金鷄勳章(十月十日以病故)  
十月十二日才五回戦功叙勳ノ續キ  
陸軍砲兵大尉正七位勳六等杉田豊実

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
後藤為敏

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
子孫雅郎

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
佐々木定一

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
徳次 治

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
矢野正治

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
池原 照

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
一柳直幸

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
小沢 温吉

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
中西彌太郎

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
内田安民

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
増田安政

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
野村九八郎

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
依伯美一

叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
叙勳六等授羊火旭日章及金二百圓  
山口高尚

古都 勇  
鞋次 良治  
高橋 義生  
長崎 綱一  
河原木友右吉  
石井 忠直  
森田 義彦



日本陸軍の南進の進め

陸軍特校の叙賞

去々十二ノ儀キ

破歩大尉正七位

輜歩大尉從七位

歩兵中尉 同

杖入米藏  
名尾貞堯

和田音五郎  
石川楠次郎

河井格郎  
諏訪次郎

小川良三  
福嶋泰藏

寺田清一郎  
一川 清

中川浅吉  
清水釘吉

高橋文亮  
杉本次郎

魚井茲迪  
岩生力次郎

歩兵中尉正八位

破歩中尉從七位

輜歩中尉正五位子爵

歩兵少尉正八位

指宿近秋  
時沢右一

難波宗義  
雲野鐵吉

子葉平次郎  
関立太郎

石川忠治  
嶋田左武

井上 一  
篠原峰吉

小沢多三郎  
北沢 萬作

森 章三  
鈴木親藏

坂本伊作  
野沢 英七

松本清太郎  
三須常次郎

山本松太郎  
朝倉浦太郎

堀米代三郎  
角田倉太郎

松沢喜孝  
寺平宮吉

川崎茂助  
古渡甲子郎

橋 漸  
八田重安

飯野上市  
黒田照寿

小野寺 益  
下城士津會

清田幸吉  
渡辺重吉

後藤 欽  
宮地八郎

吉川捨吉  
白井藤一郎

松田和伏吉  
久保田儀太郎

倉田重六  
林 高 佐

小池作三  
中村緑之

大川 保  
安藤慶次郎

田村光顯  
谷口市太郎

鈴木又治郎  
伏森喜豊

明石竹次郎  
石松俊吾

坂主鉦太郎  
並川 芳

北村永吉  
金山子次郎

柳谷卯三郎  
大塚 護作

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

同  
同

堀米代三郎

角田倉太郎

川崎茂助

橋 漸

飯野上市

小野寺 益

清田幸吉

後藤 欽

吉川捨吉

松田和伏吉

倉田重六

林 高 佐

小池作三

大川 保

田村光顯

鈴木又治郎

明石竹次郎

坂主鉦太郎

北村永吉

林 章



加藤長左衛門  
村野鳴藏

池田純孝  
久野先三

村上幸雄  
渡辺良三郎

藤本榮太郎  
小林利十郎

淡井小金太  
大槻雅得

坂本鉄助  
庄司寧一

恩田重信  
明治二十八年戰役、功、依、勲六等單光旭日章及

金百五十圓ヲ授賜  
笠川徳修

依木廣経  
木村平太郎

日根野周造  
長岡保

川上持三郎  
志波今朝一

山梨半造  
今市兼善

竹邊彌彦  
白石子代太郎

岩谷龍膽  
飯田甲子造

三宅義道  
庭田重道

清水谷實英  
柳生俊久

石川玄三  
依藤房隆

大多和新輔  
高木鍊吉

早川新太郎  
久田國義

木林本藏  
杉本守雄

破兵中尉 從七位  
歩兵少尉 正八位

同

同

騎兵大尉 正七位  
從七位

破兵大尉 正七位  
從七位

歩兵中尉 從七位  
從四位伯耆

同 從五位

同 正七位  
從七位

同

同

同 山越莊三郎  
芳野次郎

同 一等軍医正七位  
渡辺温行  
川口甲子次郎

同 二等軍医從七位  
神保濤次郎

同 同上、功依り勲六等軍大夫日章年金八十四、賜  
寺家村和介  
坂本 左在

同 歩兵大尉正七位  
相良頼見  
宮窪田秀三

同 騎兵大尉同  
永山元彦  
齊藤長義

同 歩兵中尉正八位  
東 相遠  
新崎友吉

同 西久保豊一郎  
神頭徳彌

同 高松公重  
加藤房吉

同 鈴木義任  
吉野有武

同 國守精造  
牛田重三郎

同 渥美 歡八  
伊東柳太郎

同 工兵中尉正八位  
加藤金之助  
渡辺 兼二

同 破安中尉從七位  
齊藤富熊  
中村 經介

同 馬内 賢吉  
武内 順二

同 輜重兵中尉正八位  
鈴木孝雄  
川嶋榮治郎

同 一等軍医正七位  
荒井多門  
坂 琢治

同 齊藤 栄藏  
渡辺 衛平

同 後七位  
大島虎之助  
依谷 省一

同 二等軍医正八位  
坦田 修造  
大須賀又雄

同 監督補正七位

二等軍吏三八位  
步兵少尉同

今井武雄  
金谷範三

同上功依勳二等軍夫旭日章及年七十四賜  
輜重兵大尉正七位

和崎恭彌

一等獸医正七位

川添寛隆  
大沢弘毅

步兵大尉從七位  
破兵中尉同

大島義勇  
町田英太郎

步兵中尉同  
工兵中尉同

岡本喜太郎  
河野長傳

二等藥劑官同  
二等軍医同

細川一郎  
林 暉 禮

步兵中尉同  
三八位

遠藤剛太郎  
飯 田 彬

二等軍医同  
二等軍吏同

阿久津武之助  
村松重太郎

同

須藤十三郎  
藤田祐一郎

二等軍医從七位

宮崎律三  
北村精造

破兵中尉三八位  
輜重兵中尉同

矢野駒太郎  
岩淵多門

破兵中尉同  
二等軍医同

高橋熊次郎  
細川孫三郎

破兵中尉同  
二等獸医同

海津三豊  
田野千別

二等軍吏三八位  
二等獸医同

相原集一  
坂巻祐太郎

二等軍医同

加納作太郎  
早川恭太郎

同

大塚善代四郎  
岡崎松太郎

同

飯田七太郎  
川口真作

同

倉野四郎  
江口龍男

三等軍吏同

守屋真男  
朝倉四郎

步兵少尉同

蓮實鉄太郎  
飯田久次

同 同  
三等軍医 同  
宮井鎮雄  
豐永 云純

同 同  
山口 弘夫  
秋山春齋

同 同  
藤崎 貞市  
中嶋 藤次郎

同 同  
步兵少尉  
草名 常盤  
郷家 桑吉

同 同  
坂兵少尉  
益嶋 治太郎  
堀越 順三郎

同 同  
步兵少尉  
須藤 注連吉  
日榮 賢治

同 同  
同 同  
梅田 音五郎  
早乙女 典市

同 同  
工兵少尉  
山口 次郎

同 同  
授賜  
馬杉 直太郎  
渡辺 行廣  
中村 義雄

同 同  
一等軍医 正七位  
長谷田 務

同 同  
二等軍医 同  
久米 猪一

同 同  
步兵中尉 同  
小白 秀太郎  
松本 慶次郎

同 同  
理 幸 同  
檜山 金亮  
池田 晋次郎

同 同  
步兵少尉 同  
二宮 秋太郎  
關 榮造

同 同  
同 同  
野沢 寺之助  
三浦 三平

同 同  
工兵少尉 同  
勝井 藤郷  
鈴木 善藏

同 同  
三等軍医 同  
吉田 成太郎  
和久井 平三郎

同 同  
同 同  
浅石 長雄  
安嶋 進平

同 同  
同 同  
鈴木 精一郎  
小林 健吉

二等軍医 正八位  
輕重 兵中尉 正七位

鈴木 方 授  
中嶋 五郎

三等軍前官正八位

鈴木精四郎

步兵少尉

近藤醜年

工兵少尉

徳永徳雄

砲兵少尉

芥木捨作

砲兵少尉

野中幸三郎

砲兵少尉

川端倉松

砲兵少尉

三井火三郎

三等軍吏

今村直太郎

砲兵少尉

矢嶋良策

砲兵少尉

小平漢次郎

三等軍吏

春名権四郎

砲兵少尉

菊池 隼

砲兵少尉

最上喜太郎

砲兵少尉

荒浪漢平

三等軍吏正八位

高橋 徹

步兵少尉

横川健平

砲兵少尉

山名孝熊雄

砲兵少尉

藤和元次郎

砲兵少尉

木村平三郎

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

砲兵少尉

今村龍作

同 同 同 同  
鈴木伊十  
上田恒

同 同 同 同  
武部條太郎  
藤沢一郎

同 同 同 同  
青地留三郎  
(克)

同上ノ功ニ依リ金百圓ヲ賜フ  
才六田陸軍将校の叙勲 十月十六日

陸軍少佐大佐從五位勲三等 櫻井重壽  
明治二十八年の戦役ノ功ニ依リ中級章及金五百圓

授賜  
陸軍歩兵大佐從五位勲三等 杉村務本

同上ノ功ニ依リ中級章及金五百圓  
益満邦介

旭日中級章ヲ授賜  
同上ノ功ニ依リ勲三等旭日中級章及金三百六十

圓ヲ授賜  
同上ノ功ニ依リ勲三等瑞寶章及金五百圓ヲ授賜

同上ノ功ニ依リ勲三等瑞寶章及金五百圓ヲ授賜  
高山信明

同上ノ功ニ依リ勲四級金鷄勲章并年金五百圓勲三等  
瑞寶章ヲ授賜  
吉田清一

同上ノ功ニ依リ勲四級金鷄勲章并年金五百圓勲三等  
瑞寶章ヲ授賜  
駒沢保康

同上ノ功ニ依リ勲四級金鷄勲章并年金五百圓勲三等  
瑞寶章ヲ授賜  
大谷喜久藏

同上ノ功ニ依リ勲四級金鷄勲章并年金五百圓勲三等  
瑞寶章ヲ授賜  
石井集太

同上ノ功ニ依リ勲四級金鷄勲章并年金五百圓勲三等  
瑞寶章ヲ授賜  
鳴野翠平

同上ノ功ニ依リ勲四級金鷄勲章并年金五百圓勲三等  
瑞寶章ヲ授賜  
中村正雄

同上ノ功ニ依リ勲四級金鷄勲章并年金五百圓勲三等  
瑞寶章ヲ授賜  
長屋尚緝

同上ノ功ニ依リ勲四級金鷄勲章并年金五百圓勲三等  
瑞寶章ヲ授賜  
依藤英敦

同上ノ功ニ依リ勲四級金鷄勲章并年金五百圓勲三等  
瑞寶章ヲ授賜  
山本登喜次

同上ノ功ニ依リ勲四級金鷄勲章并年金五百圓勲三等  
瑞寶章ヲ授賜  
江橋貞雄

同上ノ功ニ依リ勲四級金鷄勲章并年金五百圓勲三等  
瑞寶章ヲ授賜

同功、功、依旭日十級章及年金五百八十田ヲ授賜  
一等監督白六位勳五等 決山中奉行  
同上、功、依、勳、五、等、旭日、十、級、章、及、年、金、百、八、十、田、ヲ、授、賜

步兵少佐、後、六位、勳、五、等、 渡邊耕作

同上、功、依、功、五、級、金、鷄、勳、章、年、金、三、百、田、及、勳、四、等、  
瑞寶、章、ヲ、授、賜

騎兵少佐、白、七、位、 山本米太郎

同上、功、依、功、五、級、金、鷄、勳、章、年、金、三、百、田、及、勳、六、等、  
瑞寶、章、ヲ、授、賜

二等軍医、正、後、六位、勳、五、等、 野村萬里

同上、功、依、勳、五、等、及、旭日、章、及、年、金、三、百、田、ヲ、授、賜

步兵少佐、白、六、位、勳、四、等、 河北祐充

同上、功、依、旭日、十、級、章、年、金、百、八、十、田、ヲ、賜  
步兵少佐、後、六位、 福崎正名

同上、功、依、金、三、百、田、ヲ、賜 (完)

第七回陸海軍ノ叙勳  
十月十八日

步兵大佐、後、五位、勳、三、等、 真鍋 正

同上、功、依、勳、三、等、 佐藤 正

同上、功、依、勳、三、等、 止田有 澤

同上、功、依、勳、三、等、 土屋 火春

同上、功、依、勳、三、等、 塚本 徳嘉

同上、功、依、勳、三、等、 栗飯原 常世

同上、功、依、勳、三、等、 西嶋 助義

同上、功、依、勳、三、等、 友安 治次

同上、功、依、勳、三、等、 柴田 正孝  
同上、功、依、勳、三、等、 菊池 萬忠  
同上、功、依、勳、三、等、 富田 三造  
明治二十八年戰役、功、依、功、四、級、金、鷄、勳、章、  
並、年、金、五、百、田、及、旭日、章、ヲ、授、賜  
同上、功、依、勳、三、等、 酒井 元太郎  
同上、功、依、勳、三、等、 富永 政利  
同上、功、依、勳、三、等、 橋本 昌世

同上ノ功ニ依テ四級金鷄勳章並年金五百圓及  
勳三等瑞寶章ヲ授賜

歩兵大佐後五位勳四等 中村 覺

同 同 大生 定孝

同 同 榮野 義廣

輜重兵大佐同 同 原田 良太郎

同 同 林 忠丈

憲兵中佐後之位 同 渡辺 章一

歩兵中佐正六位 同 宇依川 一正

同 同 一戸 兵衛

同 同 出見 正義

同 同 谷由 文衡

破兵中佐 同 出石 敏彦

同 同 川村 益直

同 同 渡辺 當次

同 同 馬場 正雄

輜重兵中佐後大佐 同 平尾 信吉

二等監督正六位 同 甲斐 敬直

同 後六位 同 今江 和太郎

歩兵少佐 同 小野寺 實

同 同 三原 重雄

同 同 内司 和太郎

同 同 奥山 義章

同 同 石田 貞珍

同 同 鈴木 常武

同 同 依木 透

同 同 徳田 誠一

同 同 田貫 三

輜重兵少佐 同 同

同上ノ功ニ依テ四級金鷄勳章並年金五百圓及

勳四等瑞寶章ヲ授賜

加日ノ級章ヲ授賜 武田 秀山

歩兵大佐後五位勳五等 同

同 同 木越 安綱

同 同 高木 作造

同 同 竹内 正策

同 同 落合 泰藏

同 同 東條 英教

同 同 嶋 弘毅

同 同



同 從六位 同 南部辰雨

同 同 出村信秀

同 同 木村重

同 同 中田時懋

同 同 山内定矩

同 同 吉見精

同 同 粟本忠能

同 同 富田春壁

同 同 内藤新一郎

同 同 藤本太郎

同 同 奥宮三徳

同 同 丸山直寛

同 同 中村銀三郎

同 同 佐川耕作

同 同 廣 虎

同 同 小池心直

同 同 山口善藏

同 同 松波太郎

同 同 長岡外史

同 同 桂木雅美

同 同 高道

同 同 永田

同 同 押止森藏

同 同 福原信藏

同 同 外松孫太郎

同 同 小原芳次郎

同 同 手嶋木蓋

同 同 林太一郎

同 同 山田一男

同 同 矢頭雅登

同 同 渡辺鉄太郎

同 同 青木宣純

同 同 川谷致秀

同 同 柴五郎

同 同 星野金吾

同 同 小嶋好問

同 同 二兵少佐

同 同 二兵少佐

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

同 同 一等監督正六位

二等軍医正四 倉辻明俊  
今村緝熙

一等功依功四級金鷄勳章並年金五百圓及  
有馬太郎

單火旭日章ヲ授賜  
福嶋安正

軍医監從五位 中泉 正  
森 祇 敬

歩兵少佐正六位勳四等 森 祇 敬  
破兵少佐 正 木村 起 善

賜  
海軍少將從五位勳四等 角田 秀 松

海軍少令部正局長兼兼才二局長大本營海軍參謀  
謀在戰中明治二十八年戰役功依功四級金鷄勳章並年金五百圓及旭日小綬章ヲ授賜

海軍大佐正六位勳四等 伊集院 五 郎

明治三十七八年戰役功依功四級金鷄勳章並  
年金五百圓及旭日小綬章ヲ授賜

海軍少佐正六位勳五等 新納 時 亮  
安原 金 次

同上功依功四級金鷄勳章並年金五百圓及  
旭日章ヲ授賜

海軍大佐正六位勳六等 三浦 宗 太郎  
曾 尾 直 雄

同上功依功四級金鷄勳章並年金五百圓及  
旭日章ヲ授賜

陸軍少佐少佐 喜志 鶴 光  
平井 信 義  
河村 光 治  
小倉 信 基

叙功五級金鷄勳章並年金三百圓及旭日小綬章

陸軍少佐少佐 桂 真 澄  
神 戶 守 正  
後 部 尚

陸軍少佐少佐 杉 浦 幸 治  
湯 淺 伍 介  
井 石 順 介  
行 山 義 一

陸軍少佐少佐 設 樂 一  
木 造 和

陸軍少佐少佐 豐 邊 新 作

陸軍騎兵少佐



破兵少佐

依野備次郎  
吉田 登

工兵少佐

大久保徳明  
平山増之助

大專制官

叙勲五等双光旭日章年金百二十圓

憲兵少佐

矢田秀貫

三等監督

関本茂行

叙勲四等旭日小綬章年金三百圓

歩兵少佐

甲谷為邦

砲兵少佐

谷田栄壽

工兵少佐

加義 正義

叙勲五等双光旭日章年金百圓

歩兵少佐

神谷景昌

砲兵少佐

依藤忠義

二等軍医正

渡辺忠三郎

叙勲五等双光旭日章年金三百圓

雪吹常之

歩兵少佐

菅波久弁

二等軍医正

庄田喜太郎

叙勲五等双光旭日章年金二百圓

騎兵少佐

伊藤知彰

叙勲五等瑞寶章年金百五十圓

輜重兵少佐

武田信恭

二等軍医正

半井英輔

同

柴田信央

叙勲六等单光旭日章年金八十四圓

大沢界雄

輜重兵少佐

原田輝太郎

叙勲七等单光旭日章年金七十圓

遠藤 洋

歩兵少佐

高井敬義

二等軍医正

安東貞義

叙勲八等单光旭日章年金百五十圓

吉田公宗

歩兵大佐

関 定暉

同

梅崎信量

叙勲日中綬章年金二百六十圓

叙勲日中綬章年金二百六十圓

一等監督

叙勲日中綬章年金二百六十圓

叙勲日中綬章年金二百六十圓

叙勲日中綬章年金二百六十圓

工兵大佐

叙勲日中綬章年金五百圓

叙勲日中綬章年金五百圓

叙勲日中綬章年金五百圓

騎兵少佐

梅崎信量

叙勲日中綬章年金五百圓

梅崎信量

叙勲日中綬章年金五百圓

梅崎信量

叙勲日中綬章年金五百圓

梅崎信量

授旭日小綬章年金百八十圓  
憲兵少佐 絲賀虎次郎

授旭日小綬章年金百三十五圓  
破兵中佐 西村千里

步兵少佐 田辺光正

授旭日小綬章金四百圓  
破兵少佐 梅地庸之丞  
栗原乙也

步兵少佐 村田経緯

步兵少佐 里見正基  
伊藤元善

賜年金百八十圓 山縣俊信

賜年金四百圓 福谷幹雄  
栗山敏

破兵少佐 宇野益良

賜金三百圓 齊藤孝史

授勳五等双旭日章 年金百二十圓 (完)

### 南進軍赤狗嶺古領 (後)

十月十八日午後一時十五分 赤北突  
同十九日午前六時 赤北本營迄

一 南進軍司令部 十月十七日布袋嘴(上陸)塩  
水港(上陸) 塩水港(上陸) 塩水港(上陸)

二 近傍師團 高嘉義友(附進)駐止(上陸)  
三 限成(旅團)八十五(中)上陸(終)見(上)

又其(上)上陸(上) 部(塩水港)及(上)竹  
仔(附進)上(上)

コカシタカ(若冬仔カ)附近(上)於(上)歩兵(五)聯隊  
才(三)大隊(中)隊(二)才(五)聯隊(才)三(大隊)の(二)才(隊)

才(の)没(上)出(上)及(上)工(兵)小(隊)八(十)二(日)約  
三千(の)敵(隊)を(受)け(上)撃(退)し(敵)の(死)傷

約(四)百(我)員(傷)八(名)也(上)  
十三(日)再(上)敵(兵)約(二)千(餘)を(撃)退(上)し

敵(の)火(傷)約(三)十(我)員(傷)二(名)  
四(才)二(師)團(八)十(四)日(上)東(港)渡(河)の(目)的(上)也

渡河困難より以て十四日火之を實行せしむ  
 能はざるに東港上流の偵察を兼せし右側  
 枚隊一大隊と一中隊ハチヨコオスイニ於て  
 五百余の敵と會し之を撃退せり我負傷  
 下士以下九十四あり又敵ハ三十九の死者を録  
 せり十九日師團ハ前營を以て南部鳳山  
 の十方子達中地日午七時より我艦隊ハ所  
 狗破高より砲撃せし之を沈黙せしめし後  
 午後二時迄陸隊を以て該所の三砲臺  
 大令ヲ占領せり師團ハ南部鳳山より歩  
 兵夜美遣り寺狗半島に於て艦隊と連  
 絡せし是れ十九日師團ハ微弱なる敵の  
 抵抗の後鳳山縣を占領せり  
 大令並に參謀總長  
 十月十六日  
 同十七日午七時十分  
 同十八日午七時十分

劉永福の要求拒絶 (前)

十月十六日  
 同十七日午七時十分  
 同十八日午七時十分

十日劉永福の要求を以て和議の條件ハ所用詞極難  
 爲書し英領事官に送るに英領事官ハ英領事官ハ  
 搭(樹湖)島に來り之を有故備隊隊司令長官  
 交附書依り有故中將ハ十二日安海神君より劉君  
 劉君は其の代理人ハ皇帝國軍飛吉野に於て會見  
 せしめし約せり  
 此に於て十日高嶋副司令官ハ本職ハ前項劉の  
 送るに書し討(答)書を有故中將に送る劉永福  
 十送り其要求を拒絶せり  
 十一日劉ハ英國人ハ女子前同様の言を以て近傍  
 師團長の計ハ送る近傍師團長亦断絶之を命じし  
 十日混成歩隊團ハ艦隊に之を許さず敵の抵抗  
 を撃退し本隊艦隊に上陸し始めし此旅團ハ港  
 濱ハ不良と天候の爲に上陸難し困難なり十四日  
 日兵未だ軍隊の若干ハ上陸を終る能はざる  
 又十二日頃より本隊艦隊に敵兵及土匪蜂起  
 月日下持操中  
 十一日師團ハ嘉善に上り其前營ハ若くは  
 附兵士上陸し劉君に於て文を以て上陸を終る

其前傷及の右側枝隊ハカリヨウ及む若令御上  
於し稍々頑固なる敵の抵抗ハ必令了猛烈なる  
攻較多の故終之之ヲ擊退し了我火傷八五人  
十石戸二師兵ハ京濱附近ニ達し了而し十四日  
ハ八尾山ニ至る取し了乃らハ此水未ハ此敵ヲ  
接せし

十月十五日壬辰北ノ於テ 榊山總督  
冬謀總長

廢王妃の詔勅 十月十日 京城發

朕の昨御さるる時三十二年治代漸く並及世ハ  
是等ハ王后関女其親貴ヲ援引し朕の左右ニ布  
置して朕の聰明ヲ難却し人民ヲ剽割し朕の政令ヲ  
偶亂し官爵ヲ濫賞し以テ貪虐地方ヲ普く盜賊ヲ  
りて四起せしめし

宗社及ハ乎ハ其危殆ニ朕其惡の極き了を和見  
之故計せざるハ朕の不明也此其極其貴子ヲ顧  
念し以テ之ヲ抑壓せしる為め昨年十一月宗廟ヲ焚害  
し了若續宗廟の國政ヲ干渉せし了計せし了以  
関女の改悟せし冀へし了子関女高田惠ヲ接し了

潛りて其貴子及ハ群小輩ヲ相引進し朕の勤靜ヲ  
案判り國務大臣の引接し防遏し了又朕の國兵ヲ  
解散し了朕の旨ヲ矯め亂を激起し了事變の如キヤ  
朕ヲ離れし其身ヲ輝けし午の往來を踏襲訪求  
し了又出現女ハ其受王后の德ヲ稱せし其罪惡莫  
大ニ

其王宗廟ヲ儀ハる朕ハ是志ヲ得し朕の家ヲ故  
去し謹敬し王后関女ヲ廢し了庶人ト為し了

同四五百四年八月十二日奉 勅  
宮内大臣 李載冕

内閣総理大臣 金島集

外部大臣 金久植

内部大臣 朴正天陽

度支部大臣 沈相薰

軍部大臣 趙義淵

法部大臣 徐光範

學部大臣 臨時署理 鄭秉夏

農商工部大臣 署理 鄭秉夏

朕王太子の誠孝ノ情理ノ顧念し了廢人関女ヲ  
嬖寵し特賜せしものあり

開國五百四年八月二十三日

歸朝ノ命ハ 特命全權公使ノ爵

三浦梧棲

ハ

朝鮮公使第一等書狀官杉村

澹

外務省政務局長

小村壽太郎

任朝鮮駐在辦理公使

特命全權公使

井上

毅香

御用有之朝鮮國京城ハ出張被仰付(十月六日)

亦八回陸軍海軍ノ叙勲

十月九日

陸軍工兵中佐

河野通成

叙勲三等旭日中綬章年令三百六十四

破兵大尉

林

尚

叙勲四等旭日中綬章年令百八十四

二等軍医中佐 叙勲三等或野水城

叙勲五等双光旭日章年令百三十四

歩兵大尉 叙勲四等或野水城

叙勲五等双光旭日章年令百三十四

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

破兵大尉 叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章

叙勲五級金鷄勲章年令三百四十四 叙勲四等瑞宝章



叙功五級金鷄勳章年金三百圓 小春濤太郎  
步兵大尉 小池安之  
岩滿伴太郎

有田 恕  
佐伯運之助

根川重太郎  
宇都宮太郎

大庭二郎  
小沢季治

下山筆八  
井上仁郎

近野鳩三  
土屋喜之助

西田治六  
永沼秀安

輜重兵大尉 寺田文太郎  
步兵中尉 石沢盛松

橋本齋次郎

赤司安一郎  
長松徳太郎

晴氣 市三  
吉松徳三郎

居井直吉  
南部頼次郎

井出岩助  
吉田慎三郎

山手久真

笠原 栄吉

弘中行道  
大橋利美

福井正義

依伯 同  
飯田徳之進

鈴木 四教

授双光旭日章年金百圓  
海軍大尉

步兵中尉

叙功七級金鷄勳章年金百圓 勳之等瑞宝章

叙功五級金鷄勳章年金三百圓 勳之等瑞宝章

步兵少尉

工兵少尉

砲兵中尉

砲兵大尉

騎兵中尉

騎兵大尉

砲兵大尉

砲兵大尉

砲兵大尉

同 山縣文藏  
黒井悌次郎

同 叙五級金鷄魚章年金三百圓  
高嶋萬太郎

同 叙五等單光旭日章年金二百圓  
氏藤喜平次  
丹羽教忠

同 叙五等單光旭日章年金百圓  
川嶋令次郎

同 大石士郎  
近藤常松

同 櫻井吉丸  
隈元通純

同 海軍少尉  
下村延太郎  
松村純一

同 海軍大尉  
保坂亮太郎  
真田権太郎

同 叙五等單光旭日章年金百圓  
高原鉄太郎

同 海軍少尉  
高原鉄太郎

海軍大尉  
叙五等瑞宝章年金三百圓  
永淵明奥

同 叙五等瑞宝章年金二百圓  
本町文三郎

同 叙五等瑞宝章年金百五十圓  
種子嶋時芳  
濱田宗一郎

同 叙五等單光旭日章年金二百圓  
松原三治郎

同 叙五等單光旭日章年金百八十圓  
吉岡俊平  
中井莊介

一等軍吏  
金沢信豊

同 叙四等單光旭日章年金四百圓  
大田原清

同 叙四等單光旭日章年金三百圓  
信三

同 叙四等單光旭日章年金二百圓  
吉村二敏

步兵大尉  
叙四等單光旭日章年金百三十五圓  
上田文太郎

御兵大尉 金子徳輝  
一等軍吏 崎元正務

叙勲四等瑞寶章金二百四  
步兵大尉 古谷 半

叙勲四等旭日小綬章金三百四  
遠藤 昶

川端知十郎  
後藤雄吉

憲兵大尉 中井 巖  
騎兵大尉 廣幡忠朝

輜重兵大尉 國分金三郎  
監督補 小倉美佐雄

叙勲五等双光旭日章年金百廿四  
賞志典 正

山根 巖  
高田 治二

杉原徳臣  
中原信義

騎兵大尉 宮崎 義一  
一等軍吏 松井英忠

步兵中尉 高橋 弘

叙勲五等双光旭日章年金三百四  
横地長幹  
磯矢郁藏

步兵大尉 松永有次  
外谷鉦次郎

輜重兵大尉 小野 信一  
一等軍吏 諸橋 勝馬

叙勲五等双光旭日章年金百廿四  
白石松五郎

步兵少佐 市川 常孝

步兵大尉 岩崎 正勝  
憲兵大尉 古賀要三郎

一等勲医 田本 永

叙勲五等双光旭日章年金二百四  
諏訪 頼永

破兵大尉 木内 悟禎

一等軍医 相良 孝道  
步兵大尉 景山 直明

步兵中尉  
理 幸

近藤快造  
三村清景

二等軍吏  
一等軍吏

波田 亮  
三宅周作

叙勳五等瑞宝章金二百圓

中村致壽

二等軍吏  
輜重兵大尉

中村友次郎  
森山 致中

叙勳五等瑞宝章金百五十圓

小田柿武次郎  
依村三郎

步兵少尉

怡土 兼  
内田 鎮一

三等軍吏

齊藤兼四郎

賜金百圓

宮崎 兼文

騎兵大尉

松田秀永  
井村一彦

步兵中尉

古賀 治人  
山田陸 樵

叙勳中尉  
叙勳中尉

尾貫 好徹  
壽摩 虎藏

二等軍吏

叙勳五等瑞宝章金八圓

叙勳五等瑞宝章金八圓

山川 傳太郎  
堤 吉次

步兵中尉

羽生 俊助  
廣瀬 直士

步兵中尉

南 吾  
守垣 奎治

步兵中尉

高山 逸明  
内山 義一郎

輜重兵大尉

市川 文二郎  
依伯 幸之助

三等軍吏

山村 辰彌

騎兵少尉

伊藤 民四郎  
畠 田 知文

叙勳五等瑞宝章金七十圓

宮崎 吉輝  
杉本 四郎

步兵大尉

騎兵大尉

同 大尉  
輜重兵中尉

吉田平太郎  
関祐吉郎

同 大尉  
輜重兵中尉

俣野 泰  
種子田秀實

同 大尉  
輜重兵中尉

沢井佳十郎  
伊藤祐俊

同 大尉  
輜重兵中尉

中川福雄  
森部静夫

同 大尉  
輜重兵中尉

武富 令治  
真木豊義

同 大尉  
輜重兵中尉

福永卯之助  
原 庄三郎

同 大尉  
輜重兵中尉

細井友三郎  
金子兼吉

同 大尉  
輜重兵中尉

飯沼 徳造  
中村 幸

同 大尉  
輜重兵中尉

岡本 梯次郎  
橋本 梯次郎

同 大尉  
輜重兵中尉

山本 光堂  
原田 悦造

同 大尉  
輜重兵中尉

木村 心義  
白江 規矩三郎

同 大尉  
輜重兵中尉

横田 東一郎  
吉雄 英三郎

同 大尉  
輜重兵中尉

尾野 安夏信  
依藤 平内

同 大尉  
輜重兵中尉

清 安也

同 大尉  
輜重兵中尉

中西 司馬  
嶋内 源一郎

同 大尉  
輜重兵中尉

猪谷 不美男  
入江 伴吉

同 大尉  
輜重兵中尉

清水 盛次  
武藤 信義

同 大尉  
輜重兵中尉

三木 真多吉  
空井 聖五郎

同 大尉  
輜重兵中尉

栗村 和一郎  
田中 徳見

同 大尉  
輜重兵中尉

吉田 勝三郎  
桑原 秀吉

四 大上吉太郎

廣木卓甫

四 一等軍医

長武連

四 少将

目賀田生五郎

四 憲兵少尉

柿本末太郎

四 少尉

渡辺 恂

四 加舎正

加舎 正真

四 小川政憲

小川政 憲

四 森山 康作

森山 康作

四 天品惠壽計

天品惠壽計

四 笠岡増次郎

笠岡増次郎

四 岸本 碩太郎

岸本 碩太郎

四 桑氣模太郎

桑氣模太郎

四 内海傳太郎

内海傳太郎

四 川目 謙三

川目 謙三

四 半田 久雄

半田 久雄

四 後部 成允

後部 成允

四 川村 光茂

川村 光茂

岸本 碩太郎

四 一等獣医

小野 武次

四 一等軍医

津田 幸平

四 原八百太郎

原八百太郎

四 鳩山多義彌

鳩山多義彌

四 杉中清次郎

杉中清次郎

四 水町恒一郎

水町恒一郎

四 長谷川猪三郎

長谷川猪三郎

四 山田 定直

山田 定直

四 岡崎 武雄

岡崎 武雄

四 大庭 景一

大庭 景一

四 井沢 岩平

井沢 岩平

四 松本 浩

松本 浩

四 法谷 國高

法谷 國高

四 吉海 巖潮

吉海 巖潮

四 松浦 望太郎

松浦 望太郎

四 安藤 辰之郎

安藤 辰之郎

四 大江 保

大江 保

四 船川 吉次郎

船川 吉次郎

四 瀬戸山 清彦

瀬戸山 清彦

四 竹内 辰藏

竹内 辰藏

二等軍吏

嶋田鶴之助  
大橋次郎太

四等軍吏

廣瀬正徳  
伏森安太郎

四等軍吏

尖井芳太郎  
加藤嘉七

四等軍吏

迎兵衛  
笠貞次郎

四等軍吏

中村李  
松浦準

四等軍吏

鈴田安次郎  
愛野蜂太郎

破兵少尉

延山金太  
大河原熊彦

破兵少尉

田中廣英  
今井貞次

四等軍吏

嶋野四平  
清崎尹夫

三等軍吏

河無健次  
内野大喜

步兵大尉

今津徳五郎  
山本正身

破兵大尉

野中務明  
花本友次郎

三等軍吏

廣部文助  
三保谷務城

三等軍吏

加藤文郁  
太田模太郎

海軍少軍医

安藤米三郎

陸軍破兵大尉

橋本良美  
馬淵安五郎

四等軍吏

河北俊義  
木下守三郎

四等軍吏

託摩治敬  
吉沢逸八

四等軍吏

大隈  
生田東作郎

四等軍吏

秀嶋七郎  
松田祐作

一等軍匠

谷 岩彦  
平松 良純

破兵中尉

立石 菊藏  
伊森 重夫

中尉

吉賀 啓太郎  
片岡 正俊

二等軍匠

小原 芳雄  
納富 嘉彦

二等軍匠

萩原 源次郎  
柴野 清四郎

二等軍吏

山下 儀三郎  
小宮 虎雄

騎兵大尉

湯淺 儀太郎  
三兵 於英務

憲兵少尉

市川 登之助  
坂本 量吉

步兵少尉

西出 進一  
後藤 義範

中尉

中原 榮  
宮内 善十郎

一等軍匠

松本 雙三郎  
二十二 國

二等軍匠

上田 初市  
永田 碩次郎

二等軍匠

江口 達三郎  
吉村 俊雄

二等軍匠

秋山 鉄吉  
中尾 清俊

二等軍匠

有村 晃  
山口 律造

破兵少尉

松尾 清英  
森 俊藏

二等軍匠

山本 清  
下林 喜十郎

二等軍匠

本庄 忠三  
山縣 林侯

二等軍匠

岩永 巖  
大津 寛次郎

二等軍匠

井嶋 謙藏  
石黒 三千雄



三等歌匠  
三等軍吏

母里春次郎  
布施芳太郎

同

徳田保太郎  
堀川松次郎

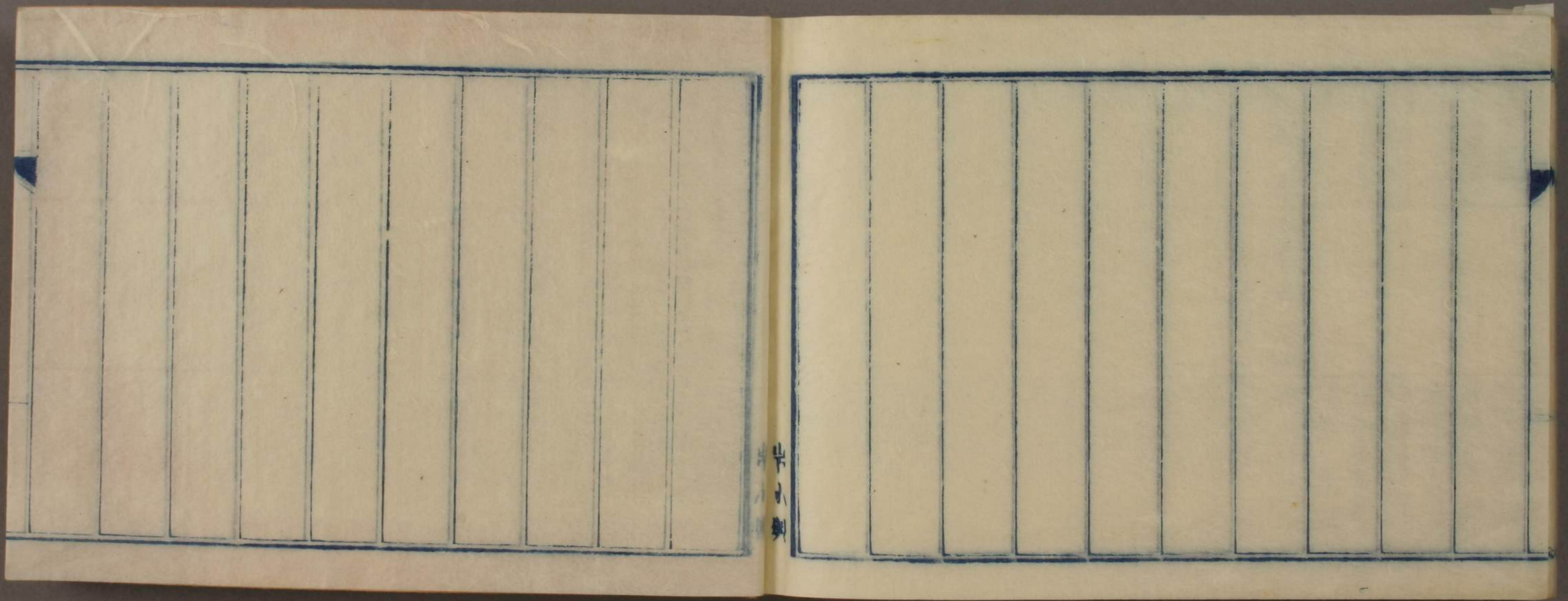
同

村山平三郎  
平田 虎吉

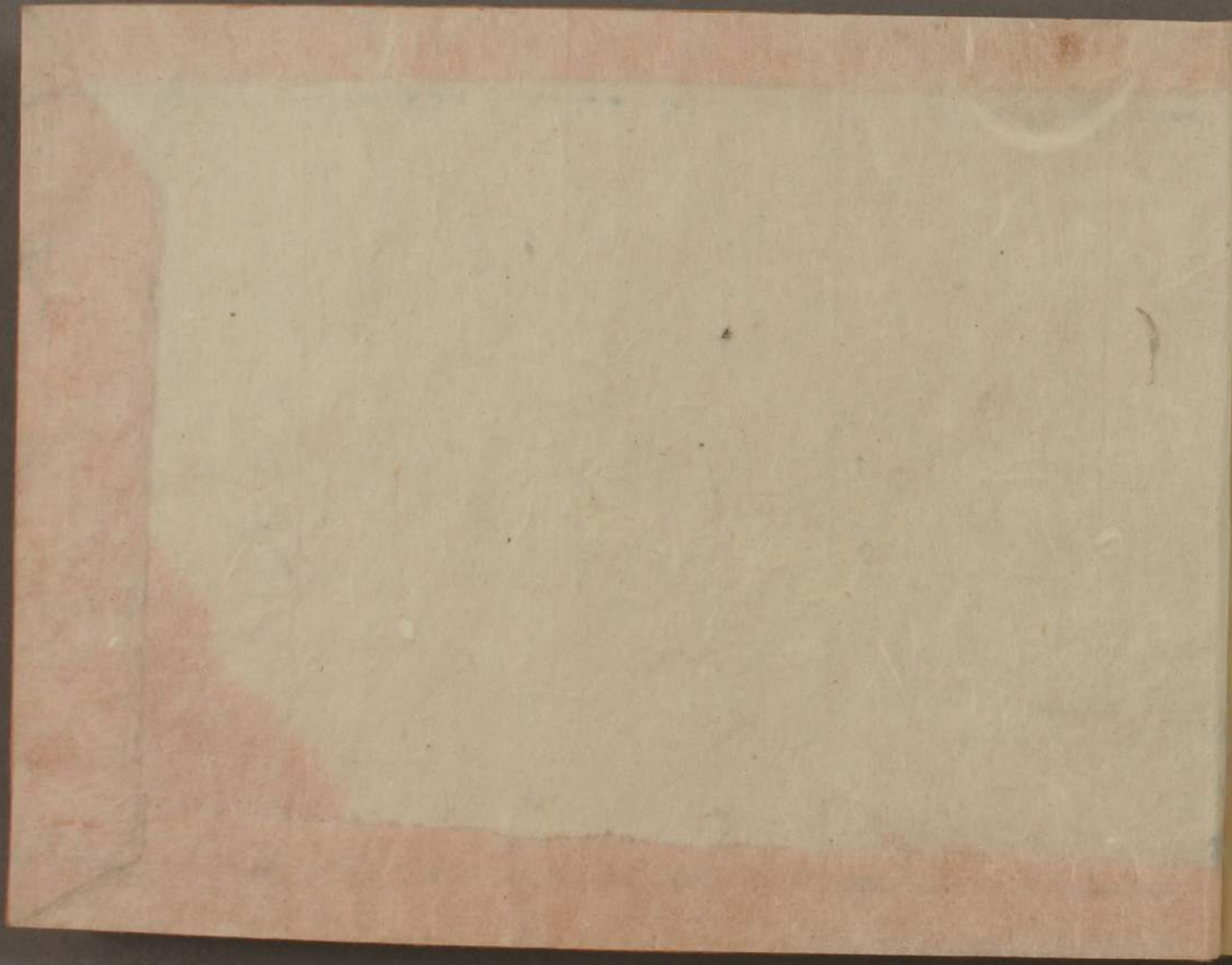
叙勲六等瑞寶章金一百両 (文)

平田 虎吉





共  
八  
冊



非心錄

This image shows a blank page from a ledger or account book. The page is cream-colored and features a blue grid pattern. The grid consists of a horizontal line at the top and bottom, and several vertical lines that create a series of columns of varying widths. The columns are currently empty, suggesting the page is unused or has been cleaned. The page is positioned on the right side of an open book.

